柏崎市建設工事契約関係便覧

平成２４年１１月

(令和６（２０２４）年６月更新)

柏崎市財務部契約検査課

刊行にあたって

公共工事は広く一般市民の理解と信頼の下に進めることが肝要であり、入札・契約事務を行うに際しては、透明性の確保や公正な競争の促進、さらには不正行為の排除の徹底等、適正な執行や手続きの確保が不可欠とされています。

公共工事の入札、契約事務の適正化に向けては、平成１２年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定されるなど、様々な法令の整備が進められています。柏崎市においても、関係する条例や要領・規程等を制定し、公共工事の適正な発注に努めています。

本便覧は、入札及び契約に関する法令や柏崎市の関係条例、要領・規程等を幅広く収録しました。柏崎市が発注する公共工事の入札及び契約の適正な執行に向けて、本便覧をご活用ください。

平成２４年１１月

柏崎市財務部契約検査課

柏崎市建設工事契約関係便覧　目次

1　基本法令

・地方自治法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
・地方自治法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
・建設業法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
・建設業法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
・建設業法施行規則（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）　・・　40
・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律施行令（抄）　・・　51
・公共工事の品質確保の促進に関する法律　・・・・・・・・・・・・　55
・新潟県柏崎市議会の議決に付すべき契約及び
財産の取得又は処分に関する条例　・・・　68
・新潟県柏崎市財務規則（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
・新潟県柏崎市上下水道局会計規程（抄）　・・・・・・・・・・・・　87

2　資格審査及び業者選定

・新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（抄）　・・・・・・・　107
・新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領　・・・　121
・新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程　・・・・　134
・柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査要領　・・・・・・・・　136
・柏崎市共同企業体運用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　139
・新潟県柏崎市入札参加資格要件等審査委員会規程　・・・・・・・・　144
・新潟県柏崎市上下水道局入札参加資格要件等
審査委員会規程　・・・・・　147

3　入札、疑義申立て

・柏崎市制限付一般競争入札実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・　151
・柏崎市公募型指名競争入札実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・　157

・柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領　・・・・・・・　160

・柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領　・・・・　164
・柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する取扱いについて　・・・　170
・柏崎市上下水道局発注工事の積算疑義申立てに
関する事務取扱要領　・・・　175
・柏崎市総合評価方式試行要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　176
・柏崎市総合評価方式試行要領の運用基準　・・・・・・・・・・・・　184
・柏崎市建設工事最低制限価格取扱要領　・・・・・・・・・・・・・　215
・柏崎市低入札価格調査実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・　217
・柏崎市低入札価格調査取扱要領の運用基準　・・・・・・・・・・・　220
・柏崎市電子入札運用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　223
・柏崎市電子入札システム利用者登録番号交付申請要領　・・・・・　231

4　請負契約
・建設工事請負基準約款
（新潟県柏崎市財務規則別記（第 180 条関係））　・・・・・・・　239
・柏崎市工事請負契約における契約の保証に関する取扱要領　・・・　276
・柏崎市建設工事の前金払及び部分払の取扱要領　・・・・・・・・・　287
・柏崎市中間前金払取扱要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　290
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抄）　・・・・・　297
・現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準　・・・・・・・・　298
・建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要綱　・・・・・・・・　305
・柏崎市電子契約実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　320
・柏崎市上下水道局電子契約実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・　326

5　指名停止、談合情報、苦情処理、入札監視委員会
・柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領　・・・・・・・・・・　329
・柏崎市談合情報対応事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・　338
・柏崎市発注工事及び指名停止措置に関する苦情処理要領　・・・・　348
・新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例　・・・・・・・・・・・・・・　357
・新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則　・・・・・・・・・　359
・柏崎市入札監視委員会の運営に関する事務処理要領　・・・・・・・　360

1　基本法令

地方自治法（抄）

発令　　：昭和２２年４月１７日法律第６７号
最終改正：令和５年１２月２０日号外法律第８９号

第２編　普通地方公共団体

第９章　財務

第六節　契約

（契約の締結）

第二百三十四条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

４　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

５　普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地

方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6　競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（長期継続契約）

第二百三十四条の三　普通地方公共団体は、第二百十四条の

規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令（抄）

発令　　：昭和２２年５月３日号外政令第１６号
最終改正：令和６年３月３０日号外政令第１６１号

第２編　普通地方公共団体

第５章　財務

第６節　契約

（指名競争入札）

第百六十七条　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支

援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進

に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六　競争入札に付することが不利と認められるとき。

七　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九　落札者が契約を締結しないとき。

２　前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

３　第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

４　前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（せり売り）

第百六十七条の三　地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第百六十七条の五　普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

２　普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（一般競争入札の公告）

第百六十七条の六　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

（一般競争入札の入札保証金）

第百六十七条の七　普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

２　前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第百六十七条の八　一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正か

つ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3　入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4　普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第百六十七条の九　普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第百六十七条の十　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価

格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第百六十七条の十の二　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3　普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4　普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5　普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

６　普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の十一　第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

２　普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

３　第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第百六十七条の十二　普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

２　前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

３　第百六十七条の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

４　普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第百六十七条の十三　第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二（第六項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（せり売りの手続）

第百六十七条の十四　第百六十七条の四から第百六十七条の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（監督又は検査の方法）

第百六十七条の十五　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

２　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

３　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

４　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

（契約保証金）

第百六十七条の十六　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

２　第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第百六十七条の十七　地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一　工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二　財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三　物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四　財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五　物件の貸付け		三十万円
六　前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

建設業法（抄）

発令　　：昭和２４年５月２４日号外法律第１００号
最終改正：令和４年６月１７日号外法律第６８号

第三章　建設工事の請負契約

（建設工事の請負契約の原則）

第十八条　建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条　建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　工事内容

二　請負代金の額

三　工事着手の時期及び工事完成の時期

四　工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五　請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六　当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八　価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

十　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十一　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十二　工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十三　工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十四　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十五　契約に関する紛争の解決方法

十六　その他国土交通省令で定める事項

2　請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3　建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（現場代理人の選任等に関する通知）

第十九条の二　請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

2　注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。

3　請負人は、第一項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の注文者の承諾を得て、現場代理人に関する事項を、

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該請負人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

4　注文者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の請負人の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三　注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

第十九条の四　注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第十九条の六　建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2　建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

（建設工事の見積り等）

第二十条　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

２　建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

３　建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

４　建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項第一号及び第三号から第十六号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二　建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

（契約の保証）

第二十一条　建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金払をする前

に、保証人を立てることを請求することができる。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

２　前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。

一　建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人

二　建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者

３　建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。

（一括下請負の禁止）

第二十二条　建設業者は、その請け負つた建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

２　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

３　前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

４　発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

（下請負人の変更請求）

第二十三条　注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

２　注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

（工事監理に関する報告）

第二十三条の二　請負人は、その請け負つた建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

（請負契約とみなす場合）

第二十四条　委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

第二十五条～第二十五条の二十六　略

第四章　施工技術の確保

（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）

第二十五条の二十七　建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

２　建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

３　国土交通大臣は、前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条　建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場に

おける建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2　発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3　公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4　前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5　第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6　前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたと

きは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

第二十六条の二　土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

２　建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

第二十六条の三　特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

２　前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当

該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3　第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

5　第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

6　注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

7　第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二　当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

8　第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

9　第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

第二十六条の四～第二七条の二十二　略

第四章の二　建設業者の経営に関する事項の審査等

（経営事項審査）

第二十七条の二十三　公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

２　前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一　経営状況

二　経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

３　前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

（経営状況分析）

第二十七条の二十四　前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

２　経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

３　前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

４　登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営状況分析の結果の通知）

第二十七条の二十五　登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

（経営規模等評価）

第二十七条の二十六　第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

２　経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書

を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

３　前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営規模等評価の結果の通知）

第二十七条の二十七　国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

建設業法施行令（抄）

発令　　：昭和３１年８月２９日政令第２７３号
最終改正：令和４年１２月２３日号外政令第３９３号

（支店に準ずる営業所）

第一条　建設業法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

（法第三条第一項ただし書の軽微な建設工事）

第一条の二　法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。

２　前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

３　注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

（法第三条第一項第二号の金額）

第二条　法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、四千五百万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、七千万円とする。

第三条～第五条の九条　略

（建設工事の見積期間）

第六条　法第二十条第四項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

一　工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上

二　工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事について

は、十日以上

三　工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

２　国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

（保証人を必要としない軽微な工事）

第六条の二　法第二十一条第一項ただし書の政令で定める軽微な工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円に満たない工事とする。

第六条の三～第七条　略

（法第二十四条の六第一項の金額）

第七条の二　法第二十四条の六第一項の政令で定める金額は、四千万円とする。

（法第二十四条の七第一項の法令の規定）

第七条の三　法第二十四条の七第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一　建築基準法第九条第一項及び第十項（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第九十条

二　宅地造成等規制法第九条（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十四条第二項から第四項まで

三　労働基準法第五条（労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第六条、第二十四条、第五十六条、第六十三条及び第六十四条の二（労働者派遣法第四十四条第二項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）、第九十六条の二第二項並びに第九十六条の三第一項

四　職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第九号

五　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十八条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）

六　労働者派遣法第四条第一項

（法第二十四条の八第一項の金額）

第七条の四　法第二十四条の八第一項の政令で定める金額は、四千五百万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事が建築一式工事である場合においては、七千万円とする。

（名簿の作成）

第八条～第二十六条の三　略

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第二十七条　法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円）以上のものとする。

一　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二　第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三　次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設

ロ　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ　学校

ホ　図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト　病院又は診療所

チ　火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設

ヌ　集会場又は公会堂

ル　市場又は百貨店

ヲ　事務所

ワ　ホテル又は旅館

カ　共同住宅、寄宿舎又は下宿

ヨ　公衆浴場

タ　興行場又はダンスホール

レ　神社、寺院又は教会

ソ　工場、ドック又は倉庫

ツ　展望塔

２　前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

第二十八条　法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

二　国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数）

第二十九条　法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。

（特定専門工事の対象となる建設工事）

第三十条　法第二十六条の三第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

二　鉄筋工事

２　法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、四千万円とする。

（法第二十六条の三第六項の規定による承諾に関する手続等）

第三十一条　法第二十六条の三第六項の規定による承諾は、注文者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る元請負人に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該元請負人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

２　注文者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る元請負人から書面等により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該元請負人から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（登録の有効期間）

第三十二条　法第二十六条の八第一項（法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

建設業法施行規則（抄）

発令　　：昭和２４年７月２８日建設省令第１４号
最終改正：令和６年５月２７日号外国土交通省令第６２号

（法第二十四条の六第四項の率）

第十四条　法第二十四条の六第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二　法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　許可を受けて営む建設業の種類

ロ　健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二　作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ　建設工事の名称、内容及び工期

ロ　発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ　発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ　作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ　主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務

の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ　法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト　法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ　建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）

（１）　氏名、生年月日及び年齢

（２）　職種

（３）　健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（３）において「社会保険」という。）の加入等の状況

（４）　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（４）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

（５）　安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（６）　建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）及び同表の技能実習の在留資格を決定され

た者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）の従事の状況

三　前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ　商号又は名称及び住所

ロ　当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負つた建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ　健康保険等の加入状況

四　前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ　建設工事の名称、内容及び工期

ロ　当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ　注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ　当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ　当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ　当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト　当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ　建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）

（１）　氏名、生年月日及び年齢

（２）　職種

（３）　社会保険の加入等の状況

（４）　被共済者であるか否かの別

（５）　安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（６）　建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ　一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況

2　施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であって、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二　前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三　監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四　前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3　第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4　第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

（下請負人に対する通知等）

第十四条の三　建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

一　作成建設業者の商号又は名称

二　当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

第二項～第六項　略

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四　法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二　再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三　再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからへまで、チ及びリに掲げる事項

２　再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

３　再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

第四項～第九項　略

第十四条の五　略

（施工体系図）

第十四条の六　施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一　作成建設業者の商号又は名称

二　作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ　建設工事の名称及び工期

ロ　発注者の商号、名称又は氏名

ハ　当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ　監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ　第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

三　前号の建設工事の下請負人で現にその請け負つた建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ　商号又は名称

ロ　代表者の氏名

ハ　一般建設業又は特定建設業の別

ニ　許可番号

四　前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ　建設工事の内容及び工期

ロ　特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工

事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無

ハ　下請負人が置く主任技術者の氏名

ニ　第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七　法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

第十五条～第十九条の二　略

（経営状況分析申請書の記載事項及び様式）

第十九条の三　法第二十七条の二十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　商号又は名称

二　主たる営業所の所在地

三　許可番号

２　経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

（経営状況分析申請書の添付書類）

第十九条の四　法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社（金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

二　前号の会社以外の法人である場合においては、別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

三　個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四　建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

五　その他経営状況分析に必要な書類

２　前項第一号から第四号までに掲げる書類のうち、既に提出され、かつ、その内容に変更がないものについては、同項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。

第十九条の五～第十九条の六　略

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）

第十九条の七　法第二十七条の二十六第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の三第一項各号に掲げる事項及び審査の対象とする建設業の種類とする。

２　経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。

（経営規模等評価申請書の添付書類）

第十九条の八　法第二十七条の二十六第三項の国土交通省令で定める書類は、別記様式第二号による工事経歴書とする。

２　法第六条第一項又は第十一条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定により、経営規模等評価の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年間についての別記様式第二号による工事経歴書を国土交通大臣又は都道府県知事に既に提出している者は、前項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

発令　　：平成１２年１１月２７日号外法律第１２７号
最終改正：令和３年５月１９日号外法律第３７号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であって政令で定めるものをいう。

一　資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二　その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

２　この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

３　この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建

設業をいう。

４　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第三条　公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一　入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二　入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三　入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

四　その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

五　契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章　情報の公表

第四条～第六条　略

（地方公共団体による情報の公表）

第七条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

２　地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二　契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条　前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章　不正行為等に対する措置

（公正取引委員会への通知）

第十条　各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第十一条　各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一　建設業法第八条第九号、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十三号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十四号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号（同法第二十二条第一項に係る部分に限る。）若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二　第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第七項の規定に違反したこと。

第四章　適正な金額での契約の締結等のための措置

（入札金額の内訳の提出）

第十二条　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章　施工体制の適正化

（一括下請負の禁止）

第十四条　公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条　公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

２　公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

３　前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどう

かの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十六条　公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第六章　適正化指針

（適正化指針の策定等）

第十七条　国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

２　適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。）の公表に関すること。

二　入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三　入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四　公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五　公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

六　将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3　適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4　国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6　国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

（適正化指針に基づく責務）

第十八条　各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（措置の状況の公表）

第十九条　国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2　国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3　国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（要請）

第二十条　国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2　国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第七章　国による情報の収集、整理及び提供等

（国による情報の収集、整理及び提供）

第二十一条　国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

（関係法令等に関する知識の習得等）

第二十二条　国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

〔平成一三年二月政令三三号により、平成一三・二・一六から施行〕

（経過措置）

第二条　第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

２　第四章及び次条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

（建設業法の一部改正）

第三条　建設業法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成二一年六月一〇日法律第五一号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、〔中略〕附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附　則〔平成二六年六月四日法律第五五号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二六年九月政令三〇七号により、平成二七・四・一から施行。ただし、三条及び一五条二項四号の改正規定は、平成二六・九・二〇から施行〕

一　〔前略〕附則第七条の規定　公布の日

二　〔略〕

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（次項において「新入札契約適正化法」という。）第四章の規定は、この法律の施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しない。

２　この法律の施行前に締結された契約に係る公共工事の施工については、新入札契約適正化法第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附　則〔令和元年六月一二日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和元年八月政令七八号により、令和二・一〇・一から施行。ただし、一七条二項の改正規定は、令和元・九・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。〔後略〕

附　則〔令和三年五月一九日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

２　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほ

か、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

３　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条　附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十一条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則〔令和三年五月一九日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定　公布の日

二～十　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条　政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（抄）

発令　　：平成１３年２月１５日政令第３４号
最終改正：平成３１年３月３０日号外政令第１２９号

（地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表）

第五条　地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一　公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二　入札及び契約の方法

三　入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

２　前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一　公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

３　前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

４　第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

５　地方公共団体の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第六条　前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第七条　地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第百六十七条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

二　自治令第百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

三　指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

２　地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。

一　自治令第百六十七条の五の二の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

二　一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

三　指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

四　入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

五　落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

六　自治令第百六十七条の十第一項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落

札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

七　自治令第百六十七条の十第二項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

八　自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

イ　当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

ロ　自治令第百六十七条の十の二第三項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準

ハ　自治令第百六十七条の十の二第一項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

ニ　自治令第百六十七条の十の二第二項（自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

九　次に掲げる契約の内容

イ　契約の相手方の商号又は名称及び住所

ロ　公共工事の名称、場所、種別及び概要

ハ　工事着手の時期及び工事完成の時期

ニ　契約金額

十　随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3　地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

4　前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。

5　第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

6　第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

発令　　：平成１７年３月３１日号外法律第１８号
最終改正：令和元年６月１４日号外法律第３５号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

２　この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

（基本理念）

第三条　公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3　公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4　公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5　公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6　公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7　公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8　公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正

な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10　公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

11　公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

12　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有

する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二　入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三　災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用

する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四　その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

五　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六　公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七　設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八　公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工

事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九　必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2　発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3　発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4　発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5　国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条　受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2　公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3　受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実

施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第九条　政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二　公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

３　基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

４　政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第十条　各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十一条　政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章　多様な入札及び契約の方法等

第一節　競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節　多様な入札及び契約の方法

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条　発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

３　発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

４　発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

５　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

６　発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

７　第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

（段階的選抜方式）

第十六条　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の改善）

第十七条　発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

２　第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条　発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

２　発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

３　発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。

この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

（高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格）

第十九条　発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条　発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一　工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式

二　複数の公共工事等を一の契約により発注する方式

三　複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第三節　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び

発注者に対する支援等

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

２　発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

３　第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

４　国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

（国の援助）

第二十三条　国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保

の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第二十四条　国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則〔平成二六年六月四日法律第五六号〕

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

３　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔令和元年六月一四日法律第三五号〕

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新潟県柏崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和３９年３月３０日　条例第１５号
最終改正　平成１４年３月２２日　条例第８号

（この条例の趣旨）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第 96 条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（変更契約で議会の議決に付すことを要しないもの）

第４条　第２条の規定により議会の議決に付して締結した契約を変更する契約で、当該変更により増額し、又は減額する契約金額が当該変更前の契約の契約金額の 100 分の 10 以内のものについては、議会の議決に付することを要しない。

附　則

１　この条例は、昭和 39 年４月１日から施行する。

２　新潟県柏崎市議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 23 年条例第 86 号）は、廃止する。

附　則（昭和 52 年９月 30 日条例第 31 号）

この条例は、昭和 52 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 61 年９月 30 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月 25 日条例第 11 号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成 14 年３月 22 日条例第８号）

この条例は、平成 14 年４月１日から施行する。

新潟県柏崎市財務規則（抄）

平成１６年３月１０日規則第５号

第７章　契約

第１節　通則

（適用の範囲）

第１４０条　売買、貸借、請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

（契約の方法等）

第１４１条　予算執行職員は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項から第４項までに規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

⑴　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

⑵　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

⑶　一般競争入札によることが不利と認められるとき。

３　次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

⑴　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第６左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

⑵　不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

⑶　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」

という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「施行規則」という。）第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設に製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき施行規則で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において制作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として施行規則第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として施行規則第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用されるものが主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第４項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を

受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき施行規則で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

⑷　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として施行規則第１２条の３の定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ、若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として施行規則第１２条の３で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

⑸　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑹　競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑺　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

⑻　競争入札に付し入札者がないとき又は再入札に付し落札者がないとき。

⑼　落札者が契約を締結しないとき。

４　動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているときは、せり売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第１４２条　予算執行職員は、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を２通作成し、契約の相手方と共に契約書に記名押印し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

（１）　指名競争契約又は随意契約で契約金額が別表第６左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

（２）　せり売り及び売価表示販売をするとき。

（３）　物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取るとき。

（４）　電力、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。

（５）　国又は他の地方公共団体と契約するとき。

（６）　単価契約に基づく契約をするとき。

２　予算執行職員は、前項第１号に該当する場合に、契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため、契約の相手方に請書又はこれに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、１件30万円未満の場合は、これを省略することができる。

３　第１項本文の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項本文の規定による契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

（契約書の記載事項）

第１４３条　前条第１項の規定により予算執行職員が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、契約の履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、建設工事の請負契約及び物品の購入契約に係る契約書の記載事項は、別に定めるところによる。

⑴　契約の履行場所

⑵　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

⑶　債権債務の譲渡に関すること。

⑷　債務不履行による契約の解除並びに損害賠償金及び違約金

⑸　危険負担

⑹　契約不適合責任

⑺　契約に関する紛争の解決方法

⑻　監督及び検査

⑼　その他必要な事項

（契約保証金）

第１４４条　予算執行職員は、契約の相手方に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第１４６条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

２　前項の保証金の納付は、契約金額の１００分の１０以上に相当すると認められる第２０５条第１項に規定する有価証券をもって代えることができる。

３　第１項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合における当該担保の価値は、その保証の金額とする。

⑴　銀行その他市が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）の保証

⑵　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

４　予算執行職員は、第１項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

⑴　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

⑶　施行令第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去２年の間に国、県又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑷　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑸　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

⑹　国、他の地方公共団体、その他公共団体又は市長が認める公共的団体を相手方とする契約を締結するとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、指名競争入札及び随意契約の方法で契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約金の前金払又は部分払を行うものを除く。）。

５　契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行し、還付の請求をされたときは、請求を受けた日から３０日以内に還付する。ただし、契約代金のうち契約保証金の額を除いた代金を完納したときは、契約代金に充当できるものとする。

（契約保証金の受入れ及び払出しの手続）

第１４５条　契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支

出の例による。

（仮契約書の作成）

第１４６条　予算執行職員は、新潟県柏崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分（不動産の信託の受益権の取得又は処分を含む。）をしようとするときは、当該契約に係る本契約を締結すべき相手方と、議会の同意を得たときに本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、相互に交換しなければならない。ただし、当該書類に代えて、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、当該交換を行ったものとみなす。

２　前項の規定にかかわらず、当該契約の相手方が国（公庫、公団及び事業団を含む。）又は他の地方公共団体の場合は、仮契約書の作成を省略し、議会の議決があったときに本契約を締結することができる。

３　予算執行職員は、第１項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を当該相手方に書面をもって通知しなければならない。

（違約金の徴収）

第１４７条　予算執行職員は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１以上の割合で違約金を徴収することができる。

２　前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（契約の解除）

第１４８条　予算執行職員は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約解除をすることができる。

⑴　期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

⑵　正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。

⑶　契約の解除の申出をしたとき。

⑷　契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又

は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑸　前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第１４２条第１項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

（監督及び検査）

第１４９条　予算執行職員は、工事又は製造その他についての請負契約をした場合においては、自ら、又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

２　契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、直ちに予算執行職員にその旨を届け出なければならない。

３　予算執行職員は、前項の規定による届出があったときは、速やかに自ら、又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

４　設計金額１３０万円を超える建設工事における前項の給付の完了の確認は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる検査員が行うものとする。

⑴　契約検査課の職員

⑵　前号以外の職員のうちから市長があらかじめ指定し、契約検査課長が指名する者

５　予算執行職員は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前２項の職員によって検査することが困難であり、又は適当でないと認めるときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、同様とする。

６　予算執行職員は、第１項及び第３項において補助者を指定する場合、監督及び検査に同一人を指定してはならない。第５項において職員以外の者に委託して監督及び検査を行わせる場合も、同様とする。

（検査調書の作成）

第１５０条　予算執行職員又は予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、前条第３項又は第４項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、１件の金額が別表第６左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものについては、請求書等に検査をした者の証明を付することをもって検査調書の作成に代えることができる。

２　予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、前項の規定により検査調書を作成した場合には、当該予算執行職員に検査調書を提出しなければならない。

３　収支命令職員は、第１項の規定による検査調書によらなければ、当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。

（部分払）

第１５１条　収支命令職員は、契約の定めるところにより工事、製造その他の請負契約に係る既済部分又は既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

２　前項の支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代金の額の１０分の９、物件の購入についてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。

３　第１項の規定による部分払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。

４　予算執行職員は、第１項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。

５　第１４９条第３項及び前条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

（売払代金の完納時期）

第１５２条　市の所有に属する財産の売払代金は、法令又は契約に特別の定めがある場合のほかは、その引渡しのときまで又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

第２節　一般競争入札

（入札の公告）

第１５３条　予算執行職員は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少くとも１０日前までに新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を５日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第１５４条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　一般競争入札に付する事項

⑵　契約条項を示す場所及び日時に関する事項

⑶　入札及び開札の場所及び日時

⑷　競争加入資格の制限をしたときは、その制限の内容

⑸　入札に参加する資格を有することについて予算執行職員の確認を受けなければならない旨

⑹　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

⑺　入札保証金に関する事項

⑻　当該契約が議会の議決を要し議会の同意があったときに本契約を締結するものであるときは、その旨

⑼　入札に当たっては、新潟県柏崎市財務規則の各条項を尊重しなければならない旨

⑽　その他必要な事項

（予算執行職員の責務）

第１５５条　予算執行職員は、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めなければならない。

（入札保証金等）

第１５６条　入札者は、現金又は第２０５条第１項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の１００分の５以上の入札保証金を、予算執行職員があらかじめ指定する日までに会計管理者又は出納員に対し納入しなければならない。

２　前項の規定による入札保証金の納付があったときは、会計管理者又は出納員は、保管証書兼領収書を当該入札者に交付しなければならない。

３　予算執行職員は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた保管証書兼領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の免除）

第１５７条　前条の規定にかかわらず、予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあっては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

⑴　入札者が保険会社との間に柏崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　競争入札に付する場合において、入札者が施行令第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

第１５８条　入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後に還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

２　第146条第１項の規定により仮契約を締結したものが納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第３項の規定による通知をするときに還付するものとする。

（入札保証金の受入れ及び払出しの手続）

第１５９条　第１４５条の規定は、入札保証金の受入れ及び払出しの手続について準用する。

（予定価格の作成等）

第１６０条　予算執行職員は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書、設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

２　予算執行職員は、前項の予定価格を定めたときは、書面に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

３　予算執行職員は、前項の規定により保管した封筒を開札の際、開札場所に置かなければならない。

４　予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締

結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第１５３条の規定による公告（以下この章において「公告」という。）において明らかにすることができる。

（予定価格の決定方法）

第１６１条　前条第１項の規定する予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

（落札価格の制限）

第１６２条　一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約をしようとする場合において、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設けようとするときには、第１６０条第１項から第３項までの規定を準用する。

２　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設けたときは、公告においてその旨を明らかにしなければならない。

（入札の方法）

第１６３条　入札は、指定の日時及び場所において、入札書を封書にし、入札保証金を添えて提出して行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書及び入札保証金を書留郵便で提出して行うことができる。

２　前項ただし書の規定により郵便で入札するときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。

（電子入札の方法）

第１６３条の２　予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の電子計算機と入札者の電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加する者は、前条第１項に規定する入札書の提出に代えて、当該入札者の電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、同項に規定す

る指定の日時までに、市の電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

２　前項の規定により電子入札を行うときは、第１５３条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

３　電子入札の方法については、この規則に定めるもののほか、市長が別に定める。

（代理入札）

第１６４条　予算執行職員は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、入札開始時刻までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

（入札の時期）

第１６５条　入札は、公告した入札開始時刻から入札締切時刻までの間に予算執行職員の指示に従い行わなければならない。

２　電子入札を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、入札金額その他必要な事項が市の電子計算機に備えられたファイルに記録された時を入札が行われた時とみなす。

３　入札者は、予算執行職員の入札開始時刻及び入札締切時刻の認定に対して異議を申し立てることができない。

（開札）

第１６６条　予算執行職員は、入札が終わったときは、入札締切時刻経過後直ちに公告で示した場所で、入札者の面前において入札事務に関係のない職員の立会いの上、開札しなければならない。ただし、第１６３条第１項ただし書の規定による郵便入札又は電子入札の場合は、入札者の面前において開札することを要しない。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会職員を立ち会わせないことができる。

３　入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４　予算執行職員は、第１項の規定による開札により落札者が決定したときは、その場で直ちに口頭又は書面により出席者に公表するとともに、落札

者に対して口頭又は書面により通知しなければならない。ただし、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

５　予算執行職員は、入札の結果について入札調書を作成しなければならない。この場合において、第１項の規定により立会職員が立ち会ったときは、当該入札調書について当該立会職員の確認を受けなければならない。

（無効入札）

第１６７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札

⑵　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

⑶　入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第１５６条第１項に規定する額に達しない者がした入札

⑷　郵便による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によった入札

⑸　電子入札であって、入札締切時刻までに入札金額その他必要な事項が電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録されなかった入札

⑹　同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

⑺　脅迫その他私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する等の不正行為によった入札

⑻　その他入札に関する条件に違反した入札

２　予算執行職員は、入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。

３　前２項の入札の効力は、予算執行職員が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第１６８条　予算執行職員は、施行令第１６７条の１０第１項の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を

締結することにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して市長の承認を受けなければならない。

２　予算執行職員は、前項の措置を執るに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

（入札の打切り）

第１６９条　落札者の決定後、その場で直ちに当該落札者が入札の取消しをする旨を申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があっても、その者を落札者としない。

（再入札）

第１７０条　予算執行職員は、初度の入札において落札者がない場合にその差額が僅少であると認めるときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに（電子入札を行った場合は、予算執行職員が指定する日時に）再入札に付することができる。ただし、再入札は２回を限度とする。

２　再入札の場合の入札保証金は、第１５６条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

３　初度の入札において第１６３条第１項ただし書の規定により郵便で入札した者並びに初度の入札及び第１回の再入札において第１６７条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

４　予算執行職員は、再入札に付そうとするときは、あらかじめ次の事項を当該再入札に参加しようとする者に対して、口頭又は文書で公表しなければならない。ただし、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

⑴　再入札に付する旨

⑵　入札開始時刻及び入札締切時刻

⑶　前項の規定により再入札に参加することができない者

（入札中止等）

第１７１条　予算執行職員は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

２　予算執行職員は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期

したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

３　予算執行職員は、第１項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便による入札書が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

４　予算執行職員は、前項の場合において、電子入札による入札金額その他必要な事項が電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、これを開札しないで中止又は延期をした事実を記録するものとする。

（公告期間の短縮）

第１７２条　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第１５３条ただし書の規定を準用する。

第３節　指名競争入札

（指名競争参加人数）

第１７３条　予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく３人以上の入札者を指名しなければならない。

（指名通知）

第１７４条　予算執行職員は、指名競争入札の相手方を指名したときには、第１５３条の規定に準じ相当の見積期間をおいて第１５４条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第１７５条　指名競争入札に関しては、前２条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

第４節　随意契約

（随意契約の手続）

第１７６条　予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

２　予算執行職員は、随意契約をする場合においては、支出負担行為伺にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

（予定価格の決定）

第１７７条　随意契約をしようとするときは、あらかじめ第１６０条及び第

１６１条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、性質又は目的により予定価格を定める必要がないと認められる場合は、この限りでない。

（随意契約の相手方等）

第１７８条　施行令第１６７条の４に該当する者は、随意契約の相手方とすることができない。

２　施行令第１６７条の２第１項第３号及び第４号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

⑴　あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

⑵　契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。

⑶　契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

第５節　せり売り

（せり売り）

第１７９条　予算執行職員は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じてせり売りに付することができる。

第６節　建設工事の特例

（建設工事請負契約の特例）

第１８０条　予算執行職員又は契約検査課長は、建設工事の請負契約を締結する場合には、その相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項の建設業者であるかどうかを確認しなければならない。

２　建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除き、第142条第１項の規定にかかわらず別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

３　予算執行職員又は契約検査課長は、建設工事請負契約については、第143条第１号から第３号まで及び第９号に掲げる事項並びに別記建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日の翌日から起算して７日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

４　前項本文の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項本文の規定による契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

（建設工事着手時期及び工期の起算）

第１８１条　建設工事の契約者は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して７日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において予算執行職員又は契約検査課長の承認を得たときは、この限りでない。

２　建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

（工事着手届）

第１８２条　建設工事の契約者は、工事に着手したときは、工事着手の日から起算して７日以内にその旨を予算執行職員又は契約検査課長に届け出なければならない。ただし、設計金額が１３０万円以下の場合は、この限りでない。

附　則（令和６年３月２８日規則第３９号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第６（第１４１条、第１４２条、第１５０条関係）

工事又は製造の請負	１３０万円
財産の買入れ	８０万円
物件の借入れ	４０万円
財産の売払い	３０万円
物件の貸付け	３０万円
前各号に掲げるもの以外のもの	５０万円

新潟県柏崎市上下水道局会計規程（抄）

昭和５９年３月３１日公営企業管理規程第１号

第１１章　契約

第１節　通則

（適用の範囲）

第１０７条　売買、貸借、請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

第１０８条　削除

（契約の方法等）

第１０９条　予算執行職員は、売買、貸借、請負、その他の契約をする場合においては、次項から第４項までに規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

⑴　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

⑵　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

⑶　一般競争入札によることが不利と認められるとき。

３　次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

⑴　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第２左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

⑵　不動産の買入れ又は借入れ、局が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

⑶　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第２７項に規定

する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「自治法施行規則」という。）第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設に製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき自治法施行規則で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において制作された物品を当該障害者施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として自治法施行規則第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として自治法施行規則第１２条の２の１２の定めるところにより市長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用されるものが主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第４項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉

団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき自治法施行規則で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

⑷　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として自治法施行規則第１２条の３の定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ、若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として自治法施行規則第１２条の３で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

⑸　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑹　競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑺　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

⑻　競争入札に付し入札者がないとき、又は再入札に付し落札者がないとき。

⑼　落札者が契約を締結しないとき。

４　動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているときは、せり売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第１１０条　予算執行職員は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を２通作成し、契約の相手方とともに契約書に記名押印し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約書の作成を省略することができる。

（１）　指名競争契約又は随意契約で契約金額が別表第２左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものとするとき。

（２）　せり売り及び売価表示販売をするとき。

（３）　物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取るとき。

（４）　電力、電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。

（５）　国又は他の地方公共団体と契約するとき。

（６）　単価契約に基づく契約をするとき。

２　予算執行職員は、前項第１号に該当する場合に、契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため、契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、１件30万円未満の場合は、これを省略することができる。

３　第１項本文の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項本文の規定による契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

（契約書の記載事項）

第１１１条　前条第１項の規定により、予算執行職員が作成すべき契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

⑴　契約の目的

⑵　契約金額

⑶　契約履行期限及び場所

⑷　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

⑸　契約保証金に関する事項

⑹　債権債務の譲渡に関すること。

⑺　債務不履行による契約の解除並びに損害賠償金及び違約金

⑻　危険負担

⑼　契約不適合責任

⑽　契約に関する紛争の解決方法

⑾　監督及び検査

⑿　その他必要な事項

（契約保証金）

第１１２条　予算執行職員は、契約の相手方に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付させなければならない。

２　前項の保証金の納付は、契約金額の１００分の１０以上に相当すると認められる第４８条第１項に規定する有価証券をもって代えることができる。

３　第１項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合における当該担保の価値は、その保証の金額とする。

⑴　銀行その他局が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）の保証

⑵　公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和２７年法律第１８４号)第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

４　予算執行職員は、第１項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

⑴　契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

⑶　自治法施行令第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去２か年の間に国、県、市又は局と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑷　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑸　物品を売払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

⑹　国、他の地方公共団体その他公共団体を相手とする契約を締結するとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、指名競争入札及び随意契約の方法で契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約金の前金払又は部分払を行うものを除く。）。

５　契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行し、還付の請求をしたときは、請求を受けた日から３０日以内に還付する。ただし、契約代金のうち契約保証金の額を除いた代金を完納したときは、契約代金に充当できるものとする。

（契約保証金の受入れ及び払出しの手続）

第１１３条　契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、第４章の例

による。

（違約金の徴収）

第１１４条　予算執行職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、管理者の決裁を受けて遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１以上の割合で違約金を徴収することができる。

２　前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（契約の解除）

第１１５条　予算執行職員は、契約の相手方が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、契約解除をすることができる。

⑴　期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

⑵　正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。

⑶　契約の解除の申出をしたとき。

⑷　契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑸　前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　契約の解除は書面をもってしなければならない。ただし、第１１０条第１項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

第１１６条　削除

（監督及び検査）

第１１７条　予算執行職員は、工事又は製造その他についての請負契約をした場合においては、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

２　契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、直ちに予算執行職員その旨を届け出なければならない。

３　予算執行職員は、前項の規定による届出があったときは、速やかに自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代金の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

４　設計金額１３０万円を超える建設工事並びに装置工事及び排水設備工事における前項の給付の完了の確認をする者は、前項の規定にかかわらず、職員のうちから管理者があらかじめ指定した工事検査員が行うものとする。

５　予算執行職員は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、前２項の職員によって検査することが困難であり、又は適当でないと認めたときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、また同様とする。

６　予算執行職員は、第１項及び第３項において補助者を指定する場合は、監督及び検査に同一人を指定してはならない。前項において職員以外の者に委託して監督及び検査を行わせる場合も、同様とする。

（検査調書の作成）

第１１８条　予算執行職員又は予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、前条第３項又は第４項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、１件の金額が別表第２左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものについては、請求書等に検査をした者の証明を付することをもって検査調書の作成に代えることができる。

２　予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、前項の規定により検査調書を作成した場合には、当該予算執行職員に提出しなければならない。

３　収支命令職員は、第１項の規定による検査調書によらなければ、当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。

第１１９条　削除

（部分払）

第１２０条　収支命令職員は、契約の定めるところにより工事、製造その他の請負契約に係る既済部分又は既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

２　前項の支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代金

の額の１０分の９、物件の購入についてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対してはその代金の全額までを支払うことができる。

３　第１項の規定による部分払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。

４　予算執行職員は、第１項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。

５　第１１７条第３項及び第１１８条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

（売払代金の完納時期）

第１２１条　局の所有に属する財産の売払代金は、法令又は契約に特別の定めがある場合のほかは、その引渡しのときまで、又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

（長期継続契約）

第１２１条の２　長期継続契約に関しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、自治法施行令及び新潟県柏崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成１８年条例第６４号)に定めるもののほか、柏崎市の例による。

第２節　一般競争入札

（入札の公告）

第１２２条　予算執行職員は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも１０日前に新聞、掲示又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を５日までに短縮することができる。

２　入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により、入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めるものとする。

（入札について公告する事項）

第１２３条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　一般競争入札に付する事項

⑵　契約条項を示す場所及び日時に関する事項
⑶　入札及び開札の場所及び日時
⑷　競争加入資格の制限をしたときはその制限の内容
⑸　入札に参加する資格を有することについて予算執行職員の確認を受けなければならない旨
⑹　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
⑺　入札保証金に関する事項
⑻　入札に当たっては、新潟県柏崎市上下水道局会計規程の各条項を尊重しなければならない旨
⑼　その他必要な事項

第１２４条　削除

（入札保証金）

第１２５条　入札者は、現金又は第４８条第１項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の１００分の５以上の入札保証金を、予算執行職員があらかじめ指定する日までに、企業出納員に対し納入しなければならない。

２　前項の規定による入札保証金の納付があったときは、企業出納員は領収書を当該入札者に交付しなければならない。

３　予算執行職員は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた領収書を提示させその確認をしなければならない。

（入札保証金の免除）

第１２６条　前条第１項の規定にかかわらず、予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあっては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

⑴　入札者が保険会社との間に局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
⑵　競争入札に付する場合において、自治法施行令第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定に基づき別に管理者が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

第１２７条　入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後、入札者から入札保証金の還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

（入札保証金の受入れ及び払出しの手続）

第１２８条　第１１３条の規定は、入札保証金の受入れ及び払出しの手続について準用する。

（予定価格の作成等）

第１２９条　予算執行職員は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書、設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

２　予算執行職員は、前項の予定価格を定めたときは、書面に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

３　予算執行職員は、前項の規定による封筒を開札の際、開札場所におかなければならない。

４　予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第１２３条の規定による公告（以下この章において「公告」という。）において明らかにすることができる。

（予定価格の決定方法）

第１３０条　前条第１項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

（落札価格の制限）

第１３１条　一般競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約をしようとする場合において、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設けようとする場合には、第１２９条第１項から第３項までの規定を準

用する。

２　前項により最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設けたときは、公告においてその旨を明らかにしなければならない。

（入札の方法）

第１３２条　入札は、指定の日時及び場所において、入札書を封書にし、入札保証金を添えて提出して行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書及び入札保証金を書留郵便で提出して行うことができる。

２　前項ただし書の規定により郵便で入札するときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。

（電子入札の方法）

第１３２条の２　予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の電子計算機と入札者の電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加する者は、前条第１項に規定する入札書の提出に代えて、当該入札者の電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、同項に規定する指定の日時までに、市の電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

２　前項の規定により電子入札を行うときは、第１２２条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

３　電子入札の方法については、この規程に定めるもののほか、柏崎市の例による。

（代理入札）

第１３３条　予算執行職員は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、入札開始時刻までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

（入札の時期）

第１３４条　入札は、公告した入札開始時刻から入札締切時刻までの間に予算執行職員の指示に従い行わなければならない。

２　電子入札を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、入札金額その他必要な事項が市の電子計算機に備えられたファイルに記録された時を

入札が行われた時とみなす。

３　入札者は、予算執行職員の入札開始時刻及び入札締切時刻の認定に対して異議を申し立てることができない。

（開札）

第１３５条　予算執行職員は、入札が終ったときは、入札締切時刻経過後直ちに公告で示した場所で、入札者の面前において入札事務に関係のない職員の立会いの上開札しなければならない。ただし、第１３２条第１項ただし書の規定による郵便入札又は電子入札の場合は、入札者の面前において開札することを要しない。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、管理者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会職員を立ち会わせないことができる。

３　入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４　予算執行職員は、第１項の規定による開札により落札者が決定したときは、その場で直ちに口頭又は書面により出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により通知しなければならない。ただし、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

５　予算執行職員は、入札の結果について入札調書を作成しなければならない。この場合において、第１項の規定により立会職員が立ち会ったときは、当該入札調書について当該立会職員の確認を受けなければならない。

（無効入札）

第１３６条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札

⑵　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

⑶　入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第１２５条第１項に規定する額に達しない者がした入札

⑷　郵便による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開

始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によった入札

⑸　電子入札であって、入札締切時刻までに入札金額その他必要な事項が電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録されなかった入札

⑹　同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

⑺　脅迫その他私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する等の不正行為によった入札

⑻　その他入札に関する条件に違反した入札

２　予算執行職員は、入札者が不正に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。

３　前２項の入札の効力は、予算執行職員が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第１３７条　予算執行職員は、自治法施行令第１６７条の１０第１項の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を締結することにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して管理者の承認を受けなければならない。

２　予算執行職員は、前項に規定する措置を執るに当たっては、管理者があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聞かなければならない。

（入札の打切り）

第１３８条　落札者の決定後、その場で直ちに当該落札者が入札の取消をする旨を申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があっても、その者を落札者としない。

（再入札）

第１３９条　予算執行職員は、初度の入札において落札者がない場合にその差額が僅少であると認めるときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに（電子入札を行った場合は、予算執行職員が指定する日時に）再入札に付することができる。ただし、再入札は２回を限度とする。

２　再入札の場合の入札保証金は第１２５条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

３　初度の入札において第１３２条第１項ただし書の規定により郵便で入札した者並びに初度の入札及び第１回の再入札において第１３６条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

４　予算執行職員は、再入札に付そうとするときは、あらかじめ次の事項を当該再入札に参加しようとする者に対して、口頭又は文書で公表しなければならない。ただし、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

⑴　再入札に付する旨

⑵　入札開始時刻及び入札締切時刻

⑶　前項の規定による再入札に参加することができない者

（入札中止等）

第１４０条　予算執行職員は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

２　予算執行職員は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

３　予算執行職員は、第１項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便による入札書が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

４　予算執行職員は、前項の場合において、電子入札による入札金額その他必要な事項が電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、これを開札しないで中止又は延期をした事実を記録するものとする。

（公告期間の短縮）

第１４１条　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第１２２条ただし書の規定を準用する。

第３節　指名競争入札

（指名競争参加人数）

第１４２条　予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく３人以上の入札者を指名しなければならない。

（指名通知）

第１４３条　予算執行職員は、指名競争入札の相手方を指名したときは、第１２２条の規定に準じ相当の見積期間をおいて第１２３条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第１４４条　指名競争入札に関しては、前２条に定めるものを除いては一般競争入札に関する規定を準用する。

第４節　随意契約

（随意契約の手続）

第１４５条　予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

２　予算執行職員は、随意契約をする場合においては、支出負担行為伺にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

（予定価格の決定）

第１４６条　随意契約をしようとするときは、あらかじめ第１２９条及び第１３０条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、性質又は目的により予定価格を定める必要がないと認められる場合はこの限りでない。

（随意契約の相手方等）

第１４７条　自治法施行令第１６７条の４に該当する者は、随意契約の相手方とすることができない。

２　自治法施行令第１６７条の２第１項第３号及び第４号に規定する規則で定める手続は、新潟県柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）第１７８条第２項の規定による。

第５節　せり売り

（せり売り）

第１４８条　予算執行職員は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じてせり売りに付することができる。

第６節　建設工事の特例

（建設工事請負契約の特例）

第１４９条　予算執行職員又は契約検査課長は、建設工事の請負契約を締結する場合には、その相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項の建設業者であるかどうかを確認しなければならない。

２　建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除き、第110条第１項の規定にかかわらず、新潟県柏崎市財務規則第180条第２項に規定する別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

３　予算執行職員又は契約検査課長は、建設工事請負契約については、第111条第１号から第６号まで及び第12号に掲げる事項並びに前項に規定する建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日の翌日から起算して７日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

４　前項本文の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項本文の規定による契約書の交換を行ったものとみなす。

第１５０条　削除

（建設工事着手時期及び工期の起算）

第１５１条　建設工事の契約書は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して７日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において予算執行職員又は契約検査課長の承認を得たときはこの限りでない。

２　建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

（工事着手届）

第１５２条　建設工事の契約者は、工事に着手したときは、工事着手の日から起算して７日以内にその旨を予算執行職員又は契約検査課長に届け出なければならない。ただし、契約金額１３０万円以下の場合は、この限りでない。

別表第２（第１０９、第１１０条関係）

１　工事又は製造の請負	１３０万円
２　固定資産の買入れ	８０万円
３　物件の借入れ	４０万円
４　財産の売払い	３０万円
５　物件の貸付け	３０万円
６　前各号に掲げるもの以外のもの	５０万円

２　　資格審査及び業者選定

新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（抄）

平成７年３月１７日　告示第２１号
最終改正　令和４年１１月８日　告示第９９号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、柏崎市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第２条　この規程に必要な書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

⑴　建設工事入札参加資格審査申請書（別記第１号様式）
⑵　営業所（主たる営業所を除く。）一覧表（別記第２号様式）
⑶　技術職員数等に関する書類（別記第３号様式）
⑷　指定工事の施工実績に関する書類（別記第４号様式）
⑸　舗装機械の所有状況に関する書類（別記第５号様式）
⑹　技術職員数一覧（別記第６号様式）
⑺　暴力団等の排除に関する誓約書（別記第７号様式）
⑻　建設工事入札参加資格承継申請書（別記第８号様式）
⑼　変更等届出書（別記第９号様式）
⑽　廃業等届出書（別記第１０号様式）
⑾　経常共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第１１号様式）
⑿　特定共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第１２号様式）
⒀　構成員一覧表（別記第１３号様式）
⒁　共同企業体変更届出書（別記第１４号様式）
⒂　適用除外申告書（別記第１５号様式）
⒃　インターンシップ等の受入れに関する証明書（別記第１６号様式）
⒄　若年者雇用状況申告書（別記第１７号様式）

第２章　建設業者の参加資格

（競争入札等に参加することができる者）

第２条の２　競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。

⑴　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が１年を経過しない者

⑵　競争入札等に参加しようとする日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に法第２７条の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

⑶　経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前３年の事業年度において参加資格に係る法別表第一の建設工事(「とび･土工･コンクリート工事」については、その内訳として「法面処理工事」を含む。次号及び第６条第１項において同じ。）の種類別の完成工事高を有しない者

⑷　競争入札等に参加しようとする日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に参加資格に係る法別表第一の建設工事の種類別に法第２７条の２９第１項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

⑸　法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

⑹　次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ　暴力団員であると認められる者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ　法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ　法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

⑺　次条第１項第３号から第５号までに規定する税について滞納がある者

⑻　次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）

ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

ウ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札等に参加することができない。

⑴　施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が競争入札等に参加させないこととした者

⑵　施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、市長が競争入札等に参加させないこととした者

⑶　施行令第１６７条の５の２の規定により一般競争入札による契約を締結しようとする場合において、市長が定める当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を有しない者

⑷　市長から指名競争入札及び随意契約に関し指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者

（資格審査の申請）

第３条　資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　営業所（主たる営業所を除く。）一覧表

⑵　建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２１条の４に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

⑶　柏崎市の市税の納税義務がある者にあっては、その納税証明書

⑷　柏崎市に主たる営業所（法第３条第１項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しない者にあっては、前号の納税証明書のほか、新潟県の県税の納税証明書、新潟県に納税義務がない者にあっては法人税又は所得税の納税証明書

⑸　消費税及び地方消費税の納税証明書

⑹　法第２７条の２３に規定する審査に必要な書類の写し

⑺　暴力団等の排除に関する誓約書

⑻　前条第１項第８号に規定するいずれかの届出を行っている者又は当該届出を行うことを要しない者であることを総合評定値通知書の写しで確認することができない者にあっては、当該届出を行ったことが確認できる書類の写し又は適用除外申告書

⑼　その他市長が必要と認める書類

２　申請書類の提出部数は、１部とする。

（資格審査の申請期間等）

第４条　資格審査の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる場合に行うものとする。

⑴　定期申請　次に掲げる場合

ア　現に効力を有する参加資格の有効期間が満了する日の翌日を有効期間の開始日とする参加資格について資格審査を申請する場合

イ　アに掲げる場合のほか、第７条第１項に規定する有効期間に係る参加資格について資格審査を申請する場合

⑵　随時申請　前号に掲げる場合以外の場合

２　定期申請は、次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

⑴　柏崎市内に本店を有する者　平成７年及びこれを初年とする２年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の１２月１日から同月２８日までの期間

⑵　前号に規定する以外の者　定期申請年の１月４日から同月末日までの期間

３　随時申請は、随時に行うことができる。

（申請書類の作成）

第５条　申請書類は、別に定める要領により作成しなければならない。

（資格審査）

第６条　市長は、申請書類を受理したときは、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領（昭和６２年４月制定）に掲げる事項について資格審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、法別表第一の建設工事の種類ごとに評点を付し、入札参加資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者（第３条第１項の申請書類を市長に提出した者をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。この場合において、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事について、Ａ、Ｂ及びＣの３等級にそれぞれ格付けするものとする。

２　前項の資格審査の結果、参加資格を与えることが適当と認められないときは、その結果及び理由を申請者に通知するものとする。

３　前２項の通知は、定期申請に係る資格審査の結果を通知する場合は定期申請年の４月１日までに、随時申請に係る資格審査の結果を通知する場合は申請書類を受理した日から１４日以内に、行うものとする。

４　資格審査の結果について異議のある申請者は、市長に対して、第１項又は第２項の規定による通知を受けた日から６０日以内に再審査を申し立てることができる。

（参加資格の有効期間）

第７条　定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の４月１日から次の定期申請年の３月３１日までとする。

２　随時申請に係る参加資格の有効期間は、前条第１項の入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期申請年の３月３１日（当該入札参加資格者名簿に登載された日が定期申請年の１月４日から３月３１日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の３月３１日）までとする。

（参加資格の承継）

第８条　市長は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第２条第１項第２号若しくは第４号から第６号まで若しくは同条第２項の２第１号若しくは第２号に規定する者（同条第１項第２号又は第４号に規定する者にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りではない。

２　前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、建設工事入札参加資格承継申請書及び次に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

⑴　営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続の事実を証する書面（営業若しくは事業の譲渡又は合併若しくは分割に係る契約書の写し、総会等議事録の写し及び当該営業又は事業を承継する者以外の相続関係者の同意書）

⑵　営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあっては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）

⑶　建設業許可通知書の写し

⑷　法人の登記事項証明書（法人の場合）

⑸　住民票（個人の場合）

⑹　営業又は事業を承継した時の貸借対照表

⑺　総合評定値通知書の写し（申請者が当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）

⑻　柏崎市の市税の納税義務がある者にあっては、その納税証明書

⑼　消費税及び地方消費税の納税証明書

⑽　暴力団等の排除に関する誓約書

⑾　第２条第１項第８号に規定する届出を行っている者又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができ

ない者にあっては、当該届出を行ったことを確認できる書類の写し又は適用除外申告書

⑿　その他市長が必要と認める書類

３　前項の申請書及び添付書類の提出部数については、１部とする。

４　第２項の申請があった場合においては、第６条の規定を準用する。この場合において、営業若しくは事業を譲渡した者又は合併によって消滅したものが２以上で、その評点又は格付が異なるときは、参加資格を承継する者の評点又は格付は、それらのうち最も高いものとする。

５　前項の規定により第２条第１項第１号の者が参加資格を承継した場合は、同号の営業期間が１年を経過しない場合であっても定期申請又は随時申請を行うことができるものとする。

（変更の届出）

第９条　参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は営業所を新たに設置し、若しくは廃止したときは、２０日以内に変更等届出書を市長に提出しなければならない。

⑴　商号又は名称

⑵　営業所の名称、所在地又は電話番号

⑶　法人の代表者の氏名

⑷　代理人（参加資格の有効期間を通して競争入札等に関する権限の委任を受けているものに限る。）の氏名

⑸　参加資格に係る建設工事の種類に係る法第３条第１項各号に掲げる区分

⑹　その他市長が必要と認める事項

（廃業等の届出）

第１０条　参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、２０日以内に廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

⑴　参加資格者が死亡した場合　その相続人

⑵　法人が合併その他の事由により解散した場合　その役員であった者又はその清算人

⑶　参加資格者が参加資格に係る建設工事の種類に係る法第３条第１項の許可を有しなくなった場合　当該建設業者又は当該建設業者であった

個人若しくは法人の役員

⑷　参加資格者がその参加資格を辞退しようとする場合　当該参加資格者

（参加資格の取消し等）

第１１条　市長は、参加資格者が前条各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

２　市長は、前項に規定するもののほか参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

⑴　この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。

⑵　施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する事実があったとき。

⑶　第９条の規定による届出をしなかったとき。

⑷　破産手続開始､更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。

⑸　第２条第１項第６号アからキまでのいずれかに該当するとき。

⑹　次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

３　市長は、参加資格者が前項第１号から第５号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

４　市長は、第２項の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。

（工事の発注標準）

第１２条　格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、別表のとおりとする。

第３章　共同企業体の参加資格

（競争入札等に参加することができる共同企業体）

第１３条　競争入札等に参加することができる共同企業体は、次に掲げる共同企業体で次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格を認められたものとする。

⑴　特定共同企業体　建設業者が、市長の指定する工事を共同連帯して請け負うことを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。

⑵　経常共同企業体　２又は３の中小建設業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に該当する建設業者をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的に結成する共同企業体をいう。

（共同企業体の入札参加建設工事）

第１４条　共同企業体が競争入札等に参加することができる建設工事は、次のとおりとする。

⑴　特定共同企業体　市長が指定する建設工事

⑵　経常共同企業体　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事

（共同企業体の構成員）

第１５条　特定共同企業体の構成員は、第２条に定めるところにより競争入札等に参加することができる者で、別に定める要件を満たすものとする。

２　経常共同企業体の構成員は、次に該当する者とする。

⑴　第６条第１項又は第８条第４項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第２条第１項第５号若しくは第６号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定に該当しないもの

⑵　他の共同企業体の構成員となっていない者

（資格審査の申請）

第１６条　資格審査を受けようとする共同企業体は、経常共同企業体入札参加資格審査申請書又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　構成員一覧表

⑵　次に掲げる事項を記載した協定書

ア　目的

イ　名称

ウ　事務所の所在地

エ　成立及び解散の時期

オ　構成員の住所及び商号又は名称

カ　代表者の名称及び権限

キ　構成員の出資の割合、利益配当の割合及び欠損金負担の割合

ク　工事途中における構成員の脱退に関する事項

ケ　その他必要な事項

⑶　構成員の総合評定値通知書の写し

２　申請書類の提出部数は、１部とする。

３　申請書類の提出期限は、次のとおりとする。

⑴　特定共同企業体　市長が指定する日

⑵　経常共同企業体　随時

（資格審査）

第１７条　市長は、特定共同企業体の資格審査に係る申請書類を受理したときは、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領に掲げる事項について審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、入札参加資格者名簿に登載するとともに、申請書類を受理した日から１４日以内に、その結果を共同企業体の代表者に通知するものとする。

２　特定共同企業体の資格審査については、第６条第２項及び第４項の規定を準用する。

３　経常共同企業体の資格審査については、第６条の規定を準用する。

（参加資格の有効期間）

第１８条　特定共同企業体の参加資格の有効期間は、前条第１項の入札参加資格者名簿に登載された日から別に定める日までとする。

２　経常共同企業体の参加資格の有効期間については、第７条第２項の規定を準用する。

（構成員の減少による参加資格の再審査）

第１９条　共同企業体の構成員の数が減少した場合（構成員の数が１となる場合を除く。）は、残存する構成員（以下「残存構成員」という。）は、経常共同企業体入札参加資格申請書又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この条において「再審査申請書類」という。）を市長に提出して、参加資格の再審査を受けなければならない。

⑴　協定書（残存構成員で作成したもの）

⑵　構成員の脱退の理由を記載した書面（構成員の数の減少が脱退による場合）

⑶　残存構成員の脱退についての同意書（構成員の数の減少が脱退による場合）

２　再審査申請書類の提出部数は、１部とする。

３　再審査申請書類を受理したときの資格審査については、第１７条の規定を準用する。

４　再審査に係る特定共同企業体の参加資格の有効期間は、前項において準用する第１７条第１項の入札参加資格者名簿に登載された日から別に定める日までとする。

５　再審査に係る経常共同企業体の参加資格の有効期間については、第７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第１項」とあるのは、「第１９条第３項において準用する第１７条第１項」と読み替えるものとする。

（変更の届出）

第２０条　共同企業体は、次に掲げる事項について変更があったときは、２０日以内に共同企業体変更届出書を市長に提出しなければならない。

⑴　名称

⑵　事務所の所在地又は電話番号

⑶　構成員。ただし、当該構成員の営業の同一性を失わない変更の場合に限るものとする。

⑷　協定書の内容（前３号に掲げる事項を除く。）

（参加資格の取消し等）

第２１条　市長は、共同企業体の構成員の数が１となった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

２　市長は、共同企業体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

⑴　この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。

⑵　第１９条の規定による申請をしなかったとき。

⑶　前条の規定による届出をしなかったとき。

（工事の発注標準）

第２２条　格付けをした共同企業体の等級に対応する発注の標準となる工事の等級については、第１２条の規定を準用する。

（委任）

第２３条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

１　平成７年の定期申請及び経常企業体の申請に係る参加資格の有効期間に限り、第７条第１項中「申請年の５月１５日」とあるのは「平成７年６月１日」と、第１８条第２号中「１月１日から５月１４日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の５月１４日」とあるのは「２月１日から５月３１日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の５月３１日」とする。

２　この規程の施行の際現に効力を有する参加資格の有効期間については、平成７年５月３１日までとする。ただし、特定共同企業体の参加資格の有効期間は、当該工事の完了の日までとする。

３　建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する共同企業体の平成７年５月３１日までの間に行う申請に係る資格審査については、なお従前の例による。

４　この規定の施行の際現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

前　文（抄）（平成８年１月１６日告示第６号）

平成８年１月２２日から実施する。

附　則（平成９年１月２７日告示第１３号）

この規程の施行の際現に効力を有する参加資格の有効期間については、平成９年４月３０日までとする。ただし、特定共同企業体の参加資格の有効期間は、当該工事の完了の日までとする。

前　文（抄）（平成１０年７月１０日告示第７１号）

平成１０年８月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１１年１月２６日告示第１４号）

平成１１年２月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１１年４月２１日告示第６５号）

平成１１年５月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１２年３月１７日告示第２８号）

平成１２年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１４年１２月１６日告示第１０５号）

平成１５年１月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１９年３月７日告示第２７号）

平成１９年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成２０年１１月１７日告示第１４１号）

平成２１年１月１日から実施する。

前　文（抄）（平成２２年１２月９日告示第１６０号）

平成２２年１２月１日から実施した。ただし、別表の改正規定は、平成２３年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成２４年３月３０日告示第５６号）

平成２４年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成２４年１１月１２日告示第１４９号）

平成２４年１１月２０日から実施する。

前　文（抄）（平成２８年１０月３１日告示第１１８号）

平成２８年１１月１日から実施する。

附　則（平成２８年１０月３１日告示第１１８号）

改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程の規定は、平成２９年度以後の入札参加資格の審査について適用し、平成２８年度以前の入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年１月２６日告示第６号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１０月２１日告示第１０９号）

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

前　文（抄）（令和２年１２月２５日告示第１３１号）

告示の日から実施する。

前　文（抄）（令和４年１０月２１日告示第９５号）

令和４年１１月１日から実施する。

前　文（抄）（令和４年１１月８日告示第９９号）

令和４年１２月１日から実施する。

別表（第１２条関係）

工事の級	土木一式工事 建築一式工事	電気工事 管工事
Ａ	２,３００万円以上	９００万円以上
Ｂ	５００万円以上 ２,３００万円未満	３００万円以上 ９００万円未満
Ｃ	５００万円未満	３００万円未満

別記（第６条、第７条関係）

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

１　客観的事項

法第２７条の２３第３項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目

２　主観的事項

⑴　障害者の雇用状況　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用の有無

⑵　男女共同参画の推進状況　新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録の有無及び次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条第１項若しくは第４項に基づく一般事業主行動計画の策定又は建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号イ、ロ若しくはハに該当する女性の雇用の有無

別記

第１号様式～第１７号様式（省略）

新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領

昭和６２年４月１日　伺定
最終改正　令和４年１０月２１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成７年３月告示第２１号。以下「規程」という。）に基づき、競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査及び業者選定について必要な事項を定めるものとする。

（資格審査）

第２条　規程第３条又は第１６条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、規程第６条又は第１７条の規定に基づき次の１又は２に掲げる基準により審査し、３に掲げる方法により総合評点を算出するとともに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については、４に掲げる基準に従って等級格付けを行う。

１　建設業者

⑴　客観的事項

「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準」（平成２０年国土交通省告示第８５号。以下「国土交通省告示」という。）の基準により審査するものとする。

⑵　主観的事項

次に掲げる基準により審査するものとする。

ア　社会貢献活動の状況　次の(ア)から(カ)までのいずれか又は全てに該当した場合に、別表８による評点を与える。

（ア）　障害者の雇用状況

ａ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項の規定による障害者の雇用義務がある場合
法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合

ｂ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項の規定による障害者の雇用義務がない場合
障害者を１人以上雇用している場合

（イ）　男女共同参画の推進状況

新潟県のハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づく登録を受けている企業で、下記のａ又はｂのいずれか一方又は両方に該当している場合

ａ　次世代育成支援対策推進法(平成１５年法律第１２０号)第１２条第１項又は第４項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出したもの

ｂ　経営事項審査の審査基準日現在において、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用しているもの

（ウ）　消防団協力事業所の認定状況

柏崎市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合

（エ）　就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況

定期申請年の前年の１１月３０日以前２年間において、柏崎市内の営業所で連続する２営業日以上の就業体験又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習の機会を提供した場合

（オ）　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取組状況

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）（以下「ＳＤＧｓ」という。）の達成に向けた取組みを行っている企業で、下記のａ又はｂのいずれか一方又は両方に該当する場合

ａ　ＳＤＧｓの達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している者

ｂ　ＳＤＧｓの達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している者

（カ）　マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況

業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合にはこの事業主を含む）に限る。）のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請済みの者の割合が７０％以上である場合

イ　若年者の雇用状況

次の(ア)から(ウ)までの全てに該当した場合に、申請のあった全ての

建設工事の種類に対して、別表９による評点を与える。

（ア）　定期申請年の前年の１１月３０日以前４年間において、若年者（採用の日において３０歳未満の者をいう。以下同じ。）を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用していること。

（イ）　当該者を継続して雇用していること。

（ウ）　当該者の勤務地が柏崎市内の営業所であること。

ウ　柏崎市優良建設工事表彰の受賞歴

定期申請期間の属する年度及びその前年度において、柏崎市優良建設工事表彰要領に基づき市長の表彰を受けている場合は、当該表彰を受けた建設工事の種類に対して、１０点を与える。

２　共同企業体

⑴　客観的事項

規程第１７条の規定に基づく企業体の審査は、各構成員について前記１に掲げる基準により審査を行ったうえで、次に掲げる基準により審査を行う。

ア　経営規模

（ア）許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

各構成員の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高のそれぞれの和を用いて行うものとする。

（イ）自己資本の額及び利益額

各構成員の自己資本の額及び利益額のそれぞれの和を用いて行うものとする。

イ　経営状況

各構成員について算出される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ　技術力

許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

エ　その他の審査項目（社会性等）

各構成員について算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

⑵　主観的事項

次のア及びイに掲げる基準により審査するものとする。

ア　社会貢献活動の状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

イ　若年者の雇用状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

３　総合評点の算出方法

建設工事の種類ごとに国土交通省告示の定めるところにより、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２１条の３によって算出された点数に主観的事項の評点の和を加えて総合評点を算出する。

４　格付けの基準

別表７により格付けする。

（経常共同企業体の資格要件）

第２条の２

経常共同企業体は、規程第１５条第２項に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

⑴　構成員が、入札に参加しようとする業種について、元請・下請を問わず直前２年間に官公庁及び民間における完成工事高を有すること。

⑵　構成員の数が３者以内であること。

⑶　構成員のすべてが相互に同一又は直近の等級に格付けされた者であること。

⑷　代表者の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きいこと。

⑸　出資比率が最小の構成員の出資比率は、次に掲げる場合による区分に応じ、それぞれの定める比率以上であること。

（ア）構成員の数が２者の場合　３０％

（イ）構成員の数が３者の場合　２０％

⑹　建設業法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

（経常共同企業体の解散、参加資格の辞退）

第２条の３　経常共同企業体は、規程第１８条第２項に規定する参加資格の有効期間（当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間。）は、構成員の破産、解散等やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ、解散

し、参加資格を辞退することができないものとする。

（事務取扱）

第３条　資格審査の事務取扱は次によるものとする。

⑴　規程第６条及び第１７条の規定による入札参加資格者名簿を作成するものとする。

⑵　規程第６条及び第１７条の規定による入札参加資格審査の結果の通知は書面により行うものとする。

（共同企業体の入札等）

第４条　共同企業体の入札及び見積は、次によるものとする。

⑴　共同企業体の入札書及び見積書には、構成員の代表者で代表権を有する者の記名押印をもって入札等をするものとする。

⑵　共同企業体に対する入札事項の通知、書面による落札者の決定通知及び見積書を徴するときの通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

（共同企業体との請負契約）

第５条　共同企業体との請負契約は次によるものとする。

⑴　共同企業体と締結する請負契約書には、構成員全員に記名押印させなければならない。

⑵　請負契約書には協定書を添付させなければならない。

⑶　請負契約には次の特約条項を設けなければならない。

ア　構成員は、請負契約の履行に関し共同連帯して責任を負うこと。

イ　新潟県柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）別記建設工事請負基準約款第４３条の規定は、解散した共同企業体の構成員に適用があること。

ウ　発注者は、相手方に対する通知、請求、承諾及び協議等その契約による行為については、共同企業体の代表者を相手方とすること。

⑷　請負契約の履行の完了以前における構成員の脱退については、破産、解散等、真にやむを得ない事由があると認められる場合のほかは脱退に対する承認は与えないものとする。

（業者選定の原則）

第６条　指名競争入札における指名業者の選定は、発注する工事の種類に適応する法第３条第１項の規定による許可を受けている業者の中で当該工事

の級に適応する業者を選定することを原則とする。

2　指名業者の選定にあたっては、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう配慮するとともに、市発注工事の公共性にかんがみ、当該業者の総合管理能力、市工事施工実績、手持工事の状況、技術的適性、前年度の請負工事成績評定等を勘案し、厳正を期するものとする。

3　年度途中において市税及びこれに類する市に対する納入金を滞納している業者は、選定しないことができる。

（業者選定の特例）

第７条　関連工事及び応急工事について、土木一式工事及び建築一式工事にあっては当該建設業者の格付級より１級上位級に、又は２級下位級まで、電気工事及び管工事にあっては格付級より１級上位級に、又は１級下位級まで選定することができる。

2　建設業者及び共同企業体構成員の本社等所在の地域内並びに隣接地域内の工事については、当該建設業者の格付級より上下１級位級まで選定することができる。

3　災害等により緊急に必要とする工事、特殊な技術、経験、機械を必要とする工事、その他特別な事由のある工事については、等級に関係なく適当と認められる業者を選定することができる。

4　継続的な工事について、当該工事の工事成績が当該年度又は前年度において優良工事の表彰を受けた工事に該当し、優良とみなされた場合は、当該業者の格付級より上下１級位級まで選定することができる。

（地域的考慮）

第８条　指名業者の選定は､柏崎市に本店を有する業者を第１位指名とする。

2　前項によっても適当な業者がない場合は、柏崎市に支店又は営業所を有する業者を第２位指名とする。

3　前２項によっても適当な業者がない場合は、県内に本店を有する業者を第３位指名とする。

4　前３項によっても適当な業者がない場合は、県内に支店又は営業所を有する業者を第４位指名として考慮するものとする。

5　前各項の規定による事が困難又は特殊な事情若しくは特別の考慮により地域の異なる業者を指名しようとするときは、その工事の等級以上の業者でなければならない。

（指名数）

第９条　指名業者数の標準は次のとおりとする。

Ａ級工事　　６者以上

Ｂ級工事　　５者以上

Ｃ級工事　　４者以上

２　格付けのない業種の工事については、設計額を基準として前項の規定を準用する。ただし、特殊な工種等の場合は適宜勘案するものとする。

（共同企業体の指名）

第１０条　共同企業体の指名選定は、前４条の規定によるもののほか、次によるものとする。

２　特定共同企業体及び経常共同企業体を指名する入札には、当該企業体の構成員を指名することができないものとする。

附　則

この要領は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成元年度の建設工事の入札に参加する者の資格審査から適用した。ただし、第９条の改正規定については、平成元年５月１５日から適用した。

附　則

この要領は、平成２年９月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成４年７月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成５年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成６年１２月２６日から適用する。

附　則

この要領は、平成７年６月１６日から適用する。

附　則

この要領は、平成１１年２月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１１年４月１９日から適用する。

附　則

この要領は、平成１１年５月２０日から適用する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１５年１０月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２２年１２月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

別表１～６　（削除）

附表３～４　（削除）

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２８年１１月１日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、平成２９年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則

この要領は、令和２年１１月１日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、令和３年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則

この要領は、令和４年１１月１日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、令和５年度以後の入札参

加資格審査に係るものについて適用する。

別表７

注　総合評点の基準は満たすが、技術職員数の基準を満たさない場合、技術職員数の基準を満たす等級まで降級する。

土木一式工事

等 級	土　木　一　式　工　事		
	総合評点	１級技術職員数	１級＋２級技術職員
A	８２０以上	２人以上	７人以上
B	６７０～８１９		３人以上
C	６６９以下		２人以上

１　１級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者

⑵　技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、又は「水産土木」とする者に限る。）とするものに合格した者

２　２級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を二級の建設機械施工又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

建築一式工事

等 級	建　築　一　式　工　事		
	総合評点	１級技術職員数	１級＋２級技術職員
A	７９０以上	２人以上	５人以上
B	６９０～７８９		３人以上
C	６８９以下		１人以上

1　１級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を一級の建築施工管理とするものに合格した者

⑵　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士の免許を受けた者

2　２級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者

⑵　建築士法による二級建築士の免許を受けた者

電気工事

等級	電　気　工　事		
	総合評点	１級技術職員数	１級＋２級技術職員
A	８００以上	１人以上	２人以上
B	６５０～７９９		１人以上
C	６４９以下		１人以上

1　１級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を一級の電気工事施工管理とするものに合格した者

⑵　技術士法による第二次試験のうち、技術部門電を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

2　２級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を二級の電気工事施工管理とするものに合格した者

⑵　電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上の実務経験を有する者

⑶　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者

⑷　建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し１年以上の実務経験

を有する者

⑸　一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者

管工事

等級	管　　工　　事		
	総合評点	１級技術職員数	１級＋２級技術職員
A	７４０以上	１人以上	２人以上
B	６５０～７３９		１人以上
C	６４９以下		１人以上

１　１級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を一級の管工事施工管理とするものに合格した者

⑵　技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流工学」とするものに限る。）、若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し３年以上の実務経験を有する者

２　２級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

⑴　法による技術検定のうち、検定種目を二級の管工事施工管理とするものに合格した者

⑵　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し３年以上の実務経験を有する者

⑶　水道法（昭和３２年法律第１７７号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後配管工事に関し１年以上の実務経験を有する者

⑷　建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し１年以上の実務経験を有する者

⑸　一般社団法人日本計装工業会が行う一級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し１年以上の実務経験を有する者

別表８

社会貢献活動の状況に応じて与える評点

主　観　的　事　項		評点(※)
障害者の雇用状況	障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合	１０
	障害者の雇用義務がない場合 障害者を１人以上雇用している場合	１０
男女共同参画の推進状況	一般事業主行動計画を策定している場合	5
	女性の技術者を雇用している場合	5
消防団協力事業所の認定状況	柏崎市の消防団協力事業所に認定されている場合	１０
就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況	柏崎市内の営業所において、連続する２営業日以上の就業体験又は職場実習に関する機会を提供した場合	１０
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取組状況	ＳＤＧｓの達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している場合	１０
	ＳＤＧｓの達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している場合	
マイナンバーカードの取得又は交付申請	マイナンバーカードの取得又は交付申請済みの者の割合が７０％以上の場合	１０

※上記の評点の合計が３０点を超える場合にあっては、付与する評点を３０点とする。

別表９

若年者の雇用状況に応じて与える評点

主　観　的　事　項	評　点
若年者を１人以上雇用している場合	２０
上記雇用者に技術者又は技能労働者が含まれる場合	上記＋１０

新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程

平成１９年３月３０日　公営企業管理規程第２５号
最終改正　令和４年１０月２１日　公企管規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、柏崎市上下水道局が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

（建設工事入札参加資格審査等）

第２条　柏崎市上下水道局が行う競争入札等の参加資格、資格審査の申請の方法、時期、資格審査、工事の発注標準その他必要な事項については、この規程に特別の定めがあるものを除き、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成７年３月柏崎市告示第２１号。以下「市の規程」という。）の例による。

２　市の規程第３条の規定により市長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、管理者にも提出があったものとみなす。

（資格審査申請）

第３条　水道本支管布設工事の入札参加資格審査を受けようとする者は、市の規程に定めるもののほか、別記様式による書類を管理者に提出しなければならない。

（資格審査）

第４条　管理者は、水道本支管布設工事について資格審査を行い、Ａ、Ｂ又はＣの３等級に格付けするものとする。

（工事の発注標準）

第５条　水道本支管布設工事について格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、次のとおりとする。

Ａ	２,０００万円以上
Ｂ	５００万円以上２,０００万円未満
Ｃ	１３０万円超５００万円未満

（その他の事項）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、平成１９年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則（平成２３年３月２８日公企管規程第１３号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月２１日公企管規程第５号）

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

（別紙様式１～３省略）

柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査要領

平成１９年４月１日　伺定
最終改正　令和２年１１月１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程（平成１９年公営企業管理規程第２５号）に基づき、柏崎市上下水道局が発注する建設工事に係る競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査及び業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

（名簿登載要件）

第２条　対象工事を水道本支管布設工事とし、入札参加資格者名簿に登載する者は、原則として、次に掲げる要件に該当する者とする。

⑴　建設業法（昭和２４年法律第１００号）による土木工事業及び管工事業の許可を受けていること。

⑵　次に掲げるいずれかの資格者が在籍していること。

ア　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に規定する給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者

イ　日本水道協会配水管技能者登録制度の耐震登録を受けている者

ウ　日本水道協会新潟県支部が認めた主任配管工

エ　公益財団法人給水工事技術振興財団（以下「給工財団」という。）にある給水装置工事配管技能者認定協議会から認定証を交付された者

オ　給工財団が実施した給水装置工事配管技能者講習会の課程を修了した者

カ　給工財団が実施する給水装置工事配管技能検定に合格した者

⑶　経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日直前２年の事業年度において、規程別紙様式２に記載すべき工事の実績がある者

（客観的事項の審査）

第３条　次の各号に掲げる客観的事項の審査については、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　年間平均完成工事高　前条第１項第３号に規定する直前２事業年度の年間平均完成工事高に応じて評点を与える。

⑵　技術力の評点　土木一式工事及び管工事について市の要領の例により

算出した評点のそれぞれの２分の１を合算した数値とする。

（評点の付与）

第４条　資格者の数に応じて、次のとおり評点を与える。

工事種別	資　　格	点　　数
水道法に規定する給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者		５点
日本水道協会配水管技能者登録制度の耐震登録を受けている者		３点

（主観的事項の審査）

第５条　主観的事項の審査については、市の要領第２条第１項第２号又は第２項第２号の例による。

（総合評点）

第６条　資格審査の結果は、前条に規定する主観的事項の審査により得られた評点に次の算式により得られた評点を加算し、総合評点を算出する。

０.２５×Ｘ１＋０.１５×Ｘ２＋　０.２０×Ｙ＋（０.１２５Ｚ１＋０.１２５Ｚ２）＋　０.１５×Ｗ＋Ａ

Ｘ１　：　年間平均完成工事高の評点

Ｘ２　：　自己資本の額及び平均利益額の評点

Ｙ　　：　経営状況の評点

Ｚ１　：　土木一式工事の技術力の評点

Ｚ２　：　管工事の技術力の評点

Ｗ　　：　その他の審査事項の評点

Ａ　　：　資格者の評点

（格付け）

第７条　格付けは、総合評点及び資格者数によって行う。この場合において、総合評点の基準は満たすが資格者数の基準を満たさないときは、資格者数の基準を満たすまで降級する。

⑴　総合評点

等級	総　合　評　点
	水道本支管布設工事
Ａ	８００以上
Ｂ	７００～７９９
Ｃ	６９９以下

⑵　資格者数

ア　Ａ等級　有資格者数が４人以上で、うち給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が３人以上であること。

イ　Ｂ等級　有資格者数が３人以上で、うち給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が２人以上であること。

ウ　Ｃ等級　有資格者数が１人以上であること。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行し、平成１９年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２２年１２月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２８年１１月１日から施行し、平成２９年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和２年１１月１日から施行し、令和３年度以後の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

柏崎市共同企業体運用基準

平成７年２月２２日　伺定
最終改正　平成３０年２月１３日　伺定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この基準は、柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成７年３月告示第２１号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、柏崎市が発注する工事（以下「市工事」という。）における共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の種類）

第２条　この基準に定める共同企業体の種類は、規程第１３条に規定する特定共同企業体及び経常共同企業体とする。

（共同企業体活用の原則）

第３条　共同企業体の活用は、次に掲げる原則を踏まえ、適正に行うものとする。

⑴　単体発注の原則

市工事の発注は、単体企業への発注を原則とする。

⑵　共同企業体の活用の限定の原則

共同企業体は、工事の種類、規模等に照らし、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる場合、その他の施工に当たり必要と認められる場合に限り活用することを原則とする。

⑶　特級別発注の原則

共同企業体を活用する場合においても、規程第２２条の規定による発注標準の適正な運用を図るものとする。

第２章　特定共同企業体

（対象工事）

第４条　特定共同企業体の発注すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事のうちから市長が指定したものとする。

⑴　技術的難度の高い工事で、次のいずれかに該当するもの（典型工事）

ア　全体工事費がおおむね５億円以上の土木工事

イ　全体工事費がおおむね１０億円以上の建築工事

ウ　全体工事費がおおむね３億円以上の設備工事

⑵　前号に定めるもののほか、工事の性格等に照らし、特殊技術を要する工事その他特に特定共同企業体による施工が必要と認められる工事（特認工事）

（対象工事の指定及び資格業者の要件の決定）

第５条　対象工事の指定及び特定共同企業体の構成員に適する者（以下「適格業者」という。）の要件は、柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て決定する。

２　契約検査課長は、対象工事の指定又は適格業者の要件に関し委員会の審査を受けようとするときは、委員会に付議するものとする。

３　契約検査課長は、前項に定めるもののほか、第９条の規定による入札参加資格申請を行った特定共同企業体の数が少なく、適正な競争が確保されないと認めるときは、適格業者の要件の変更その他必要な事項を委員会に付議するものとする。

４　適格業者の要件は、次のとおりとする。

⑴　対象工事に対応する建設工事の種類ごとの格付けの最上位の等級に格付けされた業者（特級の格付けがされていない建設工事の種類にあたっては、資格審査結果数値の高位の業者。以下「最上位等級に格付けされた業者」という。）である。

⑵　対象工事の規模、技術的難度、施工条件等により、その都度必要に応じて定める建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条の規定による建設業の許可の種類、格付け総合数値又は経営事項に関する審査結果の総合数値、施工実績、営業所の所在地その他設定された条件を満たすものであること。

５　前項第１号の規定にかかわらず、対象工事の資格等に照らし委員会が特に認める場合は、最上位特級に格付けされた業者のほかに最上位特級の直近下位の特級（以下「第２位特級」という。）に格付けされた業者を適格者の要件とすることができる。

（公告及び通知）

第６条　契約検査課長は、前条第１項の規定により対象工事が決定されたと

きには、工事内容、適格業者の要件、公募期間その他必要な事項を公告又は通知するものとする。

（特定共同企業体の結成）

第７条　特定共同企業体は、構成員が自主的に結成するものとする。ただし、意向確認型指名競争入札の場合には、構成員の代表者を予備指名方式とする。

（特定共同企業体の資格要件）

第８条　特定共同企業体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

⑴　構成員が最上位特級に格付けされた業者又は第２位特級に格付けされた業者であること。

⑵　構成員の数は、２者又は３者とし、工事ごとに定めるものとする。

⑶　構成員の出資比率は、次のいずれかにも該当すること。

ア　代表者の出資比率が他の構成員と同一又はそれ以上であること。

イ　出資比率が最小の構成員は、次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める比率以上であること。

（ア）構成員の数が２社の場合　３０％

（イ）構成員の数が３社の場合　２０％

⑷　代表者は、施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、構成員の特級が異なる場合は、構成員の中で最上位の特級の者であること。

⑸　構成員が当該対象工事について、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。

⑹　対象工事について、その種類に対応し、法に定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

（特定共同企業体の資格申請）

第９条　資格審査を受けようとする特定共同企業体は第７条の規定による公告及び通知あった日（掲示による公告の場合は、掲示を開始した日）から起算して７日以内（別に期間を定める場合は、当該定める期間）に規程第１６条第１項の規定により共同企業体入札参加資格申請及び添付書類を市長に提出しなければならない。

第３章　経常共同企業体

（経常共同企業体の資格要件）

第１０条　経常共同企業体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

⑴　構成員が規程第６条第１項又は規程第８条第４項の規定により入札参加資格名簿に登載されている。

⑵　構成員の登録業種における工事実績（経常事項審査の申請をする日の属する営業年度の開始の日の直前２年又は直前３年のいずれかの各営業年度における完成工事高について算定した建設工事の種類別年間平均完成工事高をいう。）の額が、次の表の左の欄の工事の種類による区分に応じ、同表に定める基準を満たすものであること。

工事の種類	基準
	工事実績
土木一式	５千万円以上
建築一式	５千万円以上
電気工事及び管工事	３千万円以上

⑶　構成員が、登録業種について、他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。

⑷　構成員の数が３社以内であること。

⑸　構成員のすべてが相互に同一又は直近の等級に格付けされたものであること。

⑹　出資比率が最小の構成員及び代表者の出資比率は、第８条に規定する基準を満たすこと。

⑺　対象工事について、その種類に対応し、法に定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

（経常共同企業体の資格申請）

第１１条　資格審査を受けようとする経常共同企業体は規程第１６条第１項の規定により共同企業体入札参加資格申請及び添付書類を市長に提出しなければならない。

（存続期間）

第１２条　経常共同企業体の参加資格の有効は、入札参加資格者名簿に登載

された日から次の定期申請年の４月３０日（当該入札参加資格者名簿に登載せれた日定期申請年の２月１日から４月３０日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の４月３０日）までとする。

（解散）

第１３条　入札参加資格者名簿に登録された経常共同企業体は、前条に規定する期間当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間。次項において同じ。）は、やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ解散することができないものとする。

雑　則

（共同企業体に対する通知等）

第１４条　市工事に関する監督、請負代金の支払いその他契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

（共同企業体からの脱退に関する承認等）

第１５条　市工事を受注した共同企業体の構成員は市長の承認を得なければ、当該工事の途中において共同企業体を脱退することができないものとする。

（共同企業体の構成員の資格申請）

第１６条　共同企業体の構成員である者は、単体企業として規程第３条の規定による入札参加資格の審査を申請することができるものとする。

（その他）

第１７条　この基準の規定によることが困難であると委員会が認める共同企業体の取扱いその他の事項については、委員会が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成７年３月１日から実施する。

附則

この基準は、平成１１年２月１日から実施する。

附則

この基準は、平成２０年４月１日から実施する。

附則

この基準は、平成３０年４月１日から実施する。

新潟県柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程

昭和５１年８月２７日　訓令第９号
最終改正　令和２年２月１２日　訓令第２号

（設置）

第１条　本市が契約する建設工事について、入札参加の資格要件等の審査を行い、もって建設工事の円滑な施工及び適正な工事の履行を確保するため柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審査し、市長に答申するものとする。

⑴　一般競争入札で、１件２，３００万円以上の建設工事に係る入札参加資格の要件に関する事項

⑵　１件２，３００万円以上の建設工事で、別記指名競争参加者の指名基準による指名業者選定に関する事項

⑶　建設工事の請負業者に対する指名停止等の措置に関する事項

⑷　入札談合に係る情報への対応に関する事項

⑸　低入札価格調査による落札者の決定に関する事項

⑹　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、副市長、財務部長、産業振興部長、都市整備部長、財務部財政管理課長及び財務部契約検査課長をもって組織する。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、財務部長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。委員が出席できない場合は、当該委員の属する部の中から当該委員が指名した課長が代理に出席することができる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、急施を要し、会議を開くいとまがないときは、各委員に回議してこれにかえることができる。

（関係職員の出席）

第６条　委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の市職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

前　文（抄）（昭和５４年６月２７日訓令第５号）

昭和５４年６月２０日から実施した。

前　文（抄）（昭和５６年３月３０日訓令第１２号）

昭和５６年４月１日から実施する。

前　文（抄）（昭和６２年３月３１日訓令第４号）

昭和６２年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成４年６月２６日訓令第１９号）

平成４年７月１日から実施する。

前　文（抄）（平成８年３月１１日訓令第２号）

平成８年３月１２日から実施する。

前　文（抄）（平成１２年３月２２日訓令第３号）

平成１２年３月２３日から実施する。

前　文（抄）（平成１４年３月１１日訓令第１２号）

平成１４年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１８年３月２３日訓令第８号）

平成１８年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１９年３月２２日訓令第７号）

平成１９年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成２０年３月５日訓令第２号）

平成２０年４月１日から実施する。

前　文（抄）（平成３０年３月３０日訓令第１５号）

平成３０年４月１日から実施する。

前　文（抄）（令和２年(２０２０年)２月１２日訓令第２号）

令和２年(２０２０年)４月１日から実施する。

別　記

指名競争参加者の指名基準

１　指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされると認められる者であること。

２　契約の性質又は目的により当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可を必要とするものにあっては、当該許可又は認可を受けている者であること。

３　特殊な工事の契約を指名競争に付する場合において、その工事の施工の実績がある者に行わせる必要があるときは､当該実績のある者であること。

４　工事の性質上特殊な技術、機械等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械を有する者であること。

５　工事の履行期限、履行場所等により、当該工事に必要な原材料、労務等の調達が容易に可能な者又は一定の地域にある者を指名競争に参加させ競争に付することが契約上有利と認められる場合は、当該これらの者であること。

６　前年度及び当該年度の継続又は関連工事について指名する場合は、当該工事に実績のある者を含めることができる。

７　前各号に該当する場合であっても、指名競争に参加しようとする者の経営の規模が、指名しようとするとき現在の工事契約高を総合して余裕があると認められる者でなければならない。

新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程

平成１９年３月３０日　公営企業管理規程第２６号
最終改正　令和２年３月２３日　公営企業管理規程第７号

（設置）

第１条　上下水道局が契約する建設工事の請負について、入札参加資格要件等の審査を行い、もって建設工事の円滑な施工及び適正な工事の履行を確保するため柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２条　委員会は、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和５１年８月柏崎市訓令第９号。以下「市の規程」という。）の例により、次に掲げる事項を審査し、管理者に答申するものとする。

⑴　一般競争入札で、１件２，３００万円以上の建設工事に係る入札参加資格の要件に関する事項

⑵　１件２，３００万円以上の建設工事で、市の規程別記指名競争参加者の指名基準による指名業者選定に関する事項

⑶　建設工事の請負業者に対する指名停止等の措置に関する事項

⑷　入札談合に係る情報への対応に関する事項

⑸　低入札価格調査による落札者の決定に関する事項

⑹　その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、上下水道局長、上下水道局参事、経営企画課長、経営企画課主幹並びに副市長、産業振興部長及び都市整備部長をもって組織する。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、上下水道局長をもってこれに充てる。

２　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、上下水道局参事がその職務を代理する。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営等について必要な事項は、市の規程の例によるものとする。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

３　　入札、疑義申立て

柏崎市制限付一般競争入札実施要領

平成１８年３月１７日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（目的）

第１条　この要領は、柏崎市が発注する建設工事について、制限付一般競争入札を実施するために必要な事項を定めることにより、入札の透明性、公平性及び競争性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において「制限付一般競争入札」とは、建設工事の入札において一定の入札参加資格要件を公告し、当該入札参加資格を有し、入札参加を希望する者において入札する方式をいう。

（対象工事）

第３条　制限付一般競争入札の対象となる工事は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事のうちから市長が指定したもの（以下「対象工事」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、柏崎市共同企業体運用基準（平成７年２月22日伺定）に基づいて特定共同企業体に付すべき工事については、市長が別に定める。

（入札参加資格等）

第４条　制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

⑴　柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成７年告示２１号）に基づいて対象工事に係る入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

⑵　対象工事に現場代理人及び建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に定める技術者等必要な人員を配置できること。

⑶　柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成７年１月２０日伺定）に基づいて、指名停止の措置を受けた者にあっては、当該指名停止の期間を経過していること。

⑷　前各号に定めるもののほか、市長が対象工事に必要な要件として公告

した要件を備えていること。

（入札公告の掲示等）

第５条　対象工事の公告は、柏崎市掲示場に掲示して行うとともに、その写しを柏崎市ホームページ及び財務部契約検査課において閲覧に供するものとする。

（公告事項）

第６条　公告する事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　工事の概要

⑵　入札日時及び入札・開札場所

⑶　入札参加資格要件

⑷　入札参加申請書の提出期限

⑸　その他市長が必要と認める事項

（入札参加申請書の提出）

第７条　制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、公告で定める申請期限日までに制限付一般競争入札参加申請書別記様式第１号（以下「申請書」という。）を２部（１部は受付印を押印し、申請者に返却する。）市長に提出しなければならない。

（入札参加資格審査）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、入札に参加する資格を有しない者がいる場合には、その者に対し入札期日の３日前までに別記様式第２号により通知しなければならない。

（入札参加者名の公表）

第９条　制限付一般競争入札の参加者名は、入札が終了するまで非公開とする。

（入札の中止等）

第１０条　市長は、制限付一般競争入札の入札を執行することが適当でないと認めるときは入札の執行を中止し、又は延期することができる。

（設計図書の閲覧等）

第１１条　対象工事に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、柏崎市ホームページでの閲覧又は財務部契約検査課において閲覧若しくは貸し出しに供する。

２　設計図書の閲覧に供する期間及び貸し出しに供する期間は、公告日から

入札日の前日までとする。

（入札条件）

第１２条　制限付一般競争入札における入札条件は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　入札額　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

⑵　入札の無効　入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑶　申請業種の限定　建物工事において、建築一式工事、管工事、電気工事等を分離発注する場合には、その２業種以上に入札参加資格を有していても、１業者１業種にしか申請を提出することができないものとする。

⑷　再入札　再入札は、１回とする。

⑸　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の設定　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設定する。

⑹　事後公表　予定価格及び最低制限価格又は低入札価格調査基準価格は、開札後に公表する。

⑺　入札辞退　入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合は書面で届け出るものとする。

⑻　中止又は延期　入札が中止又は延期となる場合は、申請者全員に通知する。

⑼　その他　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める条件

（落札の決定方法等）

第１３条　申請者数等に応じて、別表により，予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者（以下「最低額入札者」という。）を落札者とする。ただし、「総合評価方式による制限付一般競争入札」及び「低入札価格調査」においては、別に定める。

２　前項に定める最低額入札者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

３　落札決定者に、契約書を取り交わすときに工事費内訳明細書（本工事費内訳表）の提出を義務付けるものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１８年３月１７日　伺定）

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年２月２０日一部改正）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年５月２５日一部改正）

この要領は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日一部改正）

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日一部改正）

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月２７日一部改正）

この要領は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２６日一部改正）

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２６日一部改正）

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日一部改正）

この要領は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年９月３０日までに、新潟県柏崎市財務規則（平成１６年３月１０日規則第５号）第１４９条の検査を完了するものについては、従前の例による。

附　則（令和２年２月１０日一部改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２２日一部改正）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

制限付一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記工事の入札に参加したいので、柏崎市制限付一般競争入札実施要領第 7 条の規定により申請します。

記

1　公告年月日	年　　月　　日
2　入札年月日	年　　月　　日
3　工事番号	
4　工　事　名	

様式第 2 号（第 8 条関係）

契　第　　号

年　　月　　日

様

柏崎市長

制限付一般競争入札参加資格不適格通知書

年　　月　　日付け申請のありました制限付一般競争入札参加資格申請について、その内容を審査した結果、下記理由により入札参加資格が不適格と認められますので、柏崎市制限付一般競争入札試行実施要領第 8 条の規定により通知します。

記

1　公告年月日	年　　月　　日
2　入札年月日	年　　月　　日
3　工事番号	
4　工　事　名	
5　不適格とする理　由	

柏崎市公募型指名競争入札実施要領

平成１０年６月３０日　伺定
最終改正　平成３０年２月１３日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札の一層の透明性、公平性及び競争性を高めるとともに、良質な施工の確保を図るために実施する公募型指名競争入札の手続及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「公募型指名競争入札」とは、建設工事について一定の入札参加資格要件を公告し、入札参加を希望する者が提出する確認資料の審査を経て、その者の中から指名業者を選定して入札する方式をいう。

（対象工事）

第３条　公募型指名競争入札の対象工事は、設計金額が５億円以上の土木工事、１０億円以上の建築工事及び３億円以上の設備工事のうちから、市長が指定するものとする。

２　市長は、対象工事を指定し、かつ、その入札参加資格要件を定めようとする場合は、柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経るものとする。

（入札の公告）

第４条　公募型指名競争入札の対象工事の公告は、柏崎市掲示場に掲示して行うとともに、その写しを財務部契約検査課及び柏崎市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

（公告事項）

第５条　公告する事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　工事の概要

⑵　入札参加資格要件

⑶　参加資格確認申請書の提出

ア　提出書類の様式、内容及び提出方法

イ　提出期限

ウ　受付期間及び場所

⑷　申請書に添付する確認資料の内容

ア　同種又は類似工事の施工実績

イ　配置予定技術者の資格及び経歴

ウ　その他市長が必要と認めるもの

⑸　共同企業体発注の場合

ア　共同企業体発注である旨

イ　結成方法

ウ　入札参加資格申請方法

⑹　入札予定日

⑺　その他市長が必要と認める事項

（参加資格確認申請）

第６条　対象工事の入札参加を希望する者は、前条の公告で定める書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出して確認を受けなければならない。

（指名競争入札への切替え）

第７条　市長は、申請書を提出した者（以下「入札参加応募者」という。）が少数で競争性が確保されないと認めるときは、委員会の審査を経て、一般の指名競争入札に切り替えることができる。

（指名業者の選定等）

第８条　委員会は、入札参加応募者が提出した申請書等の審査及び委員会規程別記指名競争参加者の指名基準に基づく審査を総合的に行い、指名業者を選定するものとする。

（非指名業者への通知）

第９条　市長は、前条に規定する審査により指名しないこととなった入札参加応募者に対し、その旨を通知するものとする。

（非指名理由の説明）

第１０条　前条の通知を受けたものは、指名されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

（設計図書の閲覧等）

第１１条　市長は、対象工事に係る設計書及び設計図書を指名通知の日から入札予定日の前日まで閲覧に供するものとし、指名業者から申し出があったときは、期間を定めて貸与するものとする。

（特定共同企業体の結成方式）

第１２条　特定共同企業体の発注に付された工事に対し、入札参加を希望する者は、入札参加資格要件を満たす業者間で自主的に特定共同企業体を結成し、共同して申請書等を提出するとともに、特定共同企業体入札参加資格確認申請書を併せて提出しなければならない。

（その他）

第１３条　この要領に定めるもののほか、公募型指名競争入札の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から実施する。

柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

平成２１年４月２４日　伺定
最終改正　平成２６年１月２２日　伺定

（目的）

第１条　この要領は、柏崎市が発注する財務部契約検査課所管の建設工事及び建設コンサルタント等業務に関する制限付一般競争入札、指名競争入札及び公募型指名競争入札（以下「入札案件」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答に関する必要な手続を定めることを目的とする。

（対象案件）

第２条　この要領は、原則として、すべての入札案件について適用する。ただし、閲覧期間が極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと認められるものは、対象から除くことができる。

（質問書の提出）

第３条　入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書及び現場説明書等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧設計書に関する質問書（別記第１号様式。以下「質問書」という。）を提出することができる。

⑴　提出方法　別記第１号様式をメールにより契約検査課長に提出すること。

⑵　提出期限　入札書受付締切日の５日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前の午後４時までとする。

（質問への回答）

第４条　提出された質問に対しては、質問回答書（別記第２号様式）により回答するものとする。この場合において、類似する複数の質問書については、一括して回答することができる。但し、質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。

（回答方法）

第５条　質問への回答期限は、原則として入札書受付締切日の３日（休日を除く。）前の午後５時とし、回答は、インターネット上に公表するシステムにより行うものとする。

（質問回答書の取扱い）

第６条　質問回答書は、入札後、設計に係る決裁文書に添付して保管する。

附　則

この要領は、平成２１年４月２４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年９月７日から適用する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

第１号様式

入札閲覧設計書に関する質問書	
工事名 業務名	
質問者名	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 メール 質問者：
入札予定日	平成　　年　　月　　日（　）
提出年月日	平成　　年　　月　　日（　）
質問事項	

注　１　質問書は、財務部契約検査課に提出してください。

２　質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。

３　質問の回答は、質問提出期限の日から起算して３日（休日を除く。）以内に、インターネット上に公表するシステムにより回答します。

第２号様式

契第　　号
平成　年　月　日

入札参加予定者　様

柏崎市長　　印

工事・業務の質問について（回答）

このことについて、柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工事名 業務名	
入札予定日	平成　　年　　月　　日（　）
提出年月日	平成　　年　　月　　日（　）

質問事項	回　　答

柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領

平成２３年５月１日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が発注する工事（以下「発注工事」という。）の入札執行に当たり、積算に疑義が生じた場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　発注工事　財務部契約検査課所管のうち、総合評価方式試行対象工事を除く制限付一般競争入札工事、指名競争入札工事及び公募型指名競争入札工事をいう。

⑵　積算の疑義　入札設計書の単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の疑義をいう。

⑶　予定価格　市が発注する工事の落札上限価格をいう。

⑷　有効金額　予定価格の制限の範囲内の入札金額をいう。

（対象工事）

第３条　この要領の対象工事は、発注工事のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

⑴　開札前　予定価格２，３００万円以上の発注工事

⑵　開札後

ア　再入札においても有効金額がない発注工事

イ　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を複数者が下回った発注工事

⑶　前各号に定めるもののほか、入札の透明性、公平性が保てないと認められる発注工事

（開札前の対応）

第４条　入札執行職員は、入札を公告した後又は指名通知した後、開札３日前までに、柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領（平成 21 年

４月２４日伺定）に基づく質問の提出等により、積算の疑義による積算の誤りが判明した場合は、当該入札を中止する。

２　前項の規定にかかわらず、当該積算の誤りの内容及び金額の誤りが軽微であるときは、積算の誤りを正し、かつ、当該誤り部分の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札を続行することができるものとする。

３　前項に基づき入札を続行した対象工事は、開札後に、落札者と契約締結直後に積算誤りを正して積算し直した額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結するものとする。

（開札後の対応）

第５条　入札執行職員は、第３条第１号に規定する対象工事、又は同条第２号イに規定する対象工事で有効金額があるときは､落札者の決定を保留し、落札候補者を決定するものとし、同条第２号アに規定する対象工事については、落札者又は落札候補者の決定ができないことから、速やかに次回の入札手続きをとるものとする。

２　前項の規定による対象工事については、疑義申立書（別記第２号様式）により、疑義申立期間内に市長に疑義申立てを行うことができる。

３　前項の疑義申立期間は、開札日の翌日午前９時から開札日の翌々日午後３時までとする。ただし、開札日の翌日又は翌々日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は、当該日の直後の開庁日とする。

４　低入札価格調査対象工事は、前項の開札日を低入札価格調査完了日と読み替えるものとする。

５　疑義申立期間を過ぎたときは、疑義を申し立てることはできない。

６　落札候補者がある場合で、疑義申立てがなく疑義申立期間を過ぎたときは、同期間終了時点で、落札候補者を落札者として決定する。

７　第１項の規定による疑義申立てをできる者は、当該対象工事の入札参加者のうち、設計書の公表申請書（別記第１号様式）にて申請したものに限る。ただし、当該入札を辞退した者及び棄権等により入札額を提示しなかった者は、疑義申立てを行うことができない。

８　前項の規定による疑義申立てで、積算の誤りが判明した場合の対応は、当該入札を無効とし、次の各号により定めるところによる。

⑴　第３条第１号及び同条第２号イで落札候補者がある場合　改めて入札を執行する。

⑵　第３条第２号ア及び同号イで落札候補者がない場合　有効金額の提示があったことが判明した場合は、そのうち最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定する。

９　前項の規定にかかわらず、積算の誤りがなかった場合又は軽微の場合の対応は、次の各号により定めるところによる。

⑴　落札候補者に変更がない場合　落札候補者を落札者と決定する。

⑵　入札額が予定価格の範囲内にない場合　入札参加資格格付け要件を見直したうえで、速やかに次回の入札手続きをとるものとする。

（契約締結後の対応）

第６条　市長は、発注工事の入札による契約を締結した後に積算の誤りがあり、当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、契約を締結した相手方と協議し、当該契約を解除できるものとする。ただし、当該契約の履行状況により、解除し難い場合は、この限りでない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。

附則

この要領は平成２３年５月１日から施行する。

附則

この要領は平成２３年１０月１日から施行する。

附則

この要領は平成２３年１２月１日から施行する。

附則

この要領は平成２４年４月１日から施行する。

附則

この要領は平成３０年４月１日から実施する。

附則

この要領は令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は令和４年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先
E-mail

設　計　書　の　公　表　申　請　書

下記のとおり発注工事の設計書の公表を申請します。

記

１　発注工事
⑴　工事番号
⑵　工事名

２　開札日
年　　月　　日

３　対象工事
次のうち該当するものの番号を○で囲んでください。
⑴　予定価格２，３００万円以上の全ての工事
⑵　入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの（予定価格１３０万円超）
⑶　最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの（予定価格１３０万円超）

４　添付書類
自社で作成した設計書（工事内訳明細書まで）

５　申請理由
対象工事の積算等について、発注者の積算内容の確認のため

別記第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先
E-mail

疑　義　申　立　書

下記のとおり発注工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

記

工事番号	
工　事　名	
開　札　日	
疑義内容（市の積算等に疑義がある具体的な代価等）	

注１　疑義申立期間内にこの疑義申立書を電子メール又は持参にて提出してください。その際、具体的な代価等の積算や資料を添付してください。

※　単に「自分が想定した予定価格と合わない。」等は、疑義の対象としません。

注２　疑義申立期間を過ぎた場合は、疑義申立てができません。

記入例

別記第２号様式（第５条関係）

令和〇年　〇月　〇日

柏崎市長　　様

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先
E-mail

会社印と代表者印は不要ですが、申請担当者の連絡先（電話番号と電子メールアドレス）を記入してください。

疑　義　申　立　書

下記のとおり発注工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

記

工事番号	
工　事　名	
開　札　日	
疑義内容（市の積算等に疑義がある具体的な代価等）	

疑義申立書の申請を提出される際は、電話にて第一報をお願いいたします。

注１　疑義申立期間内にこの疑義申立書を電子メール又は持参にて提出してください。その際、具体的な代価等の積算や資料を添付してください。

※　単に「自分が想定した予定価格と合わない。」等は、疑義の対象としません。

注２　疑義申立期間を過ぎた場合は、疑義申立てができません。

柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する取扱いについて

令和２年４月１日
柏崎市財務部契約検査課

柏崎市は、入札事務の透明性・公平性をより高めるため、「柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領」に基づく開札前の質問受付けに加え、平成２３年５月１日から財務部契約検査課で執行する工事入札において、開札後に積算内容の疑義申立てを受付ける取扱い（柏崎市発注工事の疑義申立てに関する事務取扱要領）を定めました。その内容及び対応方法については次のとおりです。

１　入札前の質問提出

⑴　対象工事

契約検査課で入札事務を行う予定価格１３０万円超の発注工事

⑵　質問の提出期間

入札日の５日前（入札日を含みます。）の午後５時まで

この期間を過ぎた質問提出は受け付けしません。

⑶　質問の提出方法

質問の提出期間内に「柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領　別記第１号様式（入札閲覧設計書に関する質問書）」を記入の上、メールにて契約検査課（kensa@city.kashiwazaki.lg.jp ）あてに送信してください。

⑷　質問があった場合の対応

ア　質問があったこと及びその取扱いの通知

入札日の３日前（入札日を含みます。）までに、メールにより入札参加申請者又は指名業者の全員に質問があったこと及びその取扱いについて通知します。（質問がない場合は通知しません。）

イ　積算誤り等に関連する質問に対する対応

（ア）積算誤り等がなかったとき

予定通り入札を執行する旨を通知します。

（イ）積算誤り等があったことが判明したとき

a　そのまま入札を執行する場合

積算誤り等訂正後の予定価格が、発注標準である工事種類別ランクに変動がない等軽微な誤りの場合は、予定どおり入札を実施します。

この場合、入札参加申請者又は指名業者の全員に積算等の訂正前後の内容を示し、訂正前の内容で入札を行い、契約締結後速やかに変更契約をする旨を通知します。

b　入札を中止する場合

a 以外のときは、入札を中止します。

2　開札後の疑義申立て

⑴　疑義申立て対象工事

契約検査課で入札事務を行う予定価格１３０万円超の発注工事で、次のいずれかの要件を満たすもの（ただし、総合評価方式による工事入札は除きます。）

ア　予定価格２，３００万円以上の全ての発注工事（この場合、予め入札公告又は指名通知書の中で、開札後に疑義申立てができる対象工事であることを明示します。）

イ　入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの

ウ　最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの

⑵　開札後の対応

２⑴の対象工事となった場合は、発注工事の積算内容を精査する必要があることから、２⑴のア～ウの別に、それぞれ次のように対応します。

ア　予定価格２，３００万円以上の全ての発注工事

開札後直ちに落札決定をせず、有効な入札額のうち最低価格を提示した入札者を落札候補者とし、疑義申立期間中は落札決定を保留するものとして、次のように取扱います。

（ア）疑義申立期間内に疑義申立てがなかった場合　同期間終了時点で落札候補者を落札決定者とし、通常の契約日※で契約を締結します。

（イ）疑義申立期間内に疑義申立てがあり、積算内容の確認及び落札の決定が通常の契約日を経過した場合　決定のあった日付で契約

を締結します。

※通常の契約日とは、「入札日の翌日から起算して３日後（土日・祝祭日を除く）」とします。

イ　入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの

入札参加者全員から、提出のあった工事費の内訳明細書により、発注工事の積算内訳と比較調査します。

ウ　最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの

（ア）落札候補者がある場合　２⑵アと同様に対応します。

（イ）落札候補者がない場合　２⑵イと同様に対応します。

⑶　疑義申立期間

開札日の翌日の午前９時から翌々日の午後３時までとします（開札日の翌日又は翌々日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、当該日の直後の開庁日）。この期間を過ぎた疑義申立ては受け付けしません。なお、低入札価格調査対象工事は、開札日を低入札価格調査完了日と読み替えます。

⑷　疑義申立てができる者

対象工事の入札参加者のうち、２⑸アにより設計書の公表申請をした者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限ります。

⑸　疑義申立ての手順・方法

疑義申立てを行うには、「設計書の公表申請書」、「疑義申立書」の提出が必要となります。

ア　設計書の公表申請書

２⑴の対象工事の入札参加者に対しては、公文書公開請求に基づかず発注工事の設計書（本工事内訳書まで）を契約検査課にて公表します。

「柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領　別記第１号様式（設計書の公表申請書）」及び自社が作成した工事費内訳明細書（市の設計書に内訳を記入したもの）を提出してください。

イ　疑義申立書

疑義申立期間内に「柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領　別記第２号様式（疑義申立書）」に疑義の具体的内容を記

入の上、契約検査課にメール及び紙により提出してください。

⑹　疑義申立てがあった場合の対応

ア　積算誤り等がなかったとき

落札候補者がある場合は、落札者の決定を行い、落札候補者がない場合は、入札参加資格格付け要件を見直したうえで、改めて入札を行うものとします。

イ　積算誤り等があったことが判明したとき

申立者及び入札参加者に積算誤りの内容、及び次の（ア）又は（イ）により決定した入札の有効・無効について通知します。

（ア）入札を有効とする場合

当初の積算額と積算誤り補正後の額の差がわずかで、入札の公平性が損なわれていないことが明らかで、落札候補者の変更が生じない場合、又は、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」とならない場合は、当該入札を有効とし、２⑹アの落札候補者がない場合と同様に対応します。

このとき、落札候補者がある場合は、原則として契約は落札金額で締結し、速やかに積算誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結します。

（イ）入札を無効とする場合

積算誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合、又は、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」となる場合は、当該入札を無効とします。

このため、落札候補者がある場合は、落札者として決定はせず、２⑹ウの方法により改めて入札を行うものとします。また、落札候補者がない場合においては、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」となるときは、この提示のあった入札額を有効とし、このうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

ウ　再度の公告等及び入札執行

積算誤りにより入札が無効となった工事については、次により再度の公告又は指名通知を行い、入札を執行することとします。

（ア）設計の見直し

再度の公告又は指名通知、及び入札の執行に当たっては、設計を見直し、内容を一部変更します。

（イ）入札執行の方法

無効とした入札の再度の入札公告又は指名通知においては、「無効とした入札の参加資格又は指名資格の要件を満たし、かつ、入札書を提出した者であること」を参加条件とする制限付一般競争入札又は指名競争入札とします。

なお、この場合の見積期間は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）及び柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）で認める範囲で短縮することがあります。

⑺　疑義申立てがなかった場合の対応

ア　積算誤りが確認されなかった場合

２⑹アと同様に対応します。

イ　積算誤りが確認された場合

２⑹イ及びウと同様に対応します。

３　契約締結後について

契約を締結した後に積算誤りがあり、当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除します。

ただし、当該契約の履行状況により、解除し難い場合は、この限りでありません。

柏崎市上下水道局発注工事の積算
疑義申立てに関する事務取扱要領

平成２３年５月１日　伺定
最終改正　平成３０年３月１日　伺定

柏崎市上下水道局が発注する工事の入札執行に当たり、積算に疑義が生じた場合の事務の取扱いに関しては、柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領（平成２３年５月１日伺定）の例による。

附　　則

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。

柏崎市総合評価方式試行要領

平成２０年５月７日　伺定
最終改正　令和６年１月２３日　伺定

第１　趣旨

この要領は、柏崎市が発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として、価格に加えて入札参加資格者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

総合評価方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と品質の両面から最も優れたものをもって申し込みした者を落札者とする方式をいう。

第３　型式

総合評価方式は、当該工事の難易度や規模等に応じて、次に掲げる型式に区分するものとする。

１　簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものであり、当該工事の内容により次の二つに分類するものとする。

⑴　簡易（実績型）

比較的小規模で、簡易な施工計画を求めず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの

⑵　簡易（提案型）

簡易な施工計画（提案）や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの

２　標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る具

体的な施工計画や同種･類似工事の経験、工事成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

3　高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術提案にかかわる具体的な施工計画や同種･類似工事の経験、工事成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

第４　学識経験者への意見聴取

市長は、地方自治法施行令の定めによる段階において、学識経験を有する２人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

第５　工事の選定、評価項目及び評価基準の決定

1　総合評価方式による工事は、次に掲げる基準により選定するものとする。

⑴　簡易型を適用する工事

第３の１によることを柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める工事

⑵　標準型又は高度技術提案型を適用する工事

次の一に該当する工事で、第３の２又は３によることを委員会が適当と認める工事

ア　総合的なコスト縮減に関する技術提案

入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ　社会的要請への対応に関する技術提案

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能、機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

エ　その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

2　価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準については、簡易型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ柏崎市総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）により決定するものとする。

3　市長は、価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準の決定にあたり、学識経験者の意見を聴くものとする。併せて、当該評価項目及び評価基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

第６　施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価

1　施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価については、簡易型及び標準型又は高度技術提案型についてそれぞれ以下の資料により行うものとする。

⑴　簡易型

ア　「企業の技術力･地域性確認資料」

イ　「配置予定技術者の能力確認資料」

ウ　施工上の課題に対する技術的所見を記した「簡易な施工計画」

簡易（実績）型については、上記ア及びイ、簡易（提案）型については、上記アからウまでの資料に基づき行う。

（上記アからウまでについては、以下「技術資料」という。）

⑵　標準型又は高度技術提案型

ア　前号の技術資料のうち、ア及びイの資料

イ　発注者が標準として示した図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画を記した「技術提案書」

（上記②については、以下「技術提案」という。）

2　前項に規定する資料（技術資料及び技術提案）の様式については、別

途運用基準で定めるものとする。

第７　技術資料及び技術提案の提出依頼

１　総合評価方式を行おうとする場合、市長は、入札参加希望者又は指名業者（以下「入札参加希望者等」という。）に次に掲げる方法により技術資料及び技術提案の提出を求めるものとする。

⑴　制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札の場合

入札公告等による。

⑵　指名競争入札の場合

指名通知書による。

２　前項の場合において、市長は以下の事項を明示するものとする。

⑴　当該工事が総合評価方式の対象工事であること

⑵　価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準

⑶　総合評価の方法及び落札者の決定方法

⑷　技術資料及び技術提案の作成並びに提出方法

⑸　技術資料及び技術提案が履行できなかった場合の措置

⑹　その他の入札参加条件、無効条件等の総合評価方式を行う上での必要な事項

第８　技術資料及び技術提案の評価

１　市長は、提出された技術資料及び技術提案に基づき、各評価項目を点数化し評価を行うものとする。ただし、高度技術提案型については、必要に応じ、別途委員会等を設け評価を行うものとする。

２　前項の評価を行う場合においては、必要に応じ、入札参加希望者等に対してヒアリングを実施するものとする。

３　ヒアリングは、市長が関係者の出席を求めて実施するものとする。

４　各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「加算点」という。）が零点に満たない場合、技術資料の提出がない場合及び簡易な施工計画や技術提案の内容が不適正な場合は、入札を無効とする。

５　市長は、次に掲げるとおり学識経験者の意見を聴くものとする。

⑴　簡易な施工計画の評価結果は、学識経験者から意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、学識経験者の意見を聴くものとする。

⑵　技術提案の評価結果は、学識経験者の意見を聴くものとする。

第９　技術提案の改善

１　市長は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合は、技術提案において、提案者に当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができるものとする。

２　前項の場合、市長は、透明性、公正性の確保のため、技術提案の改善にかかわる過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

第１０　高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額

１　市長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。

２　前項の場合、当該技術提案の審査に当たり学識経験者の意見を聴くものとする。

第１１　入札の実施

１　入札参加者は、提出した簡易な施工計画又は技術提案の内容に基づく入札を行うものとする。

２　低入札調査基準価格を下回る額で入札を行った者は、過去の工事成績により必要に応じ、加算点の減点を行うものとする。

３　前項の減点により加算点が零点に満たなくなった場合は、当該者の入札を無効とするものとする。

第１２　総合評価の方法

１　総合評価の方法は、価格以外の技術的な要素を価格で除した値（以下「評価値」という。）を比較する除算方式によるものとする。

２　除算方式による評価値は、標準点（１００点）に技術資料及び技術提案に係る加算点を加えて技術評価点を入札金額で除して求めるものとする。

【除算方式】　評価値＝技術評価点／入札金額×予定価格

＝（標準点＋加算点）／入札金額×予定価格

第１３　落札者の決定

１　総合評価方式における落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、第１２の方法によって得られた評価値が最も高い者と

する。

２　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

３　市長は、総合評価方式に関する評価調書により評価の経過等を明らかにしておくものとする。

４　前項に規定する評価調書の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

第１４　技術資料及び技術提案等の担保

提出された技術資料及び技術提案の担保として、その内容が満足できなかった場合に、簡易型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　簡易型を適用する工事

①　簡易（実績型）

提出された技術資料の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評点を減ずるものとする。

②　簡易（提案型）

提出された技術資料の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評点を減ずるものとする。

⑵　標準型又は高度技術提案型を適用する工事

提出された技術資料の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

提出された技術提案が、受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

第１５　技術提案等の秘密の保持

提出された簡易な施工計画及び技術提案については、入札参加希望者等の技術的財産であるため、公表しないものとする。

第１６　技術提案内容の使用

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく柏崎市が発注する工事に無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

第１７　書類等の作成費用

入札参加希望者等が技術資料及び技術提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

第１８　評価結果の公表

１　総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表する。

⑴　入札参加者名

⑵　各入札参加者の入札金額

⑶　各入札参加者の技術評価点

⑷　各入札参加者の評価値

⑸　総合評価方式を適用した理由

２　技術資料及び技術提案を提出した後に辞退した者及び入札しなかった者の前項⑶は公表しないものとする。

３　入札が不調となった場合は、第１項⑴⑵⑸を公表する。

第１９　非落札理由の説明

１　総合評価方式による入札における非落札者は、入札結果に疑義があるときは落札者決定日から起算して１４日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により非落札理由について発注者に説明を求めることができる。

２　発注者は非落札理由の説明を求められたときは、受理した翌日から起算して１４日以内（休日を含まない。）に書面により回答するものとする。

第２０　その他

この要領に定めない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２０年５月７日から施行する。

この要領は、平成２６年５月２６日から施行する。

この要領は、平成３０年４月一日から施行する。

この要領は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。
この要領は、令和５年（２０２３年）４月１日から施行する。
この要領は、令和６年（２０２４年）４月１日から施行する。

柏崎市総合評価方式試行要領の運用基準

平成２０年５月７日　伺定
最終改正　令和６年１月２３日　伺定

第１　趣旨

この基準は、柏崎市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、柏崎市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定める。

第２　工事の選定の目安

総合評価方式による工事は、試行要領第５の１の基準と併せ、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

１　簡易型

⑴　簡易（実績）型　　概ね１０，０００千円以上の工事

⑵　簡易（提案）型　　概ね３０，０００千円以上の工事

２　標準型又は高度技術提案型

概ね１００，０００千円以上の工事

第３　加算点、評価項目及び評価基準

１　加算点の上限は、簡易（実績）型は２５点、簡易（提案）型は30点、標準型又は高度技術提案型は３６点を標準とするものとする。

２　評価項目及び評価基準については、次の⑴、⑵及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。

⑴　簡易型を適用する工事

簡易（実績）型の場合は別表１、簡易（提案）型の場合は別表２の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

⑵　標準型及び高度技術提案型を適用する工事

別表３の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

３　前項の評価項目及び評価基準に基づいて点数化した得点（以下「評点」という。）の合計値を加算点とするものとする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る額で入札を行った者で、柏崎市発注工事における過去１年間に完成した工事の工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が６５点未満の場合は加算点から５点を減じるものとする。

4　市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の難易度や重要度等に応じて変更できるものとする。

第４　技術資料及び技術提案の提出様式

１　入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。

⑴　技術資料

ア　企業の技術力・地域性確認資料　　第１号様式

イ　配置予定技術者の能力確認資料　　第１号様式

ウ　簡易な施工計画　　第２号様式

⑵　技術提案

技術提案書　　第３号様式

２　簡易型及び標準型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

⑴　簡易型

ア　簡易（実績）型　　第１号様式

イ　簡易（提案）型　　第１号様式から第２号様式まで

⑵　標準型又は高度技術提案型

第１号様式、第２号様式及び第３号様式

第５　技術資料及び技術提案の評価方法

１　技術資料及び技術提案の評価者は、次のとおりとする。

評価資料	評価者
企業の技術力・地域性確認資料 配置予定技術者の能力確認資料	契約検査課長
簡易な施工計画 技術提案書	所管部長、課長、課長代理又は係長

２　簡易な施工計画及び技術提案書の評価については、評価者３者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、評価者の評価の平均をもって評点を算定（小数点以下第３位四捨五入２位止）するものとする。

３　前項以外の評価については、評価者が各評価項目の評点を算定（小数点以下第３位四捨五入２位止）するものとする。

なお、評価の確認資料の提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。

第６　落札者決定の際の評価値

１　標準点（１００点）に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上評価値に予定価格を乗じた値（小数点以下第４位四捨五入３位止）を評価値として取り扱うものとする。

落札者決定の際の評価値＝技術評価点／入札金額×予定価格

＝（標準点＋加算点）／入札金額×定数×予定価格

２　入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査基準価格で評価値を算出する。

⑴　入札金額≧低入札価格調査基準価格の場合、入札金額＝入札金額

⑵　入札金額＜低入札価格調査基準価格の場合、入札金額＝低入札価格調査基準価格

第７　評価経過等の記録様式

評価の経過及び結果等は、次の様式及び落札候補者の評価の確認資料により明らかにしておくものとする。

１　総合評価方式に関する評価調書　　第４号様式

２　「技術資料評価表」　　第５号様式

３　「施工計画等評価集計表」　　第６号様式

４　「施工計画等評価表」　　第７号様式

５　「総合評価試行工事概要書」　　第８号様式

６　「履行確認票」　　第９号様式

第８　技術提案等に係る設計変更

簡易（提案）型における簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

第９　技術資料及び技術提案等の履行確認

監督員は、次に掲げる事項について、受注者の技術資料及び技術提案を確認し、「履行確認票」（第９号様式）に記録しなければならない。

１　配置予定技術者

２　地域調達

３　簡易な施工計画

４　技術提案

第１０　評価項目の履行確認方法

１　配置予定技術者は、監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、同種工事に係る契約書等の写し、及び現場監督業務のなかで確認を行うものとする。

なお、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。

２　地域調達の履行確認は、監督員が施工計画書、工事外注計画書、施工体制台帳及び下請企業との契約書、注文書、請書及び現場監督業務のなかで行うものとする。

３　簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で行うものとする。

４　前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者及び担当係長又は課長代理に報告を行うものとする。

第１１　技術提案等の担保（ペナルティー）の算定

配置予定技術者、地域調達、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

１　配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて８点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置した場合は、減点を行わない。

２　地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて８点の工事成績評定点の減点を行う。

３　簡易な施工計画

簡易（提案型）にあっては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を０点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値＝　８点×（α－β）／　α　（小数点以下第１位四捨五入整数止）

α：簡易な施工計画の当初の技術評価点（点）

β：簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

※８点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

４　技術提案

技術評価型又は高度技術提案型にあっては、技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

⑴　工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値＝　８　×（α－β）／　α　（小数点以下第１位四捨五入整数止）

α：技術提案の当初の技術評価点（点）

β：技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

※８点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

⑵　違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

Ｃ’＝｛１－（１００＋β）／（１００＋α）｝×Ｃ（小数点以下切捨て整数止）

Ｃ：当初の契約金額（円）

Ｃ’：達成度合いに応じた違約金（円）

α：技術提案の当初の技術評価点（点）

β：技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

第１２　非落札理由の説明に関する様式

試行要領第１９に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」（第１０号様式）を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」（第１１号様式）により行うものとする。

別紙　評価項目及び評価基準の細目等

1　評価項目及び評価基準の細目

⑴　「同種工事の実績」の同種・　類似工事の範囲については、工事内容等から「○○工・○○ｍ以上・○○工法であること」等と定めるものとする。

⑵　「同種工事の実績」の同種工事の実績の対象工事は、技術資料等の提出期限日までに完了した工事とする。

⑶　共同企業体の工事成績は評価項目の「工事成績」の対象としない。

⑷　「工事成績」の平均点は、「小数点以下第３位切り捨て２位止」として評点を判定する。また、平均点が７０点以上８０点未満の場合の評点は、別表１の算定式により求め、「小数点以下第３位四捨五入２位止」とする。

⑸　「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を　２人まで記入できる。

配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価（これに係る評点の和が最低）となる者とする。

⑹　「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目（評価対象）としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。

⑺　配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人、又は、工事実績情報システム（CORINS）に登録されている担当技術者」とする。

⑻　「災害時における活動実績等」の対象工事は、技術資料等の提出期限までに完了した柏崎市内における工事とする。

ア　土木工事の場合

（ア）　評価の対象とするもの

ａ　緊急性を要し指示書等で対応した活動

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの

（イ）　評価の対象外となるのもの

a　自主的な災害貢献活動

b　通常の契約等を行った災害復旧工事（応急工事を除く）

イ　建築・管・電気工事の場合

（ア）　評価の対象とするもの

a　緊急性を要し指示書等で対応した活動

b　災害発生直後の点検、被害状況調査（公共建築物又は電力・水道・ガスの点検、被害状況調査）

c　災害発生直後の応急工事（公共建築物の応急復旧工事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガスの応急復旧工事）

（イ）　評価の対象外となるのもの

a　自主的な災害貢献活動

b　災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

⑼　「災害時における活動実績等」の災害協定とは、柏崎市内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。（１社が単独で締結している災害協定を含む。）

⑽　「維持管理実績」は、技術資料等の提出期限までに完了したものとし、柏崎市内における以下のものをいう。

ア　土木工事の場合

（ア）　評価の対象とするもの

a　通常の道路除雪作業

b　単価契約等による日常的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）、除草等、点検、休日パトロール等）

c　指示書等による緊急的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）等）

（イ）　評価の対象外となるのもの

通常の契約等を行った維持補修（修繕）工事

イ　建築・管・電気工事の場合

（ア）　評価の対象とするもの

a　緊急時における修繕（補修）実績（漏水や設備故障等の緊急時における修繕（補修）で、指示書等（施設管理者の証明書を含む。）で対応した活動）

b　維持修繕(補修)実績(維持管理のために行う修繕(補修)等の活動)

（イ）　評価の対象外となるのもの

通常の契約等を行った維持補修（修繕）工事

⑾　「消防団協力事業所」とは、柏崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成 20 年６月 20 日消防本部告示第１号）の規定により、柏崎市長が消防団活動に協力する事業所として認定された事業所とする。

⑿　「ボランティア活動」とは、「災害ボランティア」、「地域ボランティア」に過去２ヵ年度に会社として１０名以上または正規社員の半数（最低３名）以上のボランティア参加実績とする（第１２号様式)。

ア　災害ボランティア（柏崎市外の活動を含む）

災害により被災した地域の被災者や被災地に対する支援活動とする。

イ　地域ボランティア

（ア）　柏崎市内の公共・公益施設等における活動や市民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動の場において行う活動

（イ）　ボランティア活動は客観的に認められるもの（市町村・協会・協議会の証明、新聞記事、社内報掲載記事、自治会長等の証明等のあるもの）とする。

（ウ）　会社の協賛・寄付行為や社員個人の活動は評価の対象としない。

（エ）　工事契約により工事成績評定で評価される工事現場周辺のゴミ拾いや美化活動等の活動は評価の対象としない。

⒀　「担い手育成・確保」は、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）を加点対象する。

⒁　「地域調達」については、請負金額に対して柏崎市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額の割合により評価を行う。

ア　「割合（％)」＝「工事費総額（自社施工及び一次下請施工の和)」÷「請負金額」

イ　工事費総額は，市内に本社（本店）が所在する企業（自社施工及び一次下請施工）の工事費の合計とする。

「自社施工の工事費」＝「請負金額」－「下請総額」

⑮　「簡易な施工計画」は、現場及び工事特性から特に確認すべき項目を次の９項目から２項目を発注者が指定するものとする。ただし、工事規模や内容に応じて１項目とすることができる。

公告等には、評価項目の設定意図が分かるように記載する。

例）道路交通管理、周辺住宅に配慮した環境対策、出水期の安全管理など

①品質・出来形管理、②安全管理、③施工方法、④資材管理、⑤緊急時の体制及び対応、⑥交通管理、⑦環境対策、⑧現場作業環境の整備、⑨再生資源の利用促進

⑯　試行要領で規定する「簡易な施工計画」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。

ア　配慮すべき項目とかけ離れている内容である。

イ　記載のない項目がある。

ウ　白紙である。

エ　その他明らかに適正でない。

⑰　「技術提案」における施工上の課題は、工事内容等から個別工事ごとに設定するものとする。

⑱　試行要領で規定する「技術提案」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。

ア　技術提案が標準案より劣る。

イ　課題とかけ離れている内容である。

ウ　白紙である。

エ　その他明らかに適正でない。

⑲　「簡易な施工計画」、「技術提案」に対する設計変更は原則行わない。

⑳　オーバースペックの提案について

総合評価方式においては、過度なコスト負担によるダンピングが下請業者へしわ寄せとなることが懸念されることなどから、オーバースペックの提案については、評価の対象としない。以下に示す目安で判断する。

オーバースペックと判断される場合がある内容

ア　要求水準に対し過剰な品質・性能・効果を実現するため、高価な材料・施工方法等の使用により、過度なコスト負担を要する提案

イ　設計図書等に明記された仕様・規格を変更する提案

ウ　設計図書に反映して実施するべき追加調査など、通常設計変更で対

応している提案

エ　業者の任意性によるところ（工法、使用機種、仮設等）について、過度なコスト負担を要する提案

※現場条件、工事特性により、上記提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。（個別提案毎の判断となる。）

(21)　共同企業体の評価基準の細目は以下の通りとする。なお、各評価項目における共同企業体の取扱いについて、「出資比率が○○％以上の場合のものとする、代表構成員のものとする」等と定める。

ア　企業の技術力

（ア）　同種工事の実績

構成員のいずれかの実績を対象とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は出資比率が○○％以上のものとする。）

（イ）　優良工事表彰等

構成員のいずれかの受賞を対象とする。

（ウ）　ＩＳＯ認証取得

構成員のいずれかの認証取得を対象とする。

イ　配置予定技術者の能力

（ア）　技術者の能力

代表構成員の配置予定技術者を対象とする。

（イ）　同種工事の実績

代表構成員の配置予定技術者を対象とする。

ウ　地域貢献度

（ア）　災害時における活動実績等

構成員のいずれかの実績を対象とする。

（イ）　維持管理実績

構成員のいずれかの実績を対象とする。

（ウ）　消防団への加入状況

構成員のいずれかの実績を対象とする。

（エ）　ボランティア活動

構成員のいずれかの実績を対象とする。

（オ）　ワーク・ライフ・バランスの推進

構成員のいずれかの実績を対象とする。

エ　地域精通度

実働拠点

構成員のいずれかの本店を評価の対象とする。

２　その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。

３　評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。

（第１－１号様式～第３号様式　省略）

別表1(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(簡易(実績)型)

(土木用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	1.0	1.0/1.0
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.0	
		65点未満	-2.0	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	3.0	3.0/3.0
		表彰あり	1.5	
		表彰なし	0.0	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級施工管理技士、1級施工技士又は技術士(工事を施工しうる国家資格)	1.0	1.0/1.0
		2級施工管理技士又は2級施工技士	0.5	
		その他	0.0	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	1.0	1.0/1.0
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	

別表1(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無(両方とも国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	3.0	3.0/3.0
		道路除雪及び維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク・ライフ・バランスの推進	ハッピー・パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	3.0	3.0/3.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業)	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

加算点		25.00/25.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

1．加算点が0点に満たない者の入札は、無効とする。なお、該当者には入札前に連絡する。

別表2(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(簡易(提案)型)

(土木用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	0.5/0.5
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	2.50	2.50/2.50
		表彰あり	1.25	
		表彰なし	0.00	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級施工管理技士、1級施工技士又は技術士(工事を施工しうる国家資格)	0.5	0.5/0.5
		2級施工管理技士又は2級施工技士	0.3	
		その他	0.0	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	0.50	0.50/0.50
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.25	
		実績なし	0.00	

別表2(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無(両方とも国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	3.0	3.0/3.0
		道路除雪及び維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク･ライフ･バランスの推進	ハッピー･パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	2.0	2.0/2.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業)	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

別表2(運用基準　第3関係)

【簡易な施工計画】

施工上の課題に係る技術的所見	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性(複数の課題を設定した場合でも、評価の合計点は最高8点とする。) 【施工上の課題の例】 項目A:○○施工時の事故防止の工夫 項目B:寒冷期の○○コンクリートの品質管理等	工事特性の理解度と記述内容の妥当性により評価する。 項目A:4．0点 項目B:4．0点	8.00 ～ 0.00	3者で評定し、その平均点を評点とする。(小数点以下第3位四捨五入2位止) /8.00

加算点		30.00/30.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

・ 加算点が0点に満たない者又は「簡易な施工計画」の内容が不適切と認められる者の入札は、無効とする。
なお、該当者には入札前に連絡する。

・ 「簡易な施工計画」の内容が不適切な場合とは、「①課題を理解していない。②課題とかけ離れている。
③白紙である。その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

別表3(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(標準型・高度技術提案型)

(土木用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	0.5/0.5
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.0	
		65点未満	-2.0	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	0.50	0.50/0.50
		表彰あり	0.25	
		表彰なし	0.00	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち、1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級施工管理技士、1級施工技士又は技術士(工事を施工しうる国家資格)	0.50	0.50/0.50
		2級施工管理技士又は2級施工技士	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	0.50	0.50/0.50
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.25	
		実績なし	0.00	

別表3(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無(両方とも国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	3.0	3.0/3.0
		道路除雪及び維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク･ライフ･バランスの推進	ハッピー･パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	2.0	2.0/2.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業)	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

別表3(運用基準　第3関係)

【技術提案】

技術提案	発注者が指定した設計図書等の仕様(標準案)より優れた効果・効用の提案の評価を行う	提案の具体性及び提案の効果について評価 1　提案の具体性(8.0点) 2　提案の効果(8.0点)	16.00 ～ 0.00	3者で評定し、その平均点を評点とする。(小数点以下第3位四捨五入2位止) /16.00
	【ヒアリングを行う場合】 　必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合説明等が不十分な場合は、評点から点を減じる。			

加算点		36.00/36.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

- 加算点が0点に満たない者又は「簡易な施工計画」の内容が不適切と認められる者の入札は、無効とする。なお、該当者には入札前に連絡する。
- 「技術提案」の内容が不適切な場合とは、「①技術提案が標準案より劣る。②施工計画が技術提案とかけ離れている。③白紙である。その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

別表1(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(簡易(実績)型)

(建築・管・電気用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	1.0	1.0/1.0
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.0	
		65点未満	-2.0	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	3.0	3.0/3.0
		表彰あり	1.5	
		表彰なし	0.0	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	

別表1(運用基準　第3関係)

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建築工事:1級建築士又は1級建築施工管理技士 管工事:1級管工事施工管理技士又は技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 電気工事:1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門に合格した者)	1.0	1.0/1.0
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		建築工事:2級建築士又は2級建築施工管理技士 管工事:2級管工事施工管理技士 電気工事:2級電気工事施工管理技士	0.5	
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		その他	0.0	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	1.0	1.0/1.0
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	

別表1(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の公共建築物の修繕(補修)又は建物除雪の実績の有無(両方とも国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	緊急時における修繕(補修)実績あり	3.0	3.0/3.0
		維持修繕(補修)実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク･ライフ･バランスの推進	ハッピー･パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	3.0	3.0/3.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業)	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

加算点		25.00/25.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

・ 加算点が0点に満たない者の入札は、無効とする。なお、該当者には入札前に連絡する。

別表2(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(簡易(提案)型)

(建築・管・電気用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無 (新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	0.5/0.5
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.0	
		65点未満	-2.0	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	2.50	2.50/2.50
		表彰あり	1.25	
		表彰なし	0.00	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	

別表2(運用基準　第3関係)

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建築工事:1級建築士又は1級建築施工管理技士 管工事:1級管工事施工管理技士又は技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 電気工事:1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門に合格した者)	0.5	0.50/0.50
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		建築工事:2級建築士又は2級建築施工管理技士 管工事:2級管工事施工管理技士 電気工事:2級電気工事施工管理技士	0.25	
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	0.50	0.50/0.50
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.25	
		実績なし	0.00	

別表2(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の公共建築物の修繕(補修)実績の有無(国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	緊急時における修繕(補修)実績あり	3.0	3.0/3.0
		維持修繕(補修)実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク･ライフ･バランスの推進	ハッピー･パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	2.0	2.0/2.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

別表2(運用基準　第3関係)

【簡易な施工計画】

施工上の課題に係る技術的所見	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性(複数の課題を設定した場合でも、評価の合計点は最高8点とする。) 【施工上の課題の例】 項目A:○○施工時の事故防止の工夫 項目B:寒冷期の○○コンクリートの品質管理等	工事特性の理解度と記述内容の妥当性により評価する。 項目A:4．0点 項目B:4．0点	8.00 ～ 0.00	3者で評定し、その平均点を評点とする。(小数点以下第3位四捨五入2位止) /8.00

加算点		30.00/30.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

・ 加算点が0点に満たない者又は「簡易な施工計画」の内容が不適切と認められる者の入札は、無効とする。
なお、該当者には入札前に連絡する。

・ 「簡易な施工計画」の内容が不適切な場合とは、「①課題を理解していない。②課題とかけ離れている。
③白紙である。その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

別表3(運用基準　第3関係)

総合評価方式　評価項目　(標準型・高度技術提案型)

(建築・管・電気用)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(新潟県内における国、県、柏崎市の発注工事)	国、県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.5	0.5/0.5
		実績なし	0.0	
工事成績	柏崎市発注工事における過去3ヵ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	6.00/6.00
		70点以上80点未満 評点＝6.00×(平均点－70)/10	6.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.0	
		65点未満	-2.0	
優良建設工事表彰	過去5ヵ年度の柏崎市優良建設工事表彰の有無	2ヵ年度以上の表彰あり	0.50	0.50/0.50
		表彰あり	0.25	
		表彰なし	0.00	
ISO等認証取得	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21認証取得の有無	ISO9001に加えISO14001又はエコアクション21を取得	1.0	1.0/1.0
		ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のうち1種類を取得	0.5	
		取得なし	0.0	

別表3(運用基準　第3関係)

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建築工事:1級建築士又は1級建築施工管理技士 管工事:1級管工事施工管理技士又は技術士(上下水道部門、衛生工学部門又は機械部門(ただし「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」を選択した者に限る)に合格した者) 電気工事:1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門に合格した者)	0.5	0.50/0.50
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		建築工事:2級建築士又は2級建築施工管理技士 管工事:2級管工事施工管理技士 電気工事:2級電気工事施工管理技士	0.25	
		工種や工事内容等を踏まえ、工事ごとに適切に設定(上記資格又は相当する資格を設定)する。		
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10ヵ年度の同種・類似工事の実績の有無(国、都道府県、柏崎市の発注工事)	国又は都道府県、かつ柏崎市の発注工事の実績あり	0.50	0.50/0.50
		国、都道府県、柏崎市のうち、いずれかの発注工事の実績あり	0.25	
		実績なし	0.00	

別表3(運用基準　第3関係)

【地域貢献度】

災害時等における活動実績	1　過去3ヵ年度の災害時等における活動実績の有無 2　技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無(国、新潟県、柏崎市のもの)	活動実績あり(災害協定の締結の有無を問わない)	2.0	2.0/2.0
		活動実績はないが、災害協定の締結あり	1.0	
		活動実績及び災害協定の締結なし	0.0	
維持管理実績	過去3ヵ年度の公共建築物の修繕(補修)実績の有無(国、県、柏崎市いずれかの発注で、柏崎市内での実績のもの)	緊急時における修繕(補修)実績あり	3.0	3.0/3.0
		維持修繕(補修)実績あり	1.5	
		実績なし	0.0	
消防団への加入状況	消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0	1.0/1.0
		認定を受けていない	0.0	
ボランティア活動	過去2ヵ年度の災害時(市外の活動を含む)や柏崎市内の公共の場において、会社として行った活動実績の有無(10名以上または正規社員の半数(最低3名)以上の参加※人数は実人数)	活動実績あり	1.0	1.0/1.0
		活動実績なし	0.0	
ワーク･ライフ･バランスの推進	ハッピー･パートナー企業登録の有無	登録を受けている	1.0	1.0/1.0
		登録を受けていない	0.0	

【地域精通度】

実働拠点	柏崎市内における本店の有無	市内に本店あり	2.0	2.0/2.0
		なし	0.0	
地域調達	一次下請を含む地域企業の活用(地域企業:本社(本店)が柏崎市内にある企業)	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	1.0	1.0/1.0
		上記の工事費総額が，請負金額の60%以上である。	0.5	
		活用なし	0.0	

別表3(運用基準　第3関係)

【技術提案】

技術提案	発注者が指定した設計図書等の仕様(標準案)より優れた効果・効用の提案の評価を行う	提案の具体性及び提案の効果について評価 1　提案の具体性(8.0点) 2　提案の効果(8.0点)	16.00 ～ 0.00	3者で評定し、その平均点を評点とする。(小数点以下第3位四捨五入2位止) /16.00
	【ヒアリングを行う場合】 必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合説明等が不十分な場合は、評点から点を減じる。			

加算点		36.00/36.00

【加算点の評価に係る入札参加条件】

- 加算点が0点に満たない者又は「簡易な施工計画」の内容が不適切と認められる者の入札は、無効とする。なお、該当者には入札前に連絡する。
- 「技術提案」の内容が不適切な場合とは、「①技術提案が標準案より劣る。②施工計画が技術提案とかけ離れている。③白紙である。その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

柏崎市建設工事最低制限価格取扱要領

平成２３年１２月２８日　伺定
最終改正　令和４年３月３１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事における最低制限価格の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下第３条第３項において同じ。）が１３０万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）に係る競争入札に適用する。

（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下次項において同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費に、それぞれ当該各号に定めた率を乗じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額から、１万円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じた額とする。

⑴　直接工事費　１０分の９．７

⑵　共通仮設費　１０分の９

⑶　現場管理費　１０分の９

⑷　一般管理費等　１０分の６．８

２　前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した最低制限価格が、当該予定価格に１０分の９．２を乗じた額を超える場合にあっては当該予定価格に１０分の９．２を乗じた額とし、当該予定価格に１０分の７．５を乗じた額に満たない場合にあっては当該予定価格に１０分の７．５を乗じた額とし、それぞれ１万円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じた額を最低制限価格とする。

３　前２項により、最低制限価格は、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額から予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

（入札参加者への周知）

第４条　市長は、対象工事に最低制限価格を設定したときは、入札の公告及

び指名通知においてその旨を記載することとする。

（公表）

第５条　第３条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

（落札者の決定）

第６条　市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附　則

この要領は、平成２４年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年（２０１９年）４月１日から施行し、平成３１年（２０１９年）９月３０日までに、新潟県柏崎市財務規則（平成１６年３月１０日規則第５号）第１４９条の検査を完了するものについては、従前の例による。

附　則

この要領は、令和元年（２０１９年）年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年（２０２２年）年４月１日から施行する。

柏崎市低入札価格調査実施要領

令和元年８月２０日　伺定
最終改正　令和４年３月３１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０第２項）を設けないで、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する場合において、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査する場合（政令第１６７条の１０第１項）（以下「低入札価格調査」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この要領の対象となる建設工事は、次に掲げるものとする。

（１）予定価格が１億５千万円以上の建設工事

（２）総合評価方式入札を実施する建設工事（以下「総合評価案件」という。）

（３）前２号に掲げるもののほか、特に必要と認める建設工事

（調査基準価格の算定方法）

第３条　低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（１万円未満の端数を切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

（１）直接工事費の額に１０分９．７を乗じて得た額

（２）共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

（３）現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

（４）一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価

格を予定価格に１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とする。

（予定価格書への調査基準価格の記載）

第４条　「新潟県柏崎市財務規則の規定に基づき備うべき帳簿及び諸表、報告書の様式」（以下「備うべき様式」という。）に定める予定価格書及び「新潟県柏崎市上下水道局会計規程」（以下「会計規程」という。）に定める予定価格書中、「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替え、本基準に基づく金額を記載し、さらに、当該調査基準価格に１１０分の１００を乗じて得た金額を「入札書等比較調査基準価格」に記載するものとする。

２　備うべき様式に定める入札調書及び会計規程に定める入札調書についても、前項と同様に記載するものとする。

（低入札価格調査）

第５条　低入札価格調査は、その入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査する。

２　前項の調査に当たり、落札候補者が入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準（以下「失格基準」という。）を満たさない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとみなし、失格とする。

（１）直接工事費が市の設計額に１０分の９．５を乗じて得た額以上

（２）共通仮設費が市の設計額に１０分の９を乗じて得た額以上

（３）現場管理費相当額が市の設計額に１０分の８を乗じて得た額以上

（４）一般管理費等が市の設計額に１０分の３を乗じて得た額以上

（５）共通仮設費の各項目が適切に計上されていること

３　前項の規定に係らず、特に必要があると認めるときは、失格基準を別に定めることができる。

（落札決定）

第６条　調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者と決定する。

２　調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、最低価格入札者に次いで低い金額で入札し、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が

調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を実施する。

（監督体制の強化等）

第７条　低入札価格調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

（１）工事担当課長は、受注者が施工体制台帳又は施工計画書を作成している場合には、受注者に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、記載内容が低入札価格調査時と異なるときは、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。

（２）当該工事の監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和４年（２０２２年）４月１日から施行する。

柏崎市低入札価格調査取扱要領の運用基準

令和元年８月２０日　伺定

第１　趣旨

この運用基準は「柏崎市低入札価格調査取扱要領」の適正かつ円滑な運用を目的とし、その必要な事項について定めるものとする。

第２　業者への周知

契約担当者は、公告または入札説明書において、次の事項を記載するとともに、入札執行の際にあらかじめ説明する等、業者への周知徹底をはからなければならない。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の１０第１項の規定の適用があること。

⑵　調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

⑶　調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

⑷　調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

第３　入札の執行

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定するとともに結果について通知する旨を告げて入札を終了する。

第４　調査の実施

契約検査課長及び工事担当課長は、最低価格入札者又は総合評価案件の最高評価値者が行った入札が調査基準価格を下回る価格で行われたときは、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の事項により、必要に応じ、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

⑴　その価格で入札した理由、必要に応じ、資材購入先の見積書等の徴収

⑵　契約対象工事付近の手持ち工事の状況

⑶　契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
⑷　契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
⑸　手持ち資材の状況
⑹　資材購入先及び購入先と入札者との関係
⑺　手持ち機械の状況
⑻　労務者の具体的供給見通し
⑼　過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況
⑽　経営状況、取引金融機関、保証会社等への照会
⑾　建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延等の信用状況
⑿　下請契約予定者名、同契約予定額の提出
⒀　工事費内訳書の数値基準
⒁　当該工事において配置が必要な技術者の人数

第５　調査結果の対応

新潟県柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）は、第４で定める調査の結果に基づき次の決定を行うものとする。

⑴　調査の結果、適合した履行がされると認められること。
⑵　調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められること。
⑶　⑴又は⑵と決定した理由

第６　契約検査課の事務

契約検査課は、第５の決定を受けたときは、遅滞なく次の措置を行うものとする。

⑴　１号の場合　直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。
⑵　２号の場合
ア　最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者としようとするときは、理由を付して市長の承認を受けなければなれない。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には第４以降と同様の手続による。

イ　アによる決定がなされた時は、直ちに最低価格入札者に対しては、落札者としない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

第７　決定後の措置について

契約検査課は、第４から第６に係る手続により落札者を決定した場合においては、遅滞なくその入札調書に委員会の決定通知及び落札結果の通知の写しを添付するものとする。

附　則

この運用基準は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。

柏崎市電子入札運用基準

平成２４年７月１日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（趣旨）

第１条　この基準は、柏崎市が電子入札システムを利用して行う建設工事及び建設工事に関する委託（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続に関し、円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（電子入札対象案件における入札手続等の原則）

第２条　電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続を行うものとし、第４条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として書面による参加資格確認申請書、入札参加意向書、辞退届及び入札書等の提出（以下「紙入札」という。）は認めない。

２　電子入札対象案件については、入札参加希望者、入札参加者、入札者、落札者等（以下「入札参加者等」という。）に対する入札手続に関連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

３　電子入札対象案件の入札情報、入札結果及び契約結果については、電子入札に関する各種情報を集約してインターネット上に公表するシステム（以下「入札情報サービス」という。）に公開する。ただし、当分の間、入札公告、入札結果及び契約結果については、従来どおりの紙による公表も継続するものとする。

（従来の要綱等との関係）

第３条　電子入札対象案件に関し、この基準に定めのない事項については、原則として紙入札における従来の要綱、要領、通知等（以下「従来の要綱等」という。）による。

２　電子入札対象案件に関し、従来の要綱等の定めがこの基準に抵触する場合は、この基準による。

３　電子入札対象案件に関し、従来の要綱等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

（紙入札を認める場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加者等は、紙入札方

式参加承諾願（別記第１号様式）を市長に提出し、その承諾を得て、入札手続の当初又は途中から、紙入札を行うことができる。

⑴　電子入札を行うためのＩＣカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ＩＣカードの再発行の申請予定又は申請中の場合

⑵　電子入札を行うためのＩＣカードの名義人が退社、異動等したため、当該ＩＣカードを使用することが不適当となった場合で、ＩＣカードの再発行の申請予定又は申請中の場合

⑶　入札参加者等のシステム障害により締切りに間に合わない場合

⑷　その他紙入札を行うことがやむを得ないと市長が特に認めた場合

２　電子入札システムを利用して参加資格確認申請書又は入札参加意向書（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出した後に、前項の規定により紙入札を行うこととなった場合は、入札参加者等は当該案件について以後の手続を電子入札システムを利用して行ってはならない。ただし、既に電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱うものとする。

（共同企業体における委任状の取扱い）

第５条　共同企業体が入札参加者等となる場合は、代表構成員のＩＣカードを用いることとし、共同企業体各構成員の代表者から当該ＩＣカードの名義人に対する委任状を提出しなければならない。

２　共同企業体は、委任したＩＣカードの名義人に変更があった場合は、速やかに新たな委任状を提出しなければならない。

（参加資格確認申請書等に添付するファイル）

第６条　参加資格確認申請書等に添付する資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

⑴　Microsoft Word　doc、docx 形式

⑵　Microsoft Excel　xls、xlt、xlsx、xltx 及び xlsm 形式

⑶　PDF ファイル　pdf 形式

⑷　テキストファイル　txt、csv 及び xml 形式

⑸　画像ファイル　bmp、jpeg 及び gif 形式

⑹　その他契約検査課が認めたファイル形式

（圧縮形式）

第７条　前条の基準により作成したファイルを圧縮する場合は、その形式はZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めないものとする。

（ウイルス感染の確認）

第８条　前２条により作成したファイルを提出するに当たり、入札参加希望者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染していないかを確認し、コンピュータウイルスに感染したファイルを添付してはならない。

（添付資料の持参）

第９条　第４条の規定により紙入札を行う場合又は前３条の規定により作成したファイルの容量が合計３ＭＢを超える場合は、入札参加希望者は書面により添付資料を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の参加資格確認申請書等の受付締切日時と同一の日時までに市長へ提出するものとする。

２　添付資料一式全てを持参によるものとし、複数の方法による提出は認めない。

（添付資料を添付しない場合）

第１０条　前条の規定により添付資料を持参する場合又は添付資料が不要な入札に参加しようとする場合は、電子入札システムにより参加資格確認申請書等を提出する際に、添付書類省略届（別記第２号様式）に所定の事項を入力したファイルを添付しなければならない。この場合において、ファイルの保存形式は第６条の規定を準用する。

（工事費内訳書の添付）

第１１条　入札参加者が入札書に工事費内訳書を添付する場合は、使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の方式によらなければならない。

⑴　Microsoft Word　　doc、docx形式

⑵　Microsoft Excel　　xls、xlt、xlsx、xltx及びxlsm形式

⑶　PDF ファイル　　pdf形式

⑷　画像ファイル　　bmp、jpeg及びgif形式

⑸　その他契約検査課が認めたファイル形式

２　発注者は単価部分を空欄にした工事費内訳書（以下「単抜き設計書」という。）の電子データを入札情報サービスにより提供する。ただし、発注者が必要と認めた場合は、他の方法により提供することができるものとする。

３　入札参加者は、前項の規定により提供された電子データをもとに数値等

を入力したものを、工事費内訳書として提出することができる。

４　前項の規定は、入札参加者において積算を行うためのソフトウェア等により発注者が提供した単抜き設計書の電子データとは別に工事費内訳書を作成し、入札書に添付することを妨げない。

５　前４項の規定により作成した工事費内訳書には、次に掲げる項目を記載しなければならない。

⑴　工事番号、工事名及び工事場所

⑵　入札参加者の商号又は名称、所在地並びに代表者（支店長等）の職名及び氏名

⑶　工事費内訳書の内容について説明できる者の所属、氏名及び電話番号

（添付資料に関する規定の準用）

第１２条　第７条から第９条の規定は、工事費内訳書を添付する場合に準用する。この場合において、「入札参加希望者」とあるのは「入札参加者」と、「参加資格確認申請書等の受付締切日時」とあるのは「入札書受付締切日時」とそれぞれ読み替えるものとする。

（入札）

第１３条　入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように入札書の提出を行わなければならない。この場合において、当該日時までに入札書が到達しない場合は、入札を辞退したものとみなす。

２　提出した入札書、辞退届等の変更又は取消し等は認めない。

（書面による入札の場合の取扱い）

第１４条　第４条の規定により書面により入札書を提出する場合は、電子入札システムにより市が設定した入札書受付締切日時までに入札書が入札執行者のもとに到達するよう持参し提出するものとする。

２　入札書は封書にし、封書の表に次の各号の項目を記載しなければならない。

⑴　「入札書」という文字

⑵　工事、委託名（工事、委託番号がある場合はその番号も含む。）

⑶　入札参加者の商号又は名称

３　入札執行者は、入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札額等の入力を行う。

（開札が著しく遅延した場合の連絡等）

第１５条　開札予定時間から実際の開札が著しく遅延する場合は、入札者に対して電子入札システム等により開札状況等の情報を提供する。

（くじ引き）

第１６条　電子入札対象案件において、落札となるべき同価格の者が２名以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した３桁の番号（以下「くじ番号」という。）等を基に、電子入札システムにより落札者を決定する。

２　前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、入札に関係ない職員が電子入札システムにより選択したランダムに生成されるくじ番号をもって、当該入札者のくじ番号とする。

（入札参加者側の障害により受付締切日時等を変更する場合）

第１７条　入札参加者等から天災等の障害により電子入札を行うことができない旨の申告があった場合は、市長は、必要に応じて障害の内容及び復旧の可否等について調査確認を行うものとする。

２　前項の調査確認の結果、障害からの復旧を待っていたのでは、受付締切日時等に入札等を行うことができないと判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する障害によって原則として複数の入札参加者等が入札に参加できない場合には、受付締切日時等を変更することができる。

⑴　地震、大雨等の天災

⑵　広域的、地域的停電

⑶　インターネットサービスプロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

⑷　その他受付締切日時等を変更することが適当であると市長が認める場合

３　変更後の受付締切日時等を直ちに決定することができない場合においては、市長は便宜上、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する。ただし、受信できる環境にない者に対しては、電話等で連絡するものとする。

（発注者側の障害により受付締切日時等を変更する場合）

第１８条　発注者側に障害が発生した場合において、障害復旧の見込みがあるときは受付締切日時等を変更し、障害復旧の見込みがないときは電子入札システムを利用せずに入札手続を行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付締切日時等を直ちに変更できないときは、電話等により

入札参加者等に連絡するものとする。

（設計図書に関する質問及び回答）

第１９条　電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答等については、原則として次の各号の基準とする。

⑴　質問受付期限　入札書受付締切日の５日前の午後５時までとする。ただし、その間に休日等を含む場合は、休日等を除いた５日前とする。

⑵　質問回答期限　原則として入札書受付締切日の３日前の午後５時までに入札情報サービスにて回答を公開する。ただし、その間に休日等を含む場合は、休日等を除いた３日前とする。

（契約手続）

第２０条　落札者は、落札者決定通知書を確認した後、契約検査課において契約書等を受領するものとする。

２　落札者は、入札手続に利用したＩＣカードの名義人にかかわらず、柏崎市建設工事入札参加資格者名簿、柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている本店又は支店等の代表者名で契約を締結することができる。

（その他）

第２１条 この基準に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この運用基準は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第６条第１号及び同条第２号並びに第１１条第１項第１号及び同項第２号の改正規定は、平成２６年４月１日以降に公告又は指名通知により行う入札から施行する。

附　則

この運用基準は、平成２９年４月３日から運用する。

附　則

この運用基準は、令和４年４月１日から運用する。

別記

第１号様式（第４条関係）

紙入札方式参加承諾願

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

１　案件名

⑴　案件番号

⑵　案件名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加についての承諾をお願いします。

－－

上記について承諾します。

年　月　日

様

柏崎市長

別記

第２号様式（第１０条関係）

添付書類省略届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

１　案件名

⑴　案件番号

⑵　案件名

２　添付書類を省略する理由

□　添付書類が不要な案件であるため

□　添付書類を電子入札システム上の参加資格確認申請書受付締切日時（公募型指名競争入札の場合は入札参加意向書受付締切日時）までに持参するため

柏崎市電子入札システム利用者登録番号交付申請要領

平成２４年７月１日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が実施する電子入札に参加しようとする者が、電子入札に使用するＩＣカードを電子入札システムにあらかじめ登録する処理（以下「利用者登録」という。）を行う際に用いる認証番号（以下「利用者登録番号」という。）の交付を受けるための要件及び手続等を定めるものとする。

（利用者登録番号の交付を受けることができる者）

第２条　市長は、柏崎市建設工事入札参加資格者名簿又は柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている者に対して、利用者登録番号を交付する。

（利用者登録できるＩＣカードの要件）

第３条　利用者登録に使用するＩＣカードについては、柏崎市が指定する電子認証局が発行する電子入札コアシステム対応のＩＣカードを使用しなければならない。

２　ＩＣカードの名義人は、契約締結権限を有する本店又は支店等として前条の名簿に登載されている本店又は支店等の代表者でなければならない。

（交付申請の方法）

第４条　利用者登録番号の交付を受けようとする者は、利用者登録番号交付申請書（別記第１号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用者登録番号の交付）

第５条　利用者登録番号は、利用者登録番号通知書（別記第２号様式）により第２条の名簿の各申請者に対し１つだけ交付する。

２　原則として利用者登録番号の再交付は行わない。

（共同企業体の取扱い）

第６条　経常共同企業体及び特定共同企業体は、代表構成員単体のＩＣカードで電子入札に参加するものとする。

（利用者登録番号の管理）

第７条　利用者登録番号の交付を受けた者は、利用者登録番号を紛失、外部漏洩等することのないよう、厳重にその管理を行わなければならない。

（申請内容と異なる利用者登録）

第８条　市長は、交付申請書と内容が異なるＩＣカード又は交付申請書に記載のないＩＣカードの利用者登録が行われた場合、当該データを電子入札システムから消去することができる。

（変更の届出）

第９条　利用者登録番号の交付を受けた者は、交付申請書の内容に変更があった場合には、速やかに変更届出書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

附　則

この要領は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別記
第１号様式（第４条関係）

利用者登録番号交付申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者

下記のとおり柏崎市電子入札システムの利用者登録番号の交付を申請します。

記

資格者名簿の種類 （該当するものに○）	建設工事　　建設コンサルタント等業務		
電子入札システムに登録するＩＣカードの名義人 （契約締結権限を有する本店又は支店等として名簿に登載されている本店又は支店等の代表者）	役職名	氏　名	備考

(申請担当者)

所　　属		電　　話	
職　　名		ＦＡＸ	
担当者名		e－mail	

＜申請に当たっての注意事項＞
１　申請に当たっては、本店の代表者名で提出してください。（支店長等委任先の長による申請は認めません。）
２　この申請を行う時点で、ＩＣカードを取得している必要はありません。
３　郵送で提出する場合、封筒の表面に「利用者登録番号交付申請書在中」と朱書きするとともに、返信用封筒を同封してください。
４　利用者登録番号通知書は、利用者に対して交付します。
５　この申請書は、契約検査課に提出してください。

別記
第２号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長

利用者登録番号通知書

柏崎市電子入札システムに対し、貴者が利用者登録を行うために必要となる利用者登録番号等は下記のとおりです。

この通知は再発行いたしませんので、紛失・外部漏洩等のないよう厳重に管理してください。

記

１　商号又は名称

２　利用者登録番号

＜注意点＞
・商号又は名称は、全て全角文字です。
・利用者登録番号は、全て半角文字です。
・利用者登録の方法については、柏崎市ホームページ内の「電子入札ポータルサイト」の「事前準備・利用者登録」を参照してください。

別記
第３号様式（第９条関係）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者

下記のとおり利用者登録番号交付申請書の内容に変更があるので届け出ます。

記

資格者名簿の種類 （該当するものに○）	建設工事　　建設コンサルタント等業務		
電子入札システムに登録するＩＣカードの名義人 （契約締結権限を有する本店又は支店等として名簿に登載されている本店又は支店等の代表者）	役職名	氏　名	備考

※　変更、追加、削除等があった名義人についてのみ、備考欄にその旨の文言を付して記入してください。

(申請担当者)

所　　属		電　　話	
職　　名		ＦＡＸ	
担当者名		e－mail	

＜届出に当たっての注意事項＞
１　届出に当たっては、本店の代表者名で提出してください。（支店長等委任先の長による申請は認めません。）
２　郵送で提出する場合、封筒の表面に「変更届出書在中」と朱書きしてください。
３　ＩＣカードの名義人となっている代表取締役、支店長等の交替の場合、この届出に先立って又は同時に入札参加資格審査申請の変更届出書の提出も必要となります。
４　この届出書は、契約検査課に提出してください。

4　請負契約

建設工事請負基準約款
（新潟県柏崎市財務規則別記（第１８０条関係））

平成１６年３月１０日　規則第５号
最終改正　令和６年２月２９日　規則第３９号

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は、法令に準拠するものとする。

１１　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による

専属的管轄裁判所とする。

１２　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施行する工事及び発注者の発注に係る第三者の施行する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施行に協力しなければならない。

（工程表及び工事費内訳書）

第３条　受注者は、契約締結の日から起算して７日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が工程表の提出をする必要がないと認めたものについては、この限りでない。

２　発注者は、前項の工程表を審査し、特に必要があると認めたときは、受注者に対して変更を請求することができる。

３　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して７日以内に工事に関する請負代金内訳書の提出を請求することができる。

４　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

５　工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、発注者が必要と認める工事については、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第６号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付
⑵　新潟県柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号。以下「財務規則」という。）第２０５条第１項各号に掲げるいずれかの有価証券の提供
⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）の保証
⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
⑸　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
⑹　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負金額の１０分の１以上に相当する額としなければならない。

４　受注者が、第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第５３条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号から第４号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は財務規則第１４４条第２項及び第３項に規定する契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第１項第５号又は第６号に掲げる保証を付したときは、財務規則第１４４条第４項の規定により契約保証金の納付を免除する。

６　請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の１０分の１に相当する額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（役務的保証を付す契約）

第５条　受注者は、前条によらず発注者が特に指定した工事については、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

２　前項の場合において、保証金額は、請負金額の１０分の３以上に相当する額としなければならない。

３　受注者が、第１項の保証を付す場合は、当該保証は第５３条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　請負金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負金額の１０分の３に相当する額に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１５条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３９条第２項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物の係る工事の施行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括請負の禁止）

第７条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（承諾を請求する手続）

第８条　受注者は、第６条第１項ただし書又は同条第２項ただし書の規定により、発注者の承諾を得ようとする場合は、権利義務の譲渡又は承継に係る第三者との契約を証する書面を提示しなければならない。

２　前項の契約には、第６条第１項ただし書又は同条第２項ただし書の規定による発注者の承諾を得たときにその効力を生ずること、及び当該契約の変更又は解除は、当該契約の当事者双方の連署による書面をもって発注者に届出（変更の場合はその承諾）がなければ、その効力を生じない旨の特約を設けなければならない。

３　受注者が死亡したときは契約による権利義務を相続した者、受注者が破産により消滅したときはその破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

（下請負人の通知）

第９条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第９条の２　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

⑵　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

⑶　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

⑴　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当す

る場合

ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

⑵　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第１０条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第１１条　発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承

諾又は協議をすること。

⑵　設計図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾をすること。

⑶　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）をすること。

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもってこれを行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人等）

第１２条　受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置くとともに、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

⑴　現場代理人

⑵　監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項ただし書の政令で定める者をいう。）又は主任技術者をいう。以下同じ。）

⑶　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第１４条第１項の規定による請求の受理、同条第３項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約による受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確

保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第２６条第３項本文に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。

６　現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第１３条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第１４条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で工事の施行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第１５条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合においては、中等以上の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第１６条　受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において又は監督員が特に必要と認めて書面により行う指示において、見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施行をするときは、設計図書又は指示書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求を受けた日から７日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施行することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査若しくは見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１７条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求

しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第１８条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施行上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、

発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１９条　受注者は、工事の施行部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第１５条第２項又は第１６条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施行部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して工事の施行部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

第２０条　受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示さ

れた自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果（これに基づき受注者が執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から１４日以内に、その結果を通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者に意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　発注者は、前項に規定する発注者としての調査結果により第１項各号のいずれかに該当することを確認した場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　発注者は、前項の場合において、第１項第４号又は第５号に該当することにより設計図書を変更する必要があり、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。

６　第４項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第２１条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第２２条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変

動したため、受注者が工事を施行できないと認められるときは、発注者は、工事の全部又は一部の施行の一時中止を、中止対象となる工事の範囲、区域その他の内容（以下「中止内容」という。）を明らかにした上で、受注者に指示しなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施行の一時中止を、中止内容を明らかにした上で、受注者に指示することができる。

３　受注者は、前２項の規定による発注者の一時中止の指示があったときは、当該指示に従い、工事の全部又は一部の施行を一時中止しなければならない。

４　発注者は、第１項又は第２項の規定により工事の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第２２条の２　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２３条　受注者は、天候の不良、第２条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第２４条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２５条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２３条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負金額の変更方法）

第２６条　請負金額の変更（次条の規定による変更を除く。）については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の規定にかかわらず、第２１条の規定による請負金額の変更については、別表に定めるところによるものとする。

３　第１項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負金額の変更事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

４　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第２７条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求する

ことができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の１，０００分の１５を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、発注者の定める資料に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２８条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただ

し、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２９条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施行に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第３１条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第３０条　工事の施行について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第５８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害（第５８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。）を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第３１条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者いずれの責め

にも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第１５条第２項、第１６条第１項若しくは第２項又は第３９条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。次項において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

⑴　工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合においては、その評価額を差し引いた額とする。

⑵　工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合においては、その評価額を差し引いた額とする。

⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復す

ることができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

第３２条　発注者は、第１０条、第１７条、第１９条から第２２条まで、第２３条、第２４条、第２７条から第２９条まで、前条又は第３５条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担すべき費用の額全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

２　前項の場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

３　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が発生した日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３３条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度

破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者が第２項の検査によって工事の完成を確認し、検査に合格したことを受注者に通知したときをもって、工事目的物の引渡しがあったものとみなす。

５　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は改造をして発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第３４条　受注者は、前条第２項（同条第５項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３５条　発注者は、第３３条第４項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第３６条　受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する

保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して発注者に対して本則第９２条第２項に規定する前払金の支払を請求することができる。

２　受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して１４日以内に前払金を支払わなければならない。

５　受注者は、第１項の規定による前払金の支払を受けた後、保証契約を締結し、その保証証書を発注者に預託して本則第９２条第３項に規定する前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。

６　第３項及び第４項の規定は、前項について準用する。

７　工事内容の変更その他の理由により、著しく請負金額を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負金額に対する本則第９２条第２項に規定する１０分の４（中間前払金の支払を受けているときは、１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下次項において同じ。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第３８条まで同じ。）の支払を請求することができる。この場合において、第４項の規定を準用する。

８　工事内容の変更その他の理由により請負金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の１０分の５（第５項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、１０分の６）を超えるときは、受注者は、その減額のあった日の翌日から起算して３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。

９　発注者は、受注者が前項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３７条　受注者は、前条第７項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合において、あらかじめ工事内容の変更その他の理由により工期を延長したときには直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、前条第８項の規定により請負金額を減額した場合又は工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（前払金の使用等）

第３８条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料､機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３９条　受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料、製造工場等にある特殊な工場製品等で、監督員の検査を受け、当該検査に合格した部分があるときは、当該部分に相応する請負金額相当額の１０分の９以内の額（以下「部分払金」という。）について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事中契約の定める回数を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料、製造工場等にある特殊な工場製品等の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して１４

日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　部分払金の額は、別表により算出するものとする。

６　受注者は、第２項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求のあった日から起算して１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分払対象物件の保証）

第４０条　受注者は、前条の部分払の対象とする物件については、発注者を受取人とする損害保険を付さなければならない。ただし、発注者と受注者とが協議の上、受注者が他の方法により危険負担をする旨を約定した場合は、この限りでない。

２　損害保険をかける時期、期間、金額等については、発注者と受注者とが協議して定める。

３　受注者は、第１項の保険契約等を締結したときは、直ちにその証券等を発注者に提示するものとする。

（部分引渡し）

第４１条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３３条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第３４条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第４２条　受注者は、発注者が第３６条、第３９条又は第４１条において準用される第３４条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部

の施行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第４３条　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第４４条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第４６条によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第４５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除できる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　第６条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

⑵　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

⑶　工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

⑷　第１２条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

⑸　正当な理由がなく、第４３条第１項の履行の追完がなされないとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第４６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第６条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

⑵　第６条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施行以外に使用したとき。

⑶　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

⑷　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

⑸　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑹　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑺　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑻　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑼　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。

⑽　第４９条又は第５０条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑾　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、

原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑿　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６か月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

⒀　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６か月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

⒁　受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

⒂　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑が確定したとき。

⒃　受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第４７条　第４５条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４８条　第５条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第４５条各号及び第４６条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

⑴　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

⑵　工事完成債務

⑶　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

⑷　解除権

⑸　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第３０条の規定により受注者が施行した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾するものとする。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。ただし、第４６条第１項第９号の規定によりこの契約が解除された場合の違約金を除く。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第４９条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この

限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第５０条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第２１条の規定により設計図書を変更したため請負金額が３分の２以上減少したとき。

⑵　第２２条の規定による工事の施行の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第５１条　第４９条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第５２条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を別表により算出し受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３６条の規定による前金払又は中間前金払があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第３９条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４５条、第４６条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ法定率によって算出した額の利息を付

した額を、解除が第４４条、第４９条又は第５０条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４５条、第４６条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第４４条、第４９条又は第５０条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第５３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　工期内に工事を完成することができないとき。

⑵　この工事目的物に契約不適合があるとき。

⑶　第４５条又は第４６条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第４５条又は第４６条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

⑵　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号の規定に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合は、

遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１以上の割合で違約金を徴収することができる。

６　第２項の場合（第４６条第９号及び第１１号から第１６号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第５４条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第４９条又は第５０条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　第３４条第２項（第４１条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第５５条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第３３条第４項（第４１条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しのとき、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定

の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず､契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵(かし)（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、１０年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しない。

１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（臨時検査）

第５６条　発注者は、必要があると認めるときは、工事の施行の中途におい

て随時その職員をして検査させることができる。

２　前項による検査において必要があるときは、当該職員は、破壊検査をすることができるものとし、この場合は、第３３条第３項の規定を準用する。

（監督又は検査の委託）

第５７条　発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

２　前項の場合において、発注者は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を書面をもって受注者に通知しなければならない。

（火災保険等）

第５８条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第５９条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、新潟県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等の工事の施行又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第１４条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６０条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 61 条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、新潟県柏崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成２０年条例３７号）の規定により電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第６２条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表

項目	適用条文	算式	摘要
請負金額を変更する場合	第26条第２項	・第１回目の変更の場合 〔変更工事価格×元請負額÷元設計額〕×1.10＝変更後の請負額 ・第２回目（以降）の変更の場合 〔２回目（以降）変更工事価格×元請負額÷元設計額〕×1.10＝２回目（以降）変更後の請負額	左の算式中、括弧内の計算の結果、千円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。
部分払をする場合	第39条第５項	基本式 部分払金＝請負金額×工事出来形×0.9－前払金控除額－既支払額 ⑴　工事出来形 工事出来形＝出来形査定設計書÷設計額 （小数点以下２位未満切捨） ⑵　前払金控除額（１円未満の端数切捨）	１　算出の結果、１万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 ２　左記⑵について ⑴　発注者が必要と認める場合は、ア及びイの算式にかかわらず前払金及び中間前払金の合計額の全額を控除することができるものとする。 ⑵　イの算式によって得た額が当該年度前払金及び中間前払金の合計額を超えた場合は、当該年度前払金及び中間前払金の合計額とする。 ３　その他特別の事情により左記により難い場合は、別段の定めをすることができる。

		ア　イ以外の場合 前払金控除額＝（前払金＋中間前払金）×工事出来形 イ　継続工事の場合 前払金控除額＝（当該年度前払金額＋当該年度中間前払金額）× （請負金額×工事出来形－前年度以前支払額）÷当該年度支払額 ⑶　既支払額 継続工事の場合は、前年度以前に支払った前払金及び中間前払金を含む。	
契約を解除する場合	第52条	〔出来形査定設計額×請負金額〕÷設計額＝請負金額相当額	

注１　「変更工事価格」とは、変更後の設計額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。

２　「元設計額」とは、当初の設計額をいい、「元請負額」とは、当初の請負額をいう。

柏崎市工事請負契約における契約の保証に関する取扱要領

平成１０年８月１１日　伺定
最終改正　平成２３年４月１日　伺定

工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて、柏崎市財務規則（平成１６年３月１０日規則第５号）第１４４条及び柏崎市建設工事請負基準約款第４条に規定するもののほか、次のとおり要領を定める。

Ⅰ　工事請負契約における契約の保証

１　この要領の対象とする工事は、設計金額が１件３００万円以上の建設工事とする。

当初の設計金額３００万円未満の工事が、増額変更により３００万円以上になっても、契約保証金は求めない。（工事主管課は、工事費設計額が３００万円以上となった場合、一般管理費に契約保証費を加算する。増減の変更ついても計算する。）

２　契約の保証については、原則として請負金額の１００分の１０以上の金額を保証する金銭的履行保証（債務不履行に伴う損害を金銭的に補てん）を請負者に求めることとする。（約款に基づく違約金の支払いを目的とする。）

また、特に必要がある場合（３年度以上の継続工事）は、公共工事履行保証証券（履行ボンド）による役務的履行保証（工事の完成そのものの保証又は請負金額の１００分の３０以上の金額の保証）を請負者に求めることとする。

Ⅱ　保証の種類及び確認方法は、次のとおりとする。

１　銀行その他市長が確実と認める金融機関等（以下「金融機関等」という。）の保証（金銭保証人）

①　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関の「保証書」

具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯

金の受入を行う組合をいう。

② 公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する前払保証事業会社の「保証証書」

２ 履行保証保険

契約の相手方が損害保険会社との間に、債務不履行により生ずる損害をてん補する保証契約で、柏崎市（発注者）を被保険者とする「保証保険」

３ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

契約の相手方から委託を受けた損害保険会社との間の債務履行の保証契約で、柏崎市（発注者）を債権者とする「保証証券」

Ⅲ 金銭的履行保証

１ 契約締結時における取扱い

⑴ 金融機関等の保証

① 契約担当課は、契約の相手方（落札業者等）から、工事請負契約書の提出とともに、工事請負契約等についての金融機関等の保証にかかる保証書（又は証書。以下同じ。）が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

ア 債権者（名あて人）が柏崎市長であること。

イ 保証委託者が請負者（契約の相手方）であること。

ウ 保証人がⅡの１に定める金融機関等であり、保証人の記名押印があること。

エ 柏崎市長に対する保証債務を負担する旨の記載があること。

オ 保証債務の内容が、工事請負契約に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

カ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

キ 保証金額が請負金額の１００分の１０以上であること。

ク 保証期間が工期を含むものであること。

ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６か月以上確保されていること。

② 契約担当課は、工事請負契約を締結後、保証書を工事請負契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑵　公共工事履行保証証券　（履行保証保険の取扱いも、同様とする。以下同じ。）

①　契約担当課は、契約の相手方から、工事請負契約書の提出とともに、工事請負契約等についての公共工事履行保証証券に係る証券が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書を締結するものとする。

ア　債権者（保証金の受取人）が柏崎市長であること。

イ　債務者が請負者（契約の相手方）であること。

ウ　保証人（損害保険会社）の記名押印であること。

エ　公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

オ　主契約の内容としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

カ　保証金額が請負金額の１００分の１０以上であること。

キ　保証期間が工期を含むものであること。

②　契約担当課は、工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券を工事請負契約書と一緒にとじて保管するものとする。

２　請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約担当課は、柏崎市建設工事請負基準約款第４６条各号のいずれかに該当するときは、速やかに工事請負契約を解除し、それに伴う保証金（違約金）の請求等の手続きを行うものとする。

⑴　金融機関等の保証

①　契約担当課は、請負者の債務不履行により契約を解除したときは、保証金請求書に保証金の金額を記載し、請負契約解除通知の写し及び保証書とともに金融機関等へ提出するものとする。

②　契約課は、契約解除があった場合は、収入調停を行うとともに、納入通知書を金融機関等へ送付するものとする。

③　契約担当課は、保証金請求書及び保証書の写し並びに契約解除通知の写しを工事請負契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑵　公共工事履行保証証券

①　契約担当課は、請負者の債務不履行により契約を解除したときは、保証金請求書に保証金の金額を記載し、請負契約解除通知の写し及

び公共工事履行保証証券に係る証券とともに損害保険会社へ提出するものとする。

② 契約担当課は、契約解除があった場合は、収入調停を行うとともに、納入通知書を損害保険会社に送付するものとする。

③ 契約担当課は、保証金請求書及び公共工事履行保証証券に係る証券の写し並びに契約解除通知の写しを工事請負契約書と一緒にとじて保管するものとする。

3 工事完成時の取扱い

⑴ 金融機関等の保証

① 契約担当課は、銀行等の金融機関が保証した場合において、請負者から工事目的物の引渡しを受けたとき(工事完了検査終了後)は、保証書(保証内容変更契約書を含む。)を請負者を通して当該金融機関へ返還するものとする。

なお、保証書を請負者に交付するときは、請負者から保証書に係る受領書を提出させるものとする。

② 契約担当課は、保証書の写し及び保証書に係る受領書を工事請負契約書に添付して保管するものとする。

③ 契約担当課は、前払保証事業会社が保証をした場合は、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証証書(変更保証証書を含む。)を返還せずに工事請負契約書に添付して保管するものとする。

⑵ 公共工事履行保証証券

契約担当課は、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券(異動承認書を含む。)を返還せずに工事請負契約書に添付して保管するものとする。

4 請負金額の増額変更時の取扱い

契約担当課は、請負金額の増額変更を行おうとする場合において、当初請負金額の３０％を超える増額変更を行うときは、保証金額が変更後の請負金額の１００分の１０以上の額になるよう増額変更を求めるものとする。

⑴ 金融機関等の保証

① 契約担当課は、請負社に対して、工事請負変更契約書の提出とともに、保証金額を変更後の請負金額の１００分の１０以上の額に増

額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更保証証書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当課は、請負者から工事請負変更契約書とともに保証内容変更契約書又は変更保証証書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

ア 債権者（名あて人）が柏崎市長であること。

イ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、保証人の記名押印があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 増額後の保証金額が変更後の請負金額の１００分の１０以上であること。

③ 契約担当課は、工事請負変更契約の締結後、保証内容変更契約書又は変更保証証書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑵ 公共工事履行保証証券

① 契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに保証金額を変更後の請負金額の１００分の１０以上の額に増額変更する旨の損害保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当課は、請負者から工事請負変更契約書とともに異動承認書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約の締結をするものとする。

ア 債権者（保証金の受取人）が柏崎市長であること。

イ 保証人（損害保険会社）の記名押印があること。

ウ 債務者が請負者（契約の相手方）であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 増額後の保証金額が変更後の請負金額の１００分の１０以上であること。

③　契約担当課は、工事請負変更契約の締結後、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

5　請負金額の減額変更時の取扱い

契約担当課は、請負金額の減額変更を行おうとする場合で、請負者から保証金額の減額を求める旨の申出があったときは、次の手続により保証金額を減額変更するものとする。

⑴　金融機関等の保証

①　契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約締結後に保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当課が指定する日（変更契約締結後７日以内）までに、保証金額を変更後の請負金額の１００分の１０以上の額に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更保証証書を提出することを求めるものとする。

②　契約担当課は、請負者から保証内容変更契約書又は変更保証証書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、これを受理するものとする。

ア　債権者（名あて人）が柏崎市長であること。

イ　保証人が保証書に記載された金融機関等であり、保証人の記名押印があること。

ウ　保証金額を変更する旨の記載があること。

エ　保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ　減額後の保証金額が変更後の請負金額の１００分の１０以上であること。

③　契約担当課は、保証内容変更契約書又は変更保証証書を工事請負変更契約と一緒にとじて保管するものとする。

⑵　公共工事履行保証証券

①　契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約締結後に保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当課が指定する日（変更契約締結後７日以内）までに、保証金額を変更後の請負金額の１００分の１０以上の額に保つ範囲で減額変更する旨の損害保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当課は、請負者から異動承認書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、これを受理するものとする。

ア 債権者（保証金の受取人）が柏崎市長であること。

イ 保証人（損害保険会社）の記名押印であること。

ウ 債務者が請負者（契約の相手方）であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 減額後の保証金額が変更後の請負金額の１００分の１０以上であること。

③ 契約担当課は、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

6 工事延長時の取扱い

契約担当課は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように求めるものとする。

⑴ 金融機関等の保証

① 契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更保証証書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当課は、請負者から工事請負変更契約書の提出とともに保証内容変更契約書又は変更保証証書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

ア 債権者（名あて人）が柏崎市長であること。

イ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、保証人の記名押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

カ　保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６か月以上確保されていること。

③　契約担当課は、保証内容変更契約書又は変更保証証書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑵　公共工事履行保証証券

①　契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の損害保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

②　契約担当課は、請負者から工事請負変更契約書の提出とともに異動承認書が提出されたときは､次の事項に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

ア　債権者（保証金の受取人）が柏崎市長であること。

イ　保証人（損害保険会社）の記名押印があること。

ウ　債権者が請負者（契約の相手方）であること。

エ　異動を承認する旨の記載があること。

オ　証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ　異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

③　契約担当課は、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑶　工事の施工中止の決定があったときは、次のとおり手続を行うものとする。

契約担当課は、工事主管課から施工中止の連絡を受けた時は、施工中止決定の手続き取り、施工中止通知書の写しを速やかに保証人へ送付するとともに、保証期間を変更する手続を行うものとする。

7　工期短縮時の取扱い

契約担当課は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間の短縮を求める旨の申出があったときは、次の手続により保証期間を短縮変更するものとする。

⑴　金融機関等の保証

①　契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約締結後に保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当課が指定する日（変更契約

締結後７日以内）までに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更保証証書を提出することを求めるものとする。

②　契約担当課は、請負者から保証内容変更契約書又は変更保証証書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、これを受理するものとする。

ア　債権者（名あて人）が柏崎市長であること。

イ　保証人が保証書に記載された金融機関等であり、保証人の記名押印があること。

ウ　保証期間を変更する旨の記載があること。

エ　保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ　変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

カ　保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６か月以上確保されていること。

③　契約担当課は、保証内容変更契約書又は変更保証証書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

⑵　公共工事履行保証証券

①　契約担当課は、請負者に対して、工事請負変更契約締結後に保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当課が指定する日（変更契約締結後７日以内）までに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の損害保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

②　契約担当課は、請負者から異動承認書が提出されたときは、次の事項に誤りがないかを確認の上、これを受理するものとする。

ア　債権者（保証金の受取人）が柏崎市長であること。

イ　保証人（損害保険会社）の記名押印であること。

ウ　債務者が請負者（契約の相手方）であること。

エ　異動を承認する旨の記載があること。

オ　証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ　異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

③　契約担当課は、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒にとじて保管するものとする。

Ⅳ　役務的履行保証

公共工事履行保証証券（履行ボンド）による役務的履行保証（高付保割合、保証金額が請負金額の１００分の３０以上）を求めた場合、「契約締結時」、「工事完成時」、「請負金額の増額変更時」、「請負金額の減額変更時」、「工期延長時」、「工期短縮時」における取扱いについては、それぞれ金銭的履行保証と同様とする。ただし、請負者の債務不履行が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

①　契約担当課は、請負者の債務不履行が生じた場合には、当該工事請負契約を解除することなく、速やかに保証人（損害保険会社）に対して、公共工事履行保証証券の規定に基づき、代替履行請求書兼債権譲渡承諾書により代替履行業者を選定して工事を完成させるよう請求するものとする。

②　契約担当課は、①と同時に、請負者に対して、代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書により保証人（損害保険会社）へ代替履行を請求したことを通知するものとする。

③　保証人（損害保険会社）は、代替履行業者により工事を完成させる方法を選択した場合は、速やかに代替履行業者を選定し、契約担当課に対して、代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書により承諾を求めるものとする。

④　契約担当課は、保証人（損害保険会社）から代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書の提出があった場合で、書類審査の結果これを承諾したときは、保証人（損害保険会社）に対して、代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書により通知するものとする。

⑤　保証人（損害保険会社）及び代替履行業者は、契約担当課から代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書の送付を受けたときは、速やかに代替履行承諾書（損害保険会社、代替履行業者が連署したもの）を契約担当課へ提出するものとする。

附　則

Ｉ１中「３００万円以上」を「１３０万円超」に、「３００万円未満」を「１３０万円以下」に、当分の間読み替えるものとする。

この要領は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

柏崎市建設工事の前金払及び部分払の取扱要領

昭和５６年５月２８日　伺定
最終改正　令和４年４月１日　伺定

１　前金払の取扱いについて

財務規則第９２条第２項（前金払）及び建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第３６条（前金払）並びに約款第３８条（前払金の使用等）の規定に該当する場合、次の条件により適用する。

・　工期が６１日以上で、かつ、設計金額３００万円以上の契約について、前金払をすることができる。

・　前金払の請求は、工期の始期から２分の１以内の期間に別記第１号様式（前金払申請書）により請求するものとし、１０万円未満の端数の金額はこれを切り捨てる。

２　部分払の取扱いについて

財務規則第１５１条（部分払）及び約款第３９条（部分払）の規定に該当する場合、次の条件により適用する。

・　工期１２０日以上で、かつ、次の設計金額区分のものについて、次に掲げる支払回数により、部分払をすることができる。

ア　設計金額が３００万円以上３，０００万円までの工事

３回以内

イ　設計金額が３，０００万円を超え１億円までの工事

４回以内

ウ　設計金額が１億円を超える工事

別に定める

・　設計変更により請負金額が 50 パーセント以上増額した場合、又は、工期が３分の１以上延長した場合で、特に必要があると認められるときは回数を増やすことができる。

・　請負工事代金の前金払を受けたものは部分払を１回、前金払及び中間前金払を受けたものは部分払を２回請求したものとみなす。

・　財務規則第１５１条第２項ただし書（性質上可分の工事又は製造における完済部分に対してはその代金の全額までを支払うことができる。）の

規定は適用しない。

３　適用除外について

国等の補助金及び継続事業等の関連において、前記１，２の取扱いによることができない場合は、事業担当課長及び契約検査課長が協議のうえ決定する。

４　実施時期

昭和５６年６月１８日から施行する。

（昭和５６年５月２８日伺定）

平成元年５月１５日から実施する。

（平成元年５月１５日一部改正伺定）

平成３年５月１５日から実施する。

（平成３年５月７日一部改正伺定）

平成１０年９月１日から実施する。

（平成１０年８月３１日一部改正伺定）

平成２１年４月１日から実施する。

（平成２１年３月１０日一部改正伺定）

１　前金払の取扱いについて中「・工期が６１日以上で、かつ、設計金額３００万円以上」を「・設計金額１３０万円超」と、当分の間は読み替えるものとする。

平成２２年１２月１日から実施する。

（平成２２年１１月１７日一部改正伺定）

平成２３年４月１日から実施する。

（平成２３年４月１日一部改正伺定）

令和４年４月１日から実施する。

（令和４年２月２２日一部改正伺定）

別記
第１号様式

年　　月　　日

前 金 払 申 請 書

柏崎市長　　様

受　注　者

下記の工事について、前金払の支払を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。申請の前金払の額については、査定によって減額されても異議ありません。

記

１　工 事 番 号

２　工　　事　　名

３　工 事 場 所

４　工　　　期

５　請 負 金 額　　￥

６　契 約 年 月 日

７　前金払申請額　　￥

８　添 付 書 類　　（１）保証証書　　正副各１通
（２）前払保証約款

９　申請期間　　前金払の請求は、工期の始期から２分の１以内の期間に請求するものとする。

柏崎市中間前金払取扱要領

平成２２年１２月１日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（趣旨）

１　この要領は、柏崎市が発注した工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事及び要件）

２　中間前金払の支払を行う工事は、新潟県柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）第９２条第２項並びに建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第３６条第１項及び第２項の規定に該当し、同条第３項の規定により前払金を支払った工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に適用するものとする。

⑴　工期の２分の１を経過していること。

⑵　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

⑶　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の率等）

３　中間前払金の額は、請負金額の１０分の２以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の１０分の６を超えないものとする。

（中間前金払の端数整理）

４　中間前払金に１０万円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（中間前金払の制限）

５　歳計現金の保有及び特定財源の収入状況によっては、中間前金払を制限し、又は支払いしないことがある。

（手続方法）

６　中間前金払の認定手続等については、次のとおりとする。

⑴　受注者は、２の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、中間前払金を

請求するときは、中間前金払認定請求書（別記第１号様式）及び工事履行報告書（別記第２号様式）を、契約検査課へ提出するものとする。

⑵　契約検査課は、中間前払金の請求があったときは，要件を満たしているか認定審査を行い、中間前金払認定通知書（別記第３号様式）により、１４日以内に受注者に通知するものとする。

⑶　中間前金払の認定を受けた受注者は、請求書及び保証事業会社が発行した中間前払金保証証書に中間前金払申請書（別記第４号様式）を添えて契約検査課に提出するものとする。

附　則

この要領は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別記

第１号様式

年　　月　　日

中間前金払認定請求書

柏崎市長　様

受注者

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

工事番号	
工　事　名	
工事場所	
契約年月日	年　　月　　日
請負金額 （A）	円
前金払額 （B）	円（10 万円未満切捨て）
中間前金払額 （C）	円（10 万円未満切捨て） （Aの 10 分の 2 以内、ただし（B＋C）がAの 10 分の 6 以内であること。）
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
摘　　要	

※決裁欄（受注者は記入しないでください。）

契約検査 課　長	課長代理	係長	係員	中間前金払の要件を満たしていることを □認定する。 □認定しない。

別記

第２号様式

工事履行報告書

受注者

現場代理人
氏　名

年　　月　　日現在

工事番号			
工 事 名			
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
月　　別	予定工程（％） （　）は、工程変更後	実施工程（％） （　）は、予定工程との差	備　　考
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	
備考			

注　１　実施工程は出来形集計です。

注　２　「月別」欄が不足する場合は、適宜増やしてください。

別記

第２号様式（記入例）

工事履行報告書

受注者

株式会社　○○○○

現場代理人
氏　名

平成２２年１２月１日現在

工事番号	○○第○○号		
工 事 名	○○○○工事		
工　　期	平成２２年４月３０日から平成２３年３月１７日まで		
月　　別	予定工程（%） （ ）内は，工程変更後	実施工程（%） （　）内は，予定工程の差	備　　考
２２．４	0.0　（　　）	0.0　差（　0.0）	
5	0.0　（　　）	0.0　差（　0.0）	
6	2.3　（　　）	0.8　差（- 1.5）	
7	4.8　（　　）	4.6　差（- 0.2）	
8	11.3　（　　）	8.2　差（- 3.1）	
9	18.1　（　　）	15.1　差（- 3.0）	
１０	27.6　（　　）	32.5　差（+ 4.9）	
１１	37.0　（　　）	66.9　差（+ 29.9）	＞50%
１２	55.8　（　　）		
２３．１	76.8　（　　）		
2	98.2　（　　）		
3	100.0　（　　）		
備考			

○中間前払金の認定要件
例　11 月末の状況
・工期の 1/2 を経過
・工期の 1/2 までの作業を実施済
・作業に要する経費が請負金額の 1/2（出来高 50%）以上

注　１　実施工程は出来形集計です。

注　２　「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

別記

第３号様式

第　　号

年　　月　　日

中間前金払認定（非認定）通知書

様

柏崎市長

（担当　　）

年　　月　　日付けで認定の請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

（認定しません。）

工事番号	
工　事　名	
工事場所	
契約年月日	年　　月　　日
請負金額（A）	円
前払金額（B）	円（10万円未満切捨て）
中間前払金額（C）	円（10万円未満切捨て） （Aの10分の２以内、ただし（B＋C）がAの10分の６以内であること。）
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
摘　　要	

別記
第４号様式

年　　月　　日

中間前金払申請書

柏崎市長　　様

受　注　者

下記の工事について、中間前金払の支払を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。
申請の中間前金払の額については、査定によって減額されても異議ありません。

記

１　工 事 番 号

２　工　　事　　名

３　工 事 場 所

４　工　　　期

５　請 負 金 額　　￥

６　契 約 年 月 日

７　中間前金払申請額　￥

８　添 付 書 類　　（１）保証証書　正副各１通

（２）中間前払保証約款

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抄）

平成１２年５月３１日　法律第１０４号
最終改正　令和４年６月１７日　法律第６８号

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第十三条　対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

２　対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

３　対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

平成２５年３月２７日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

この運用基準は、柏崎市建設工事請負基準約款第１２条第３項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務適用を緩和する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（常駐義務を緩和する措置）

第１条　建設工事請負基準約款第１２条第３項に基づく現場代理人の常駐義務（以下「常駐」という。）を緩和する措置は次の２つの措置とする。

⑴　現場代理人の常駐の免除

⑵　現場代理人の兼任

２　一人の現場代理人に対し、前項の第１号と第２号は同時に適用できないものとする。

（常駐の免除）

第２条　柏崎市の発注した工事（上下水道局の発注した工事を含む。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる期間については、常駐を免除することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が工事打合簿によりあらかじめ明確となっていなければならない。

⑴　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

⑵　建設工事請負基準約款第２２条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

⑶　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

⑷　現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）した後、しゅん工検査までの間などの工事現場において作業が行われていない期間で、常駐を免除することができると発注者が認めた期間

（現場代理人の兼任）

第３条　柏崎市の発注した工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

⑴　次に掲げるアからエまでの条件を全て満たす工事については、合計で５件まで兼任を認めることができるものとする。

ア　工事がいずれも柏崎市の発注した工事であること。

イ　兼任する工事の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が７，０００万円未満（一件３，５００万円未満（建築一式工事は７，０００万円未満））であること。

ウ　各工事現場間の移動時間が１時間程度以内であること。

エ　特記仕様書又は現場説明書に現場代理人の兼任を認めない旨の記載がないこと。

⑵　柏崎市の発注した工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注者が認める場合は、現場代理人の兼任を５件まで認めることができるものとする。

２　一人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、前項の第１号又は第２号のいずれか一方とする。

３　兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

（現場代理人の常駐免除及び兼任の明示）

第４条　発注者は、工事の発注時（公告時等）に現場代理人の常駐免除及び兼任の可否について特記仕様書（別紙）により明示するものとする。

（兼任を認めない工事）

第５条　発注者は、第３条第１項各号に適合する工事であっても、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事であると判断した場合は、兼任を認めないこととする。

（兼任する場合の留意点）

第６条　現場代理人は、他の工事現場に滞在している間、自らの指示のもとに現場での連絡や作業指示等を行う者（以下「職務代行者」という。職務代行者は元請の従業員であるか否かは問わない。）を配置し、自らが不在となる現場の施工管理及び安全管理に万全を期すこと。

２　受注者は、現場代理人を兼任する場合は、電話等により常時確実に現場代理人又は職務代行者と連絡がとれる体制の整備を行うこと。

（兼任に関する手続）

第７条　受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、工事着手届と併せて「現場代理人兼任届」（別記第１号様式）を作成し、発注者に提出すること。

（不受理の通知）

第８条　発注者は、前条の「現場代理人兼任届」を不受理とした場合は、「現場代理人兼任届不受理通知書」（別記第２号様式）により速やかに受注者に通知するものとする。

（兼任の解除）

第９条　発注者は、兼任を認めた工事において施工管理体制が不十分等の理由で兼任が適当でないと判断した場合は、発注者は兼任を解除することができる。

２　発注者は、前項により兼任配置の解除を決定した場合は、「現場代理人兼任解除通知書」（別記第３号様式）により速やかに受注者に通知するものとする。

（設計変更時の取扱い）

第１０条　兼任している工事が、その後の設計変更（増額変更）により、第３条第１号イの条件を満たさなくなった場合においても、引き続き当該兼任を認めるものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附　則

この基準は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年１０月１２日から施行する。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

別紙

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1　「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は、以下の番号に○印を付いたものを適用し、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

⑴　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

⑵　工事の全部の施工を一時中止している期間

⑶　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみが行われている期間

⑷　現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注者が認めた期間

2　現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任は、以下の番号に○印を付いたものを適用する。ただし、本工事が兼任を認めても、他の工事の施工状況により、兼任を認めない場合がある。

⑴　本工事は現場代理人の兼任を認める。

⑵　本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。

対象工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶　本工事は現場代理人の兼任を認めない。

第１号様式（第７条関係）

現　場　代　理　人　兼　任　届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

受 注 者　住所

氏名

現場代理人の兼任について、下記のとおり届け出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

１　現場代理人

氏　　名	（連絡先）

２　当該工事（新規受注工事）

工事番号及び工事名			
工　事　場　所	柏崎市　　地内	当初契約金額	円
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
現場代理人の職務代行者※	氏　名 （連絡先）	工事担当課 監督員氏名	

※現場代理人の不在の間、現場代理人の指示のもとに現場での連絡や作業指示を行う者

３　兼任する工事（施工中の工事）（適宜工事欄を追加して使用すること）

⑴　工事１

工事番号及び工事名			
工　事　場　所	柏崎市　　地内	当初契約金額	円
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
現場代理人の職務代行者	氏　名 （連絡先）	工事担当課 監督員氏名	

⑵　工事２

工事番号及び工事名			
工　事　場　所	柏崎市　　地内	当初契約金額	円
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
現場代理人の職務代行者	氏　名 （連絡先）	工事担当課 監督員氏名	

※添付書類

①全ての工事の当初契約書（写し）・工程表　②全ての工事を１枚に表示した位置図

③兼任する工事が中止されている場合は，中止通知書の写し

※記　　事	※受　付　欄

※欄は記入しないこと

第２号様式（第８条関係）

契第　　号
年　　月　　日

受 注 者

様

柏 崎 市 長

現場代理人兼任届不受理通知書

下記工事の現場代理人兼任届については、下記の理由により不受理としたので通知します。

記

１　現場代理人氏名

２　工事番号及び工事名

工 事 １	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ２	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ３	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ４	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ５	工事番号	
	工 事 名	

３　不受理とした理由

第３号様式（第９条関係）

契第　　号
年　　月　　日

受 注 者

様

柏 崎 市 長

現場代理人兼任解除通知書

下記の工事の現場代理人の兼任については、下記の理由により解除しましたので通知します。

記

１　現場代理人氏名

２　兼任する工事番号及び工事名

工 事 １	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ２	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ３	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ４	工事番号	
	工 事 名	
工 事 ５	工事番号	
	工 事 名	

３　解除とした理由

建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要綱

令和３年４月１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要綱は、柏崎市が発注する建設工事に関し、新潟県柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第６条第１項ただし書の規定により、契約によって受注者に生じる権利のうち、工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（債権譲渡人）

第２条　債権譲渡人は、本市発注工事を受注・施行している、資本の額若しくは出資の総額が２０億円以下又は常時使用する従業員数が１，５００人以下の中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）とする。

（債権譲渡先）

第３条　債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保険者として適当と認める民間事業者とする。

（債権譲渡の対象工事）

第４条　債権譲渡の対象となる工事は、前金払の対象となる工事とする。ただし、次に掲げる工事は、対象外とする。

⑴　低入札価格調査の対象となった工事

⑵　受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

⑶　国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越しなど工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除くものとする。

ア　国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

⑷　履行保証として役務的保証を必要とする工事

⑸　受注者の施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（債権譲渡の範囲）

第５条　債権譲渡の額は、工事が完成した場合においては、約款第３３条第２項（当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第５２条第１項）の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既払額及び約款の規定により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合において、前項中「工事請負代金額」とあるのは「変更後の工事請負代金額」と読み替えるものとする。

（債権譲渡の承諾申請）

第６条　受注者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第６条第１項ただし書に規定する本市の承諾を得るものとする。

２　前項の承諾は、第４条で規定する工事の出来高が２分の１以上に到達したと認められる日以降とする。この場合において、承諾に当たっての出来高の確認については、工事履行報告書（別記第１号様式）の受領をもって足りるものとする。

３　第１項の規定により債権譲渡の承諾を申請する受注者は、次の各号に掲げる書類を各１部提出するものとする。ただし、第２号については、３部提出するものとする。

⑴　工事履行報告書（別記第１号様式）

⑵　債権譲渡承諾依頼書（別記第２号様式）

⑶　債権譲渡先との間で調印済みの債権譲渡契約証書（別記第３号様式）の写し

⑷　発行日から３か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

⑸　契約保証金相当額を保険又は保証により担保している工事で、保険又は保証約款等に債権譲渡について、承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証人による必要な承諾を受けている旨を証する書類

（債権譲渡の承諾）

第７条　市長は、前条第３項に規定する書類の提出があったときは、工事担当課及び予算担当課と調整の上、次の各号に掲げる全てが確認された場合で、かつ、受注者が地域建設業経営強化融資制度を利用する場合に債権譲渡を承諾するものとする。

⑴　前条第３項に規定する書類が全て提出されていること。
⑵　必要事項の全てが記載されていること。
⑶　債権譲渡承諾依頼書（別記第２号様式）及び債権譲渡契約証書（別記第３号様式）の写し（以下「債権譲渡承諾依頼書等」という。）に記載されている譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること。
⑷　債権譲渡承諾依頼書等の印影が印鑑証明書と一致していること。
⑸　申請に係る工事請負契約が解除されていないこと及び約款の規定に基づき当該契約が解除されるおそれがないこと。
⑹　発行日から３か月以内の印鑑証明書であること。
⑺　工事進捗率が２分の１以上であること。

２　市長は、前項に規定する確認を実施し、債権譲渡承諾書（別記第４号様式）を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ１通交付することで債権譲渡の承諾を行うものとする。

３　市長は、前項による承諾をした場合において、直ちに債権譲渡整理簿（別記第５号様式）を記載し、債権譲渡の承諾依頼及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第８条　市長は、第６条に規定する申請書類の提出がない場合又は前条第１項に規定する事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

２　市長は、前項の場合において、その理由を付した債権譲渡不承諾通知書（別記第６号様式）を受注者及び債権譲渡先に交付するとともに、債権譲渡整理簿にその旨記載するものとする。

（融資時の出来高確認）

第９条　債権譲渡契約の締結又は融資審査手続等において、工事の出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が出来高確認を行うものとする。

２　前項の場合において、現場確認の必要がある場合、債権譲渡先は、工事出来高確認協力依頼書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書（別記第７号様式）の提出があった場合は、工事監督員と協議の上、工程に支障のない範囲内で工事現

場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の報告）

第１０条　受注者及び債権譲渡先は、債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署で融資実行報告書（別記第８号様式）を市長に提出するものとする。

２　受注者は、工事の施行に関し、資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出するものとする。

（債権譲渡後の部分払等）

第１１条　債権譲渡を承諾した場合において、受注者及び債権譲渡先は、当該承諾に係る工事の前金払、中間前金払及び部分払の請求はできないものとする。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第１２条　債権譲渡先が第５条の規定により確定した債権金額の請求をする場合は、次の各号に掲げる書類（以下「工事請負代金請求書等」という。）を市長に提出するものとする。

⑴　債権譲渡承諾依頼書（別記第２号様式）の写し

⑵　債権譲渡契約証書（別記第３号様式）の写し

⑶　債権譲渡承諾書（別記第４号様式）の写し

⑷　工事請負代金請求書（別記第９号様式）

２　市長は、前項の提出があった場合において、提出された工事請負代金請求書等により、請求者の請求権及び債権金額等を確認し、支払うものとする。

（委任）

第１３条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、工事請負代金の支払については、令和８年５月３１日までの間は、なお効力を有する。

別記

第１号様式（第６条関係）

工事履行報告書

現場代理人
氏　名

受注者

住　所

氏　名

年　月　日現在

工事番号			
工事名			
工期	年　月　日から　年　月　日まで		
月別	予定工程（%） （　）は、工程変更後	実施工程（%） （　）は、予定工程との差	備　考
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
	（　）	（　）	
備考			

注　１　実施工程は出来形集計です。

注　２　「月別」欄が過不足する場合は、適宜加除してください。

別記
第２号様式（第６条・第７条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年　　月　　日

柏崎市長　様

受注者　　住所
（譲渡人）　氏名　　㊞

譲受人　　住所
氏名　　㊞

譲渡人と譲受人の間で締結された　　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が柏崎市に対して有する下記工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第６条第１項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施行に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第４３条及び第５５条に規定する契約不適合責任等は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、約款第３６条及び第３９条に規定する前金払、中間前金払及び部分払を本依頼による承諾以降は、請求しません。

記

１　工事番号
２　工 事 名
３　工事場所
４　工　　期
５　債権譲渡額
⑴　請負金額　　金　　円
（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）
－⑵　前金払額　　金　　円
－⑶　中間前金払額
及び部分払金額　金　　円
⑷　債権譲渡額　　金　　円（　　年　　月　　日現在見込額）
（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

以上

別記
第３号様式（第６条・第７条関係）

債権譲渡契約証書

＜債権譲渡人＞（以下「譲渡人」という。）と＜債権譲受人＞（以下「譲受人」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第１条　譲渡人と柏崎市との間で　　年　　月　　日に締結した建設工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）に基づき、譲渡人が柏崎市に対して、現在有し、及び将来確定し取得すべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、　　年　　月　　日、柏崎市の承諾を得ることを停止条件として、譲渡人は譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受けた。

⑴　工 事 番 号
⑵　工　事　名
⑶　工 事 場 所
⑷　契　約　日
⑸　工　　期
⑹　請負代金額　　金　　円
⑺　既受領金額　　金　　円
⑻　譲渡債権額（⑹－⑺）　金　　円（　　年　月　日現在見込額）

ただし、譲渡債権額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前金払、中間前金払、部分払金及び本件工事請負契約により発生する柏崎市の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前金払、中間前金払、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の柏崎市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項⑹及び⑻の金額は、契約変更等により請負金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第２条　譲渡人及び譲受人は、本債権譲渡につき、柏崎市の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第３条　この契約は、前条に規定する柏崎市の承諾を得た時から効力を生じる。

２　本契約の変更又は解除は、譲渡人及び譲受人の連署による書面をもって柏崎市に届出（変更の場合はその承諾が）なければ、その効力を生じない。

（担保責任）

第４条　譲渡人は、譲渡債権について、柏崎市が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、譲受人の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第５条　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

２　譲渡人は、第９条第３項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第７条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他譲受人から譲渡人への支払及び保証事業会社から譲渡人への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

別記

（被担保債権）

第６条　債権譲渡は、将来譲渡人譲受人間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて譲受人が譲渡人に対して取得する債権（以下「譲受人の貸金債権」という。）を担保するため、及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が譲渡人より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が譲渡人に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

（被担保債権の優劣）

第７条　被担保債権の中に譲受人の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、譲受人の貸金債権が優先し、保証事業会社は、譲受人の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、譲受人より支払を受けることができる。

（譲渡債権の請求）

第８条　譲渡債権の請求及び受領は譲受人がこれを行い、保証事業会社は柏崎市に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、譲渡人は譲受人に対し直接支払を求めることができない。

（弁済の充当等）

第９条　譲受人が前条第１項により受領した金銭について、譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

２　譲渡人が、柏崎市との本件工事請負契約を完全に履行し、譲受人が柏崎市から譲渡債権全額を受領した場合は、譲受人は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、譲渡人にその残額を引渡すものとする。譲渡人の要請を受け金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　譲渡人が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項の規定にかかわらず、譲渡人、譲受人及び保証事業会社で協議の上、譲受人は残余金を譲渡人に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、譲渡人の負担とする。

６　譲受人は、譲渡人に以下の事由が生じた場合は、柏崎市から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合において、保証事業会社に支払をするときは、譲受人は譲渡人に対して事前に通知するものとする。

⑴　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

⑵　手形交換所の取引停止処分を受けた場合

⑶　本件工事請負契約が解除された場合

⑷　その他譲渡人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき、譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、譲渡人は期限の利益を失う。

８　譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、譲受人は譲渡人に通知する。

（協力義務）

第１０条　譲受人が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、譲渡人の協力を必要とする場合は、譲渡人は直ちに譲受人に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については譲渡人の負担とする。

（受益の意思表示）

第１１条　保証事業会社は、譲受人に対して、本契約の各条項を承認した上で、　　年　　月　　日までに、譲渡人と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第６条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

別記

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、譲渡人及び譲受人は、その権利を損なう行為をすることができない。

（説明請求）

第１２条　保証事業会社は、譲受人に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

（合意解除の禁止）

第１３条　譲渡人と譲受人とは、保証事業会社が第１１条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

（合意管轄）

第１４条　本契約に関して争いを生じたときには、譲受人又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書２通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々１通を所持する。

年　　月　　日

譲渡人　　住所

氏名　　印

譲受人　　住所

氏名　　印

別記

第４号様式（第７条関係）

債権譲渡承諾書

年　　月　　日

受注者　　様
（譲渡人）

譲受人　　様

柏崎市長　　㊞

　年　　月　　日付けで依頼のありました、本市発注工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、柏崎市財務規則（平成１６年規則第５号）別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第６条第１項ただし書の規定により承諾します。

　なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

　また、譲渡人及び譲受人は約款第３６条及び第３９条に規定する前金払、中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第３３条第２項（本件工事請負契約が解除された場合においては第５２条第１項）の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

　なお、契約変更により請負金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５⑴及び⑷の金額は変更後の金額とします。

２　譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて本市に融資実行報告書を提出すること。

３　譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに本市に提出すること。

４　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

５　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。

以上

別記

第５号様式（第７条関係）

債権譲渡整理簿

所属・課名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	依頼年月日	承諾年月日	工事番号・工事名	受注者	請負額（千円）	債権譲渡先
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

別記

第６号様式（第８条関係）

債権譲渡不承諾通知書

年　　月　　日

受注者　　様
（譲渡人）

譲受人　　様

柏崎市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで依頼のありました、本市発注工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、下記理由により承諾できませんので、通知します。

記

１　工事番号

２　工 事 名

３　承諾できない理由

以上

別記

第７号様式（第９条関係）

工事出来高確認協力依頼書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

（譲受人）　所在地
商号又は名称
代表者職氏名

下記工事について、地域建設業経営強化融資制度による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、出来高確認のため工事現場への立入りについて協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、立入りに際しては、貴市の指示に従うことを誓約いたします。

記

１　工事番号及び工事名

２　施工場所

３　受注者（譲渡人）

４　現場立入り希望日時

５　立入り担当者及び連絡先

以上

別記

第８号様式（第１０条関係）

融　資　実　行　報　告　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

受注者　　住所
（譲渡人）　氏名　　㊞

譲受人　　住所
氏名　　㊞

譲渡人が柏崎市に対して有する下記債権の譲渡につき　　年　　月　　日付けで承諾をいただき、譲渡人譲受人間において当該債権譲渡を担保とする金銭消費貸借契約を　　年　　月　　日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて、受け取りましたので、譲渡人譲受人連署の上報告します。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

１　工事番号
２　工　事　名
３　工事場所
４　工　　期
５　債権譲渡額

⑴　請負金額	金	円
	（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）	
－⑵　前払金額	金	円
－⑶　中間前払金額及び部分払金額	金	円
⑷　債権譲渡額	金	円（　　年　　月　　日現在見込額）
	（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）	

以上

別記

第９号様式（第１２条関係）

工事請負代金請求書

金　額										

（数字は、アラビア数字で頭部に￥をつけてください。）

工事番号及び工事名　　第　　号　　工事

工事場所　　柏崎市　　地内

内　　訳

A　請負金額	円	E　履行遅滞の場合における損害金等	円
B　前金払受領済額	円		
C　中間前金払受領済額	円		
D　部分払受領済額（B及びCを除く。）	円	今　回　請　求　額（A－B－C－D－E）	円

年　　月　　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について上記のとおり請求します。

年　　月　　日

電話番号	－　　－
金融機関名	
預金種別	１：普通　　２：当座 ３：貯蓄
口座番号	
口座名義人	

住所

氏名　　㊞

柏崎市長　様

柏崎市電子契約実施要領

令和５（２０２３）年９月２１日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、電子契約サービスを利用して行う柏崎市の契約の締結に関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　電子契約

電子契約サービスを利用した契約の締結をいう。

⑵　サービス提供事業者

電子契約サービスを提供する事業者をいう。

⑶　電子契約サービス

サービス提供事業者が柏崎市及び契約相手方の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。

⑷　電子契約書

契約書に記載すべき事項を記録した、法令に定める措置を講じた電磁的記録をいう。

⑸　電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

⑹　タイムスタンプ

サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

⑺　アカウント

柏崎市が電子契約サービスに接続するための権利をいう。

⑻　パスワード

柏崎市が電子契約サービスに接続するために必要となる８文字以上 32 文字以下の文字の組合せをいう。

（電子契約サービスの利用範囲）

第３条　電子契約サービスは、柏崎市が締結する契約に使用するものとする。ただし、書面で行うことが法令等で規定されているもの及び契約相手方が電子契約サービスの利用を希望しない場合を除く。

タイムスタンプの有効期限は１０年のため、契約期間に保存期間を加えた期間がこの期間を超える契約については、留意すること。

（電子契約サービス運用管理者）

第４条　電子契約サービスのシステム面の管理者としてシステム運用管理者を置き、企画政策課長をこれに充て、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　電子契約サービスの利用可能な状態の維持

⑵　電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保

２　電子契約サービスの業務面の管理者として業務運用管理者を置き、契約検査課長をこれに充て、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理

⑵　その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

（アカウント及びパスワードの取扱い）

第５条　アカウントは業務運用管理者が設定し、各所属に付与する。

２　各所属においてアカウントの増設、変更及び削除（以下、「増設等」という。）が必要となった場合、所属長は「電子契約アカウント増設・変更・削除依頼書」（様式第１号）を業務運用管理者に提出しなければならない。

３　業務運用管理者は、所属長から前項の依頼があった場合には速やかに増設等の可否を決定し、増設等の作業が完了したときは、その旨を所属長へ通知する。

４　パスワードの管理、設定及び変更は、各所属で行い、パスワードを当該所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

（電子契約の担当者）

第６条　電子契約サービスを利用して契約締結事務を行う者（以下「契約事務担当者」という。）は、所属長又は所属長が指定する者をこれに充てる。

（契約相手方への確認等）

第７条　契約事務担当者は、契約相手方の決定後、電子契約サービスの利用に関する契約相手方の意向を確認しなければならない。

２　契約事務担当者は、契約相手方が電子契約サービスの利用を希望した場合には、速やかに「電子契約利用同意書」（様式第２号）を電子メールにより提出させ、電子

契約の利用に同意する旨並びに契約相手方における契約締結権限者（必要に応じ、契約事務担当者）の氏名及びメールアドレス等を確認しなければならない。

３　前項の「電子契約利用同意書」の提出依頼及びメールアドレス等の確認は、契約の都度、行うものとする。なお、契約内容の修正や変更契約を行う場合で、当初契約時に提出させた「電子契約利用同意書」の記載内容から変更ないものと確認できる場合は、この限りではない。

（契約書等のアップロード）

第８条　契約事務担当者は、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認した上でＰＤＦ形式に変換し、電子契約サービスにアップロードするものとする。

２　電子契約サービスにアップロードするＰＤＦデータのタイトルは、年度と案件番号を組み合わせたものとする。ただし、番号のないもの等は年度と案件名称等識別しやすいファイル名とすること。

（例）R05_●●第１号　／　R05_▲▲第１０号（ゼロ）　（※R05_は半角）

（契約書等の確認・同意）

第９条　契約相手方は、電子契約サービスから契約書等の確認依頼のメールが送信されたときは、メールに記載されたＵＲＬから、電子契約サービスに接続し、アップロードされた契約書等の内容を確認した上、これに同意するものとする。ただし、契約書等の内容に同意しない又は誤りがあった場合には、電子契約サービスにその理由を入力した上でこれを却下し、速やかに柏崎市の契約事務担当者に連絡するものとする。

２　アップロードされた契約書に、契約相手方の電子署名及びタイムスタンプが付与され、続いて柏崎市の電子署名及びタイムスタンプが付与されることで、契約の合意締結が完了する。

（電子契約書の保存）

第１０条　電子契約書は、サービス提供事業者が提供するクラウド上に保存されているものを原本に相当するものとする。ただし、クラウド上からダウンロードした電子署名が付与された電子契約書データは同等の効力を有するため、締結後の供覧や支出負担行為伺、その他の用途に使用することができるものとする。

（電子契約書の修正等）

第１１条　契約事務担当者は、契約内容の修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）が必要となった場合には、修正後の契約書等を電子契約サービスにアップロードし、再度電子契約の手続を行うものとする。この場合、修正後の契約締結年月日は修正

前のものと同日とする。

（変更契約）

第１２条　契約事務担当者は、契約内容の変更が必要となった場合には、変更契約書を電子契約サービスにアップロードし、再度電子契約の手続を行うものとする。

（その他）

第１３条　この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

契約検査課長　様

●●課長

（担　当　者　名
電話(内線)番号）

電子契約アカウント 増設・変更・削除 依頼書

当所属が電子契約サービスに使用するアカウントについて、下記の理由により
増設・変更・削除　を依頼します。

【 増設・変更・削除 を依頼するアカウント数】

	件

【 変更・削除 を依頼するアカウント】※増設の場合は記載不要

メールアドレス	

【理由】

※増設・変更・削除のいずれかに〇をつけてください。
※１アカウントで同時ログイン・同時作業が可能であることを踏まえ、所属のアカウント数は必要最小限としてください。
※契約書の内容に個人情報や秘匿事項を含み、締結済み契約書データの共有が困難など、やむを得ない事情がある場合にのみ増設を認めることとし、単に「係ごとに管理したい」などの理由による増設はできません。

（様式第２号）

年　　月　　日

柏崎市長　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

（担当者名
電話番号）

電子契約利用同意書

契約名	

上記契約について、柏崎市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは次のとおりです。

【確認者１】

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

（注意：メールアドレスは半角英数字で入力）

【確認者２】※必要に応じ設定してください（確認者１と同一のメールアドレスは設定できません）

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

（注意：メールアドレスは半角英数字で入力）

※本同意書に記載の「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は、締結する契約書に記載いたします。
※確認者が３名以上必要な場合は、適宜表を追加してください。
※確認者２→確認者１の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者１が書類内容に同意することで、契約の合意締結が完了します。
※確認者１（契約締結権限者）は、社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
※本書は必ず**Ｗｏｒｄ形式のまま電子メールにより提出**してください。（押印は不要です）
※建設工事請負契約においては、建設業法第１９条第１項及び第２項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

柏崎市上下水道局電子契約実施要領

令和５（２０２３）年９月２１日　伺定

柏崎市上下水道局が電子契約サービスを利用して行う契約の締結に関しては、柏崎市電子契約実施要領（令和５（２０２３）年９月２１日伺定）の例による。

附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

５　指名停止、談合情報、苦情処理、入札監視委員会

柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領

平成７年１月２０日　伺定
最終改正　令和６年５月２０日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が行う建設工事及び調査測量設計（以下「工事等」という。）の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外（以下「指名停止」という。）するに必要な事項について定める。

（指名停止）

第２条　市長は、有資格業者が別表第１及び別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

２　市長が指名停止を行ったときは、工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第３条　市長は、前条第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　市長は前条第１項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わない者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

３　市長は、前条第１項又は第２項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第４条　有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の２以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の２倍（当初の指名停止の期間が１か月に満たないときは、１．５倍）の期間とする。

⑴　別表第１各号又は別表第２各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後１か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第１各号又は別表第２各号の措置要件に該当することとなったとき。

⑵　別表第２第１号から第３号まで又は第４号から第１０号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後３か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第３号まで又は第４号から第１０号までの措置要件に該当することになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前２項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が３６か月を超える場合は３６か月）まで延長することができる。

５　市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第５条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第２第１０号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

６　市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第５条　第２条第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第４条第２項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

⑴　有資格業者から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、別表第２第５号、第９号又は第１０号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

⑵　別表第２第４号から第１０号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

⑶　別表第２第４号から第６号まで又は第１０号に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

⑷　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第２第４号から第６号まで又は第１０号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号から前号の規定に該当することとなった場合は除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に１か月（別表第２第１０号に該当する有資格業者にあっては、１．５か月）加算した期間

⑸　市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第９６条の６第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第７号から第１０号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合は除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に１か月（別表第２

第１０号に該当する有資格業者にあっては、１．５か月）加算した期間

（指名停止の通知）

第６条　市長は、第２条第１項若しくは第３条各項の規定により指名停止を行い、第４条第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第４条第６項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

２　市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第７条　随意契約の相手方の選定について権限を有する者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の不承認）

第８条　指名停止期間中の有資格業者については、市発注工事等を下請又は受託することを承認しないものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第９条　市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　則（平成７年１月２０日）

この要領は、平成７年２月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月２６日）

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月３０日）

この要領は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月２８日）

この要領は、平成２３年３月１日から施行する。

附　則（平成２３年５月２７日）

この要領は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月２０日）

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

柏崎市内において生じた事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（虚偽記載） 1　柏崎市（公社等柏崎市設立に係る団体を含む。）が発注する建設工事等（以下「市発注工事等」という。）の請負契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１か月以上６か月以内
（過失による粗雑工事等） 2　柏崎市（公社等柏崎市設立に係る団体を含む。）が発注した建設工事等（以下「市発注工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	１か月以上６か月以内
3　崎市における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	１か月以上３か月以内
（契約違反） 4　第２号に掲げる場合のほか、市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２週間以上４か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5　市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	１か月以上６か月以内
6　一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	１か月以上３か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） 7　市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。	２週間以上４か月以内
8　一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	２週間以上２か月以内

別表第２（第２条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（贈　賄）	
１　次のア、イ又はウに掲げる者が柏崎市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア　代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	１２か月以上２４か月以内
イ　一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	１２か月以上１８か月以内
ウ　有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	８か月以上１２か月以内
２　次のア、イ又はウに掲げる者が新潟県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア　代表役員等	１２か月以上１８か月以内
イ　一般役員等	８か月以上１２か月以内
ウ　使用人	４か月以上６か月以内
３　次のア又はイに掲げる者が新潟県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア　代表役員等	１２か月以上１８か月以内
イ　一般役員等	４か月以上６か月以内
（独占禁止法違反行為）	
４　新潟県、富山県及び石川県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１０号に掲げる場合を除く。）。	８か月以上１８か月以内
５　市発注工事等の実施に当たり、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の相手方として不適当であると認められるとき（第１０号に掲げる場合を除く。）。	１２か月以上２４か月以内
６　新潟県外の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（第１０号に掲げる場合を除く。）。	４か月以上１８か月以内

措　　置　　要　　件	期　　間
（競売入札妨害又は談合）	
7　一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第１０号に掲げる場合を除く。）。	８か月以上２４か月以内
8　代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第１０号に掲げる場合を除く。）。	１２か月以上２４か月以内
9　市発注工事等の実施に当たり、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１０号に掲げる場合を除く。）。	１２か月以上２４か月以内
（建設業法違反行為）	
１０　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	１か月以上９か月以内
１１　次のア又はイに掲げる発注機関と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア　柏崎市（公社等柏崎市設立に係る団体を含む。）	２か月以上９か月以内
イ　新潟県内の他の公共機関（違反行為が新潟県内　で生じた場合）	１か月以上９か月以内
（不正又は不誠実な行為）	
１２　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し次のア、イ又はウに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１か月以上９か月以内
ア　新潟県内における労働関係法令等の法令違反の容疑により、有資格業者である法人が公訴を提起された場合、又は有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
イ　市発注工事等の実施に当たり、落札決定後　辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合	
ウ　ア又はイに掲げる場合のほか、有資格業者（法人である場合、その役員又は使用人を含む。）が不正又は不誠実な行為をした場合	
１３　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１か月以上９か月以内

措　　置　　要　　件	期　　間
（暴力的不法行為等） １４　有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この表において「暴力団員」という。）であると認められるとき。	１２か月以上
１５　有資格業者の経営に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この表において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。	１２か月以上
１６　有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。	１２か月以上
１７　有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	６か月以上１２か月以内
１８　有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。	３か月以上１２か月以内
１９　下請契約又は資材若しくは原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１５号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	３か月以上１２か月以内
２０　受注者が、第１５号から第１９号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	３か月以上１２か月以内

柏崎市談合情報対応事務処理要領

平成８年３月１１日　伺定
最終改正　平成３０年２月１３日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、柏崎市が発注する工事等（以下「市発注工事」という。）の入札執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（談合情報の通報）

第２条　職員は、市発注工事に関し談合情報を入手したときは、直ちにその旨を入札執行職員に通報するものとする。

（談合情報の確認）

第３条　入札執行職員は、入札を執行しようとし、又は入札を執行した工事（入札の公告は入札の実施通知が行われているものに限る。）に関し、職員、報道機関その他の者からの通報により談合情報の提供があったときは、直ちに次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（別記第１号様式。談合情報の報告部分を記載したものをいう。以下この条において同じ。）により柏崎市建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告するものとする。この場合において、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障がない範囲内において、談合情報の提供者を明らかにするよう要請するものとする。

⑴　談合情報の提供者（通報者が職員又は報道機関である場合は、その者に談合情報を提供した者をいう。以下この項において同じ。）の氏名

⑵　談合情報の提供者の住所、勤務先の所在地その他の連絡先及びその電話番号（以下「連絡先等」という。）

⑶　談合情報の提供者の役職名

⑷　談合情報の対象である工事（以下「対象工事」という。）

⑸　談合情報の内容

⑹　談合情報の出所

２　入札執行職員は、新聞等の報道により談合情報の提供があったときは、前項の規定にかかわらず、当該報道の内容に基づき、次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書により委員会の委員長に報告するものとする。

⑴　報道機関名
⑵　報道の種類（新聞、テレビ等の種類をいう。）
⑶　報道の日時（新聞の日付、テレビ等の放送時間帯をいう。）
⑷　対象工事
⑸　談合情報の内容
⑹　談合情報の出所

３　入札執行職員は、入札の執行直前に談合情報の提供があった場合その他談合情報報告書兼対応書を作成する時間的余裕がないときは、前２項の規定にかかわらず、口頭により報告することができる。ただし、速やかに談合情報報告書兼対応書を提出しなければならない。

（委員会による審査）

第４条　委員会の委員長は、入札執行職員から前条の規定による報告があったときは、速やかに委員会を招集し、談合情報への対応方法に関し次の事項を審議するものとする。ただし、委員会を開催する時間的余裕がないと認めるときは、その審議すべき事項について、専決をすることができる。

⑴　事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）の必要性
⑵　調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
　ア　調査の実施時期
　イ　入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性
　ウ　調査の方法
⑶　その他必要と認める事項

２　委員会の委員長は、前項の規定による審議結果において、調査を行う必要があるときは、職員のうちから指名した調査員（以下「調査員」という。）をして調査に当てることができる。

３　委員会の委員長は、第１項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書きの規定による専決の内容について速やかに市長に報告するものとする。

（調査）

第５条　入札執行前に談合情報の提供があった場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、調査をすべき談合情報の提供があったものとし、入札執行前に調査を行うものとする。この場合において、入札執行前の調査のために必要があると認めるときは、入札を延期することができる。

⑴　談合情報の提供者（職員又は報道機関から通報があった場合は、その者に

談合情報を提供した者、新聞等により談合情報の提供があった場合は、当該報道機関に談合情報を提供した者をいう。以下同じ。）の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象工事及び落札予定者（共同企業体への発注工事の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。以下同じ。）が特定されているとき。

⑵　談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において、対象工事及び落札予定者が特定され、かつ、次の事項のいずれもが含まれているとき

ア　談合に関与した業者の名称

イ　談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

ウ　落札予定金額その他談合に参加した者以外に知り得ない事項

２　前項の規定にかかわらず、入札執行前に調査を行う時間的余裕がない場合であって入札を延期することが当該工事の発注の遅れにより予想される工事の施工上の支障その　他の影響等に照らして困難であると認めるときは、入札執行後に調査を行うことができる。

３　入札執行後に談合情報の提供があった場合において、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに調査を行うものとする。この場合において、契約（仮契約を含む。以下同じ。）締結前に談合情報の提供があったときは、調査の結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続を保留するものとする。

⑴　談合情報において、対象工事が特定されているとき。

⑵　談合情報において、次の事項がいずれも含まれているとき。

ア　談合に関与した業者の名称

イ　談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

ウ　その他談合に参加した者以外に知り得ない事項

４　前３項の規定により行う調査の方法は、事情聴取及び工事費内訳書の内容確認とし、事情聴取に関しては入札執行職員又は調査員が事情聴取書（別記第２号様式）により、工事費内訳書の内容確認に関しては積算担当者（入札に係る工事の積算内容を把握している職員をいう。）又は調査員が入札参加者から工事費内訳書の提示を求めて行うものとする。

（調査結果の報告）

第６条　前条の規定による調査を行った入札執行職員、積算担当者又は調査員は、調査結果について、速やかに談合情報報告書兼対応書（調査結果及びこれ

に基づく対応を記載したものをいう。）により委員会の委員長に報告するものとする。この場合において、事情聴取の結果については事情聴取書の写しを添付しなければならない。

２　委員会の委員長は、前項の規定による調査結果の報告があったときは、委員会を招集し、入札への対応について審議するものとする。ただし、委員会を招集するが時間的余裕ないと認めるときは、委員長の判断により入札の対応を決定するものとする。

３　委員会の委員長は、必要に応じ調査員に説明を求めることができる。

４　委員会の委員長は、第２項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書きの規定による決定の内容について速やかに市長に報告するものとする。

（調査結果に基づく入札への対応等）

第７条　第５条第１項本文の規定による入札執行前の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、入札を中止するものとし、その他の場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（別記第３号様式）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかとなったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。

２　第５条第２項の規定により入札執行後に調査を行うこととした場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかとなったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。この場合において、入札執行後に行う調査の結果が確定するまでは、契約の締結（仮契約を含む。以下同じ。）を保留するものとする。

３　第５条第２項又は第３項の規定による入札執行後に行った調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、入札を無効とするものとする。

（公正取引委員会に対する通知）

第８条　委員会は、第６条第２項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書きの規定による決定を受けて公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定による公正取引委員会に対する通知の適否に関し審議するものとする。

２　委員会の委員長は、前項の規定による審議において公正取引委員会に対して通知することが適当であると認められたときは、公正取引委員会通知依頼書

（別記第４号様式）に当該事案に係る談合情報報告書兼対応書及び事情聴取書の写しを添えて市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の依頼書の提出があったときは、談合情報通知書（別記第５号様式）に次に掲げる書類を添えて、公正取引委員会に対して通知を行うものとする。

⑴　談合情報報告書兼対応書の写し

⑵　事情聴取書の写し

⑶　その他必要と認める書類

（関係部課長に対する連絡）

第９条　市長は、前条第３項の規定により公正取引委員会に対して通知を行うときは、関係部課長に対して、同項に掲げる書類を添えて、その旨を連絡するものとする。

（準用規定）

第10条　柏崎市が発注する業務委託、物品購入及びその他の入札の執行に当たり、談合情報があった場合は、前条までの規定を準用する。

（補則）

第11条　この要領に定めるもののほか、談合情報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成８年３月１１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から実施する。

別記　第1号様式

談　合　情　報　報　告　書　兼　対　応　書　（　　年度分）

工事の概要	工事名等		所管部	部	工事担当課	課	入札担当課	課
	入札日時	①　年　月　日 午前・午後　時から	②　年　月　日 午前・午後　時から		落札業者名			
	調査年月日	①　年　月　日（入札前・後）	②　年　月　日（入札前・後）	契約年月日	年　月　日	契約金額(税込)		円

談　合　情　報　報　告　書

談合情報の入手方法等	入手区分		☐ 電話　☐ 書面　☐ 面接　☐ 報道		
	電話・書面等 情報の提供者	氏名		勤務先等 名称(役職)	
		住所		所在地	
		電話	（　）	電話	（　）
	報道	報道機関名		報道日時	
		報道の種類	新聞　テレビ　ラジオ その他（　）	年　月　日 (午前・午後　時から)	
談合情報の内容・出所					

処理担当者	報告職員名		報告年月日	年　月　日
	主管課長		報告書提出年月日	年　月　日
	入札参加資格要件等審査委員会委員長		市長への報告年月日	年　月　日

談　合　情　報　対　応　書

調査の必要性の判断	判断方法	☐ 入札参加資格要件等審査委員会の審議	☐委員長の専決処分
	委員会 開催年月日	年　月　日	
	委員会 出席委員名		
	判断内容	☐調査不要　☐調査必要	
調査の概要	調査方法	☐ 事情聴取　☐ 工事費内訳書の確認　☐その他（　）	
	調査担当者	所属　氏名 所属　氏名	
	調査の結果 総括	☐ 談合の疑惑あり　☐ 談合の疑惑なし	
	調査の結果 概要		
	入札対応	☐ 入札執行(誓約書徴取)　☐ その他（　）	
調査後の対応	対応区分	☐入札中止　☐入札延期　☐契約締結の保留　☐公正取引委員会への通知	
	判断方法	☐ 入札参加資格要件等審査委員会の審議　☐委員長の専決処分	
	委員会 開催年月日	年　月　日	
	委員会 出席委員名		
	対応内容		
	対応区分	☐入札中止　☐入札無効　☐契約解除　☐その他（　）	

公正取引委員会関係の処理	市長への通知依頼書提出年月日	年　月　日	
	公正取引委員会に対しての通知年月日	年　月　日	

第２号様式

事　情　聴　取　書

柏崎市発注の工事　　（工事番号　　第　　号）

に係わる入札に関する事情聴取の内容は、つぎのとおりです。

１　当該工事の施工を知った時期　及びその情報の入手手段	(時期) (手段)
２　当該工事受注のための活動	
３　当該工事の発注を知った時期及び発注情報の入手手段	(時期) (手段)
４　当該工事の積算内容及び積算の経緯 （１）積算を担当した者 （２）積算方法	（１） （２）
５　当該工事の入札金額の決定方法 （１）当該工事の入札に関する権限を有するものの職・氏名（代理人による入札の場合は、委任権限の範囲を決定したものの職・氏名） （２）入札金額の決定方法	（１） （２）
６　指名通知又は入札公告後の対応 （１）社内における指示 （２）指名競争入札の場合は指名を知っている社内関係者の範囲	（１） （２）
７　当該工事の自社以外の入札参加予定者の把握状況 （１）知っているか否か （２）知っている場合は、その業者名及び情報入手手段	（１） （２）
８　当該工事の入札に関し、事前に落札者を決定するための話合いの有無	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

柏崎市長　　様

住　　所

入札参加者

商号又は名称

（予定者）

代表者の氏名

聴取対象者　職・氏　　名　　㊞

第３号様式

誓　　約　　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

入札参加者
住　所

商号又は名称

法人にあっては代表者の氏名　　㊞

代理人の職・氏名
住　所

職　名
氏　名　　㊞

下記工事の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行っていないことを誓約します。

また、今後、当該工事に関し談合等の事実が明らかになった場合において、入札を無効とし、又は契約を締結したときは、当該契約を解除されても異存はありません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異存はありません。

記

１　工事番号

２　工 事 名

注１　入札参加者が共同企業体である場合は、入札参加者の欄には当該共同企業体の住所及び名称、構成員全員の住所及び名称並びに代表者の職及び氏名

２　この書類を代理人が作成する場合は、その権限を明らかにする委任状その他の書類を添付すること。

第４号様式

年　　月　　日

柏崎市長　　様

入札参加資格要件等審査委員会
委員長

公正取引委員会通知依頼書

柏崎市発注の　　工事（工事番号　　第　　号）に関し、入札談合の疑惑があると認められるので、公正取引委員会に対して通知を行うよう下記の書類を添えて依額します。

記

１　談合情報報告書兼対応書の写し

２　事情聴取書の写し

３　入札調書の写し

４　その他

第５号様式

第　　号
年　　月　　日

公正取引委員会　様

柏崎市長

談合情報通知書

柏崎市発注の　　工事（工事番号　　第　　号）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条の規定に基づき、下記の書類を添えて通知します。

記

１　談合情報報告書兼対応書の写し

２　事情聴取書の写し

３　入札調書の写し

４　その他

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領

平成２４年７月１７日　伺定
最終改正　令和４年２月２２日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、公正な競争の促進・透明性の確保の観点から、柏崎市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札・契約の過程における苦情及び柏崎市が行った指名停止措置に係る苦情等を適切に処理する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする建設工事及び指名停止措置）

第２条　この要領において「市発注工事」とは、柏崎市が発注する予定価格が１３０万円を超える建設工事とする。

２　この要領で対象とする指名停止措置は、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）及び措置要領第８条の警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）とする。

（一次苦情の申立て）

第３条　苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

⑴　一般競争入札において入札参加資格申請書類を提出した者で入札参加資格を認められなかったものにあっては、公表された非認定の理由等を踏まえ、入札参加資格があるとの申立てをできるものとする。

⑵　指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、指名されなかった者にあっては、公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立てをできるものとする。

⑶　随意契約において、当該契約と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、契約の相手方として選定されなかった者にあっては、公表された選定理由等を踏まえ、相手方として選定されることが適切であるとの申立てをできるものとする。

⑷　指名停止及び警告等を受けた者にあっては、当該措置についての苦情申立てをできるものとする。

（一次苦情の申立ての方法）

第４条　前条各号に規定する苦情の申立ては、それぞれ次の方法により行うものとする。

⑴　前条第１号及び第２号に規定する申立ては、当該入札結果の公表日から起算して７日以内に、市長に対して、苦情申立書（別記第１号様式）を提出することにより行う。

⑵　前条第３号に規定する申立ては、当該見積結果の公表日から起算して７日以内に、市長に対して、苦情申立書を提出することにより行う。

⑶　前条第４号に規定する申立ては、指名停止については当該指名停止の期間内に、警告等については当該警告の日から起算して７日以内に、市長に対して、苦情申立書を提出することにより行う。

（一次苦情の申立てに対する回答）

第５条　市長は、前条各号に規定する苦情の申立てを受けた場合にあっては、申立期間の最終日の翌日から起算して７日以内に、苦情申立者に対して、苦情申立てに対する回答書（別記第２号様式）により回答するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

（一次苦情の申立ての却下）

第６条　市長は、申立てが第３条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第４条各号に定める方法によらないとき、又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

２　前項に規定する却下は、申立てを受けた日から起算して７日以内に、苦情申立却下通知書（別記第３号様式）により行うものとする。

（再苦情の申立て）

第７条　回答書を受理した者で当該回答書による市長の説明等に不服のあるものは、再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立ての方法）

第８条　再苦情の申立ては、回答書を受理した日から起算して７日以内に、市長に対して、再苦情申立書（別記第４号様式）を提出することにより行うものとする。

（入札監視委員会における意見聴取）

第９条　市長は、前条の再苦情の申立てを受けた場合にあっては、速やかに、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成２４年条例第８号）の定めるところにより設置されている柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に対して、当該申立てに係る市の対応案の妥当性について意見を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第１０条　市長は、委員会の審議を踏まえた上で、委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して７日以内に、申立者に対して、再苦情申立てに対する回答書（別記第５号様式）により回答するものとする。

２　前項に規定する回答に当たって、再苦情の申立てを認めるときは、その旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を回答書に付すものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第１１条　市長は、申立てが第７条に定める要件に該当しないとき、第８条に定める方法によらないとき、又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前２条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

２　前項に規定する却下は、申立てを受けた日から起算して７日以内に、再苦情申立却下通知書（別記第６号様式）により行うものとする。

（事務処理）

第１２条　この要領に定める事務は、財務部契約検査課が行うものとする。

（期間の計算）

第１３条　この要領に定める期間の計算に当たっては、新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）第１条に規定する休日に該当する日を除くものとする。

附　則

この要領は、平成２４年７月１７日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

柏崎市長　様

苦情申立者の住所・氏名

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

苦情申立書

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第３条及び第４条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

１　苦情申立ての対象工事

２　苦情申立ての内容及びその理由

第２号様式（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

苦情申立者の住所・氏名　様

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

柏崎市長　　㊞

苦情申立てに対する回答書

年　　月　　日付けで貴職より申立てのあった件について、柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第５条の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要領第７条及び第８条の規定に基づき、この回答書を受理した日から起算して７日以内に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

１　苦情申立ての対象工事

２　苦情申立てに対する回答及びその理由

第３号様式（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

苦情申立者の住所・氏名　様

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

柏崎市長　　㊞

苦情申立却下通知書

年　　月　　日付けで貴職より申立てのあった件については、柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第６条の規定により、却下します。

記

１　苦情申立ての対象工事

２　苦情申立てを却下する理由

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

柏崎市長　様

苦情申立者の住所・氏名

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

再苦情申立書

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第５条の規定により、　　年　　月　　日付け　第　号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるので、同要領第７条及び第８条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

１　再苦情申立ての対象工事

２　再苦情申立ての内容（不服のある事項）及びその理由

第５号様式（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

再苦情申立者の住所・氏名　様

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

柏崎市長　　㊞

再苦情申立てに対する回答書

年　　月　　日付けで貴職より申立てのあった件について、柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第１０条の規定により、下記のとおり回答します。

記

１　再苦情申立ての対象工事

２　再苦情申立てに関する回答及びその理由、これに伴って講じようとする措置の概要（再苦情の申立を認めない場合にあっては、「講じようとする措置の概要」は記載不要のこと。）

第６号様式（第１１条関係）

第　　号

年　　月　　日

苦情申立者の住所・氏名　様

（苦情申立者が法人の場合にあっては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。）

柏崎市長　　㊞

再苦情申立却下通知書

年　　月　　日付けで貴職より申立てのあった件については、柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第１１条の規定により、却下します。

記

１　再苦情申立ての対象工事

２　再苦情申立てを却下する理由

新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例

平成２４年３月２２日条例第８号
最終改正　平成２４年３月２２日条例第８号

（設置）

第１条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事に関し、入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するため、市長の附属機関として、柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、市が発注する建設工事に係る次の事項を調査審議するものとする。

⑴　入札及び契約手続の運用状況等に係る報告に関すること。

⑵　委員会が抽出した建設工事の発注内容に関すること。

⑶　入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理に関すること。

２　委員会は、前項の事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員会は、委員５人以内で組織する。

３　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正）

２　新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和３１年条例第２２号)の一部を次のように改正する。

別表１中

「

職員倫理審査会委員	１日につき　１３，０００円	〃

」を

「

職員倫理審査会委員	１日につき　１３，０００円	〃
入札監視委員会委員	１日につき　１３，０００円	〃

」に改める。

新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則

平成２４年３月３０日規則第２７号

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成２４年条例第８号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第２条　柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長は、議長として委員会の議事を運営する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集及び会議）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第４条　委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（特例措置）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行日以後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとする。

柏崎市入札監視委員会の運営に関する事務処理要領

平成２４年３月３０日　伺定
最終改正　平成３０年２月２７日　伺定

（趣旨）

第１条　この要領は、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成２４年条例第８号。以下「条例」という。）及び新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則（平成２４年規則第２７号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　条例第１条の市が発注する建設工事とは、柏崎市又は柏崎市上下水道局（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、柏崎市財部部契約検査課が入札及び契約手続を行う予定価格が１３０万円を超えるもの（以下「工事」という。）をいう。

（委員会の事務）

第３条　条例第２条第１項に規定する委員会の所掌事務として調査審議する内容は、次に掲げるものとする。

⑴　入札及び契約手続の運用状況等に係る報告に関する次の内容

ア　市が実施した入札及び契約事務手続に関する内容

イ　柏崎市建設工事請負業者等指名停止等措置要領に基づく指名停止した内容

ウ　談合情報に対応した内容

⑵　委員会が抽出した工事の発注内容に関する次の内容

ア　制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る参加資格要件の設定理由

イ　指名競争入札に係る指名の理由

ウ　随意契約とした理由

⑶　入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理に関する次の内容

ア　市の入札及び契約手続に関して申し立てた苦情に対する回答に対し、再度申し立てる苦情

イ　市の指名停止等の措置等に関して申し立てた苦情に対する回答に対し、再度申し立てる苦情

（会議の開催方法）

第４条　規則第３条に規定する委員会の会議は、おおむね４か月に１回開催する。

２　前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認める場合は、臨時会議を開催することができる。

３　会議及び臨時会議は原則として公開し、議事の概要は原則として公表する。ただし、新潟県柏崎市情報公開条例(平成１０年条例第５号)第６条第２号及び第４号に規定する非公開とする情報が含まれる事項について審議する会議は非公開とし、その議事の概要も公表しない。

（会議への報告）

第５条　第３条第１号の報告に係る調査及び審議については、次に掲げる資料により行うものとする。

⑴　発注工事総括表（別記第１号様式）

⑵　契約方式別工事一覧表（別記第２号様式）

⑶　指名停止措置一覧表（別記第３号様式）

⑷　談合情報対応状況説明書（別記第４号様式）

⑸　再苦情処理説明書（別記第５号様式）

⑹　前各号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関する資料

２　第３条第１号に規定する報告事項に係る調査及び審議する対象工事は、会議の開催日の属する月前４月間において契約した工事とする。

（対象工事の抽出）

第６条　第３条第２号に規定する工事の抽出は、契約方式別工事一覧表のうちから、委員会が無作為に行うものとする。

２　前項に規定する抽出は、会議開催日のおおむね２週間前までに行うものとする。

３　委員会は、第１項に規定する抽出の事務を、あらかじめ委員長が指定した委員に委任するものとする。

（抽出された工事の説明）

第７条　抽出された工事に対する説明は、契約方式ごとに抽出事案説明書(別記第６号様式の１から別記第６号の４様式まで)及び附属資料により行う

ものとする。

２　前項の説明は、契約検査課長又は契約検査課長が指名した者が行うものとし、工事概要等については必要に応じ、当該工事の施工担当課長又は施工担当課長が指名した者が行うものとする。

３　第１項の抽出された工事に関する附属資料は、次に掲げるものとする。ただし、契約方式により該当する資料がない場合は、この限りでない。

⑴　参加資格及び指名審査等関係資料

⑵　入札設計書等に関する質問・回答関係資料

⑶　入札調書等の入札関係書類

⑷　積算疑義申立てに関する書類

⑸　建設工事請負契約書

⑹　その他委員会が求める資料

（意見の公表）

第８条　委員会は、条例第２条の規定により市長に対し意見を述べたときは、その意見を公表するものとする。

（意見の反映）

第９条　市長は、前条の規定により委員会から意見の具申を受けたときは、必要に応じて所要の措置を講じなければならない。

（委員の除斥）

第10条　委員は、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

この要領は、平成２６年８月１日から施行する。

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。